岡本東遺跡第３次発掘調査報告書

―六甲山南麓地域における律令期遺跡の調査―

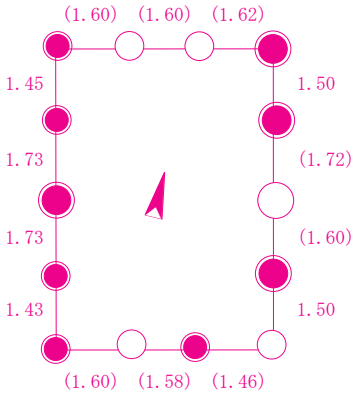

2022

神　戸　市

岡本東遺跡第３次発掘調査報告書

―六甲山南麓地域における律令期遺跡の調査―

2022

神　戸　市

例　言

1．本書は、現住所・兵庫県神戸市東灘区岡本７丁目に所在する、岡本東遺跡の第３次発掘調査報告書である。現地における調査および本書の執筆と編集作業は、神戸市文化スポーツ局・文化財課　学芸員　石島三和が担当した。

2．本報告の調査は、民間事業者による福祉施設建設を原因とする。

3．本書で使用した方位は方眼北を示し、水準値（標高）は東京湾中等潮位（T.P.）を表している。国土座標は世界測地系第Ⅴ系を使用した。

4．本書で使用した遺構写真は調査担当者が撮影し、遺物写真は杉本和樹氏が撮影したものを使用している。

5．発掘調査で得た遺物・図面・写真は神戸市が保管している。

6．本書で報告した律令期の掘立柱建物復元案に関して、神戸市文化財審議委員である菱田哲郎　京都府立大学文学部歴史学科教授より指導を得た。

7．本書の刊行にあたってご協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

目　次

第Ⅰ章　はじめに …… 1
1　調査体制 …… 2
2　調査の概要および既往の調査 …… 2
第Ⅱ章　遺跡の立地と環境 …… 5
1　立地 …… 5
2　歴史的環境 …… 6
第Ⅲ章　遺構 …… 21
1　基本層序 …… 21
2　遺構各説 …… 24
第Ⅳ章　遺物 …… 33
1　律令期の土器 …… 33
2　弥生時代および古墳時代の土器 …… 34
第Ⅴ章　考察 8世紀の六甲山南麓地域にみる郡的世界
―摂津国兎原郡郡庁域を中心に― …… 36

挿　図

Fig.

1　岡本東遺跡の範囲および周辺環境
2　調査区位置図
3　明治18 年測量地形図に見える
住吉川扇状地および天上川
4　明治時代の地形図に見える横川
5　「本山村字別地區圖」に見える「一ノ坪」
「二ノ坪」「三ノ坪」
6　岡本東遺跡周辺の遺跡分布
7　住吉川水系および芦屋川水系流域の古墳動態
8　住吉川水系および芦屋川水系流域の古墳時代
首長層構成概念図
9　摂津国の歴史的変遷
10　落合重信による摂津国兎原郡の郷位置比定
11　住吉川水系および芦屋川水系流域の遺跡動態
12　森岡秀人による
「本庄～芦屋周辺古代地域造概念図」
13　調査区土層図 1
14　調査区土層図 2
15　調査区全体図
16　SB01 平面および断面図
17　SB02 平面および断面図
18　SB03 平面および断面図
19　掘立柱建物柱配置図 1
20　SB04 平面および断面図

21　掘立柱建物柱配置図２
22　SI01 平面および断面図
23　SI02 平面および断面図
24　遺構出土土器　実測図１（律令期）
25　遺構出土土器　実測図２（弥生時代）
26　遺物包含層３出土土器　実測図
27　その他の遺物包含層出土土器　実測図
28　住吉宮町遺跡における律令期遺構の分布
29　住吉宮町遺跡および郡家遺跡の律令期遺構位置関係
30　兎原郡～明石郡の白鳳期寺院における軒瓦の供給状況
31　住吉川水系における律令期遺跡出土の土器　１　住吉宮町遺跡第17次調査出土土器
32　住吉川水系における律令期遺跡出土の土器　２　飛鳥時代
33　住吉川水系における律令期遺跡出土の土器　３　奈良時代　土師器
34　住吉川水系における律令期遺跡出土の土器　４　奈良時代　須恵器
35　住吉川水系における律令期遺跡出土の遺物

表

Tab.

1　兎原郡の古代建築遺構１（側柱建物１）
2　兎原郡の古代建築遺構２（側柱建物２）
3　兎原郡の古代建築遺構３（総柱建物）
4　兎原郡の古代建築遺構の消長

写真図版

P.L.1
1　１区全景（南から）
2　SB０/02検出状況（南から）
3　SB01/02検出状況（南から）
4　４区全景（西から）
5　SB03/04　SI02 検出状況（北から）
6　３区東半全景（西から）
P.L.2
7　SI01検出状況（南西から）
8　SI02検出状況（北から）
P.L.3
9　SB02出土土器
10　SB01/02検出面上面上出土土器
11　SB01/02検出面上面上出土土器
12　遺物包含層３出土土器
13　遺物包含層２出土土器
14　遺物包含層出土土器
15　SI01出土土器
P.L.4
16　SI02出土土器
17　遺物包含層出土土器
P.L.5
18　SI02出土土器
19　SI01/02出土土器
20　遺物包含層３出土土器
21　遺物包含層１出土縄文土器
22　遺物包含層１出土縄文土器
23　遺物包含層出土打製石鏃
24　遺物包含層出土磨製石槍
25　遺物包含層出土打製石器

第Ⅰ章　はじめに

本書は兵庫県神戸市東灘区岡本７丁目に所在する、岡本東遺跡の発掘調査報告書である。当該遺跡における発掘調査は平成９年の第１次調査以降本報告で３次を数え、既往の調査によって縄文時代後期に集落形成を開始し、弥生時代後期まで継続した遺跡と判明しているものの、調査事例が少なく未だ不明な点の多い遺跡である。

本書で報告する第３次調査は福祉施設建設に伴うもので、現地における発掘調査は令和２年11月９日から令和３年２月25日まで実施し、その後令和３年度に神戸市埋蔵文化財センターにおいて出土遺物の整理、調査および報告書編集作業を行なったものである。なお現地での調査は工程の便宜上、対象範囲を４分割して（fig.2）順次実施したが、本書ではこれらを一括して報告する。

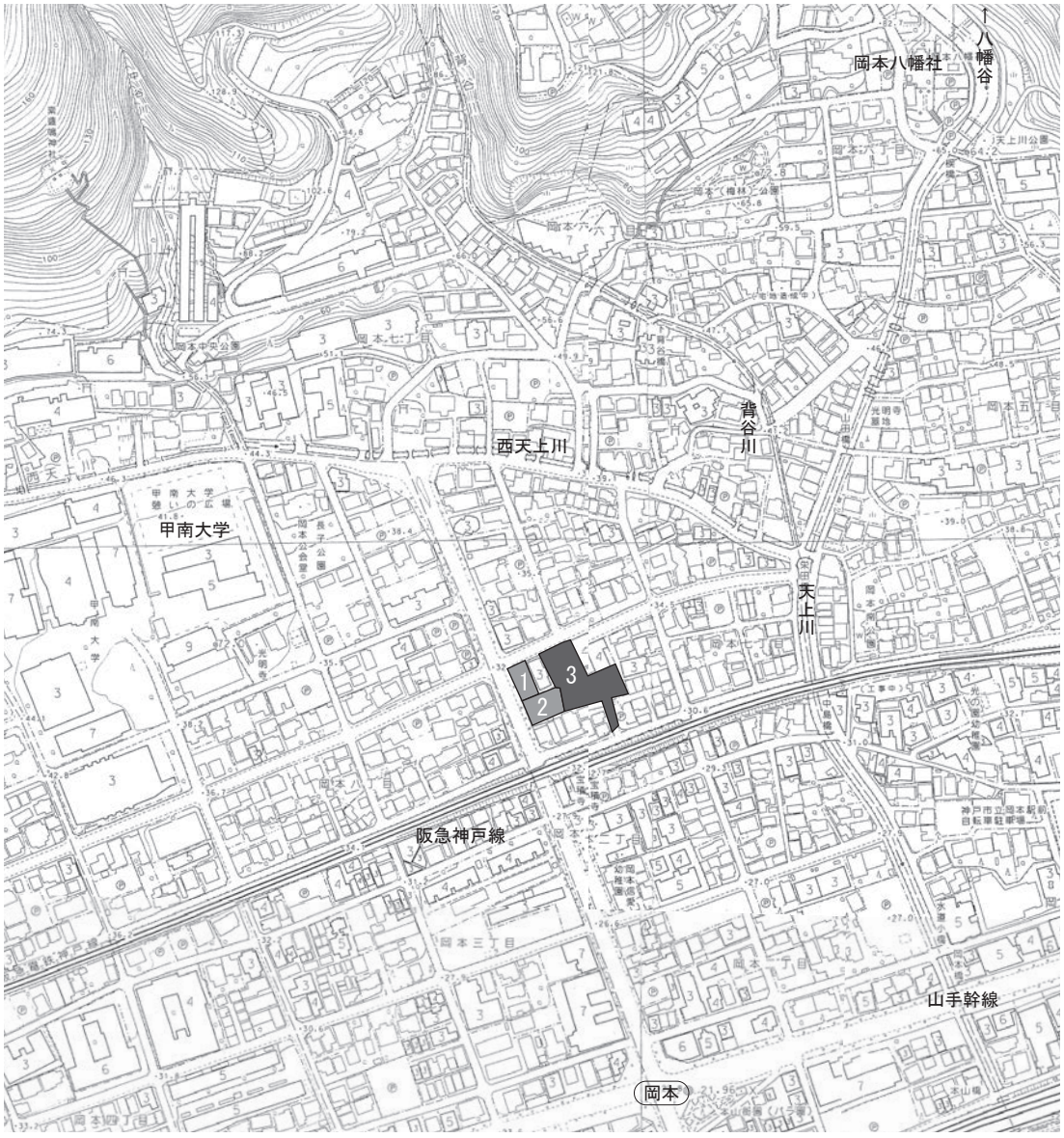

fig.1　岡本東遺跡の範囲および周辺環境

1　調査体制

令和２年度の現地調査、令和３年度の出土遺物整理・調査および報告書編集作業における組織は以下の通りである。

令和２年度（現地調査）
神戸市文化スポーツ局

局長	岡田健二
副局長	宮道成彦
文化財課長	安田　滋
埋蔵文化財係長	東喜代秀
事務担当学芸員	小林さやか
調査担当学芸員	石島三和

令和３年度（遺物整理作業および報告書刊行）
神戸市文化スポーツ局

局長	加藤久雄
副局長	宮道成彦
文化財課長	安田　滋
埋蔵文化財センター担当課長	前田佳久
埋蔵文化財係長	東喜代秀
埋蔵文化財係担当係長	中村大介
事務担当学芸員	小林さやか
調査担当学芸員	石島三和

2　調査の概要および既往の調査

今回の調査では、調査区全域で遺構面１面を確認した。当該面上の遺構は弥生時代と古代の２時期に大別でき、１面２時期の構成となる。主な遺構は、弥生時代中期の竪穴建物２棟、奈良時代の掘立柱建物３棟、奈良時代から平安時代の掘立柱建物１棟、遺構面を切りこむ自然流路等である。先行する第１次調査および第２次調査では律令期に帰属する遺構は確認されておらず、これまで岡本東遺跡は六甲山南麓地域に群在する、縄文時代および弥生時代を中心とした先史時代遺跡群の一翼と認識されていた。しかし今回の調査地では律令期の建築遺構を確認しており、第３次調査地に限れば、遺構の主体的時期は奈良時代である。

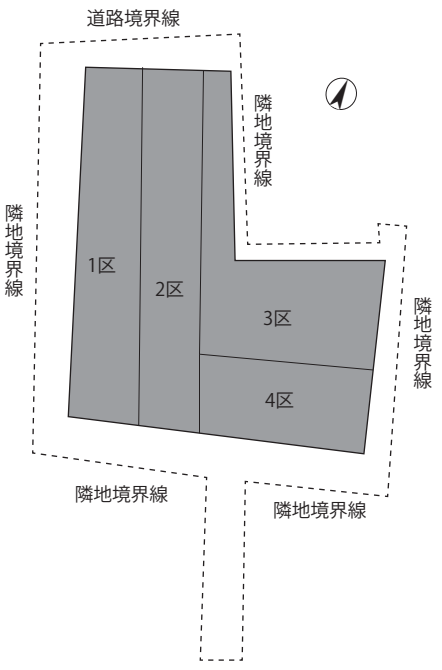

fig.2　調査区位置図

A　調査の概要

調査地の地区割りはfig.2に示す通りである。今回の調査地では調査区北側で現況地盤の盛り土上面から約30cm 掘り下げた、標高32.0m 前後、調査区南端では標高30.3～30.6m で遺構面を確認している。この南北の高低差は、六甲山南麓の斜面地という遺跡の立地に起因する。

なお六甲山南麓地域では古来より土砂災害が頻発し、土砂流、土石流、あるいは河川の氾濫などの痕跡がしばしば発掘調査に際して確認されているが、今回調査地でも、遺構面上に大規模な土石流の浸食痕や、遺跡東方を流れる天上川由来の浮遊砂と思われる堆積層が認められ、それら災害地層の上に遺構

が形成されていた。

宅地化の進行した現在、古代当時の地形や自然災害痕は俄かに把握しがたく、遺跡周辺の街に立って観察できるのは、宅地化直前まで見られた近世の耕地開発の際の切り土や盛り土で大幅に改変された地形である。このことからこんにちの此地が近現代の開発と前近代の自然災害との複合作用によって地形を更新してきた経緯が観取できるが、少なくとも前近代の段階においては、上述のような自然災害痕をも包摂する形で遺構が塁層的に再生産されており、このような遺跡のありかたが、六甲山南麓地域に分布する多くの遺跡に通有の特徴と言える。

B　既往の調査

岡本東遺跡において本調査に先行して実施された調査箇所は、今回調査地の西側の第１次調査地および、本調査地と南西隅で境を接する第２次調査地の２カ所である（fig.1）。

第１次調査

平成９年の第１次調査では、中世耕作地の下層で５世紀頃の自然流路と弥生時代中期後半の竪穴建物１棟が確認されているほか、第１遺構面の下層で、北白川上層式の時期の貯蔵穴１基も報告されている（神戸市2000）。

第２次調査

平成26年度実施の第２次調査も概ね第１次調査の内容を追認するもので、中世耕作地の下層に弥生時代中期の竪穴建物２棟、その下層に縄文時代後期の宮滝式の土器１点を出土するピット１基、という構成である。第１次調査では下層遺構の時期が北白川上層式、第２次調査では宮滝式と期別に微差はあるものの、いずれも縄文時代後期の範疇である（神戸市2017）。

縄文時代の遺構分布

第１次調査と第２次調査における相違点は大きく２つあり、第１次調査では弥生時代遺構面上で検出された５世紀の自然流路が、第２次調査ではその上位の中世耕作土層上面から確認されている点と、第１次調査地点では調査区のほぼ全域で確認できた縄文時代の遺構面が、第２次調査では、調査区の北側、第１次調査地点に近い限られた範囲にのみ認められる点である。前者については、堆積層の認識に関する調査担当者間の揺らぎであり、土層の遺存状況等、調査環境によって生じ得る事象なので、第２次調査担当者の「同一の自然流路」という見解を尊重してよい。

一方後者については、端的に縄文時代遺構の分布範囲を示しており、岡本東遺跡における縄文時代後期の遺構面は、第２次調査地点以北に分布すると判断できる。ただし今回の第３次調査地点では、後述するように弥生時代遺構面以下層には旧河道堆積物が連続し、縄文時代遺構面となる層は確認されていないので、厳密には「第２次調査地以北、第３次調査地以西」が縄文時代の遺構分布域となる。

弥生時代遺構および古代の遺構の選地

弥生時代遺構面の標高は第１次で31.5m ～31.0m、第２次調査では31.0m 前後で、今回の調査地点より低い。この検出高の差異、すなわち旧地形の東西方向の高低差は微高地上の第３次調査

地に対して、微高地から西に下がる斜面途上の第１次および第２次調査地点という位置関係によるもので、現況の地形にも反映されている。第１次および第２次調査地の西を走る南北方向の現在の街路が微高地から見た後背低地にあたると考えられ、この微高地の形成要因は、遺跡東方の天上川の自然堤防やクレバススプレー層であろうと推測される。

縄文時代に関しては、第１～３次までのいずれの調査でも建物址が確認されていないため不明だが、少なくとも微高地と低地の差をあまり意識しない弥生時代と、明確に微高地を意識している律令期とでは、遺構分布のあり方は対照的である。このことから、岡本東遺跡において律令期の遺構分布が今のところ第３次調査地にしか認められない理由は、該期の建物の選地論理が、前代までと異なることに起因すると考えられる。

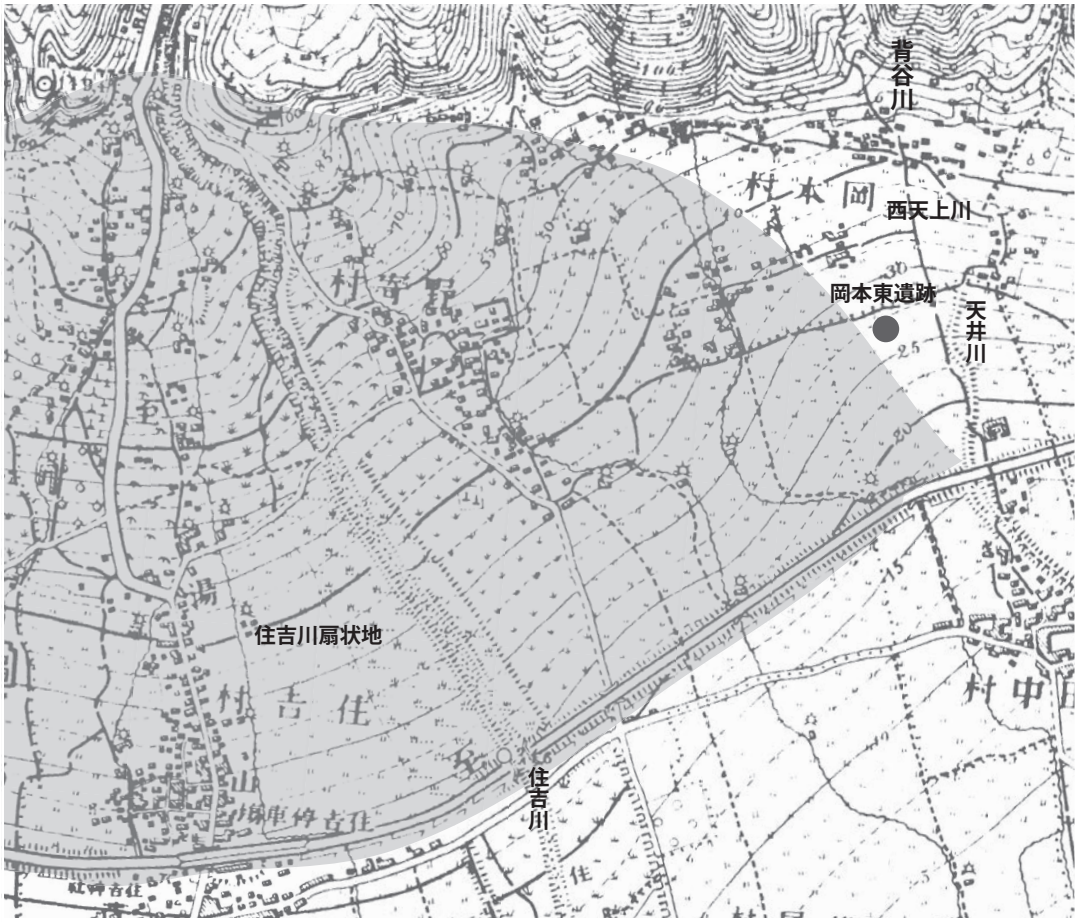

fig.3　明治18年測量地形図に見える住吉川扇状地および天上川

第Ⅱ章　遺跡の立地と環境

1　立地

神戸市域の東端、東灘区に所在する岡本東遺跡の範囲は、おおむね現在の岡本７丁目西半および同８丁目の南東部にあたり、東西200m 南北200m 程度のごく小さな遺跡と考えられている。遺跡の標高は概ね33.0m から30.0m。東に住吉川、西に芦屋川を擁する六甲山南麓地域有数の合成または合流扇状地上に位置するが、該地の扇状地は、いずれも半径５km 未満の沖積扇状地が重なり合うもので、地質学上の分類としては「小型扇状地」に属する。

遺跡から住吉川までは直線距離で約1.0km、芦屋川までは2.8km 程度で、これら全長3.0～4.0km 程度の中規模河川に挟まれた土地には、他にも天上川と高橋川という小規模水系も流下しており、遺跡周辺地域に作用した川は、西から順に住吉川水系、天上川水系、高橋川水系、芦屋川水系、の４水系となる。

宅地化が進む以前の明治18年頃の地形図では、住吉川の扇状地が明確に確認できるのに対し、遺跡に最も近い天上川については、扇頂部にわずかに等高線の隆起が認められるものの、扇央部や扇端部はすでに不明瞭で（fig.3）、土砂量の多い住吉川の力が、周辺の地形に対してより強く作用している事が分かる。住吉川水系は六甲連山の最高峰である六甲山に源流を持つため水流が強く、六甲山南麓地域において最もなだらかかつ広範な平野部を形成した川であり、同時に天上川や高橋川といった小規模河川を流域周辺に包摂することで、細やかな水利を実現できる地勢も生み出している。

岡本東遺跡は、この住吉川が形成する扇状地の東扇端、天上川の本流と支流西天上川、渓流系支流背谷川の３つの河川が合流する地点から西方200m、天上川右岸の微高地上にある。この天上川については、昭和２年まで田中村（現在の東灘区田中町付近）で東に直角に折れ、高橋川に合流していた過去を持ち、東西方向に流下する部分は「横川」と呼ばれていた（fig.4）。その由来は条里制の施行に際して開削された人口水路とも言われ、また横川以外にも、条里地割りの名残りとされる「一ノ坪」、「二ノ坪」といった地名が、

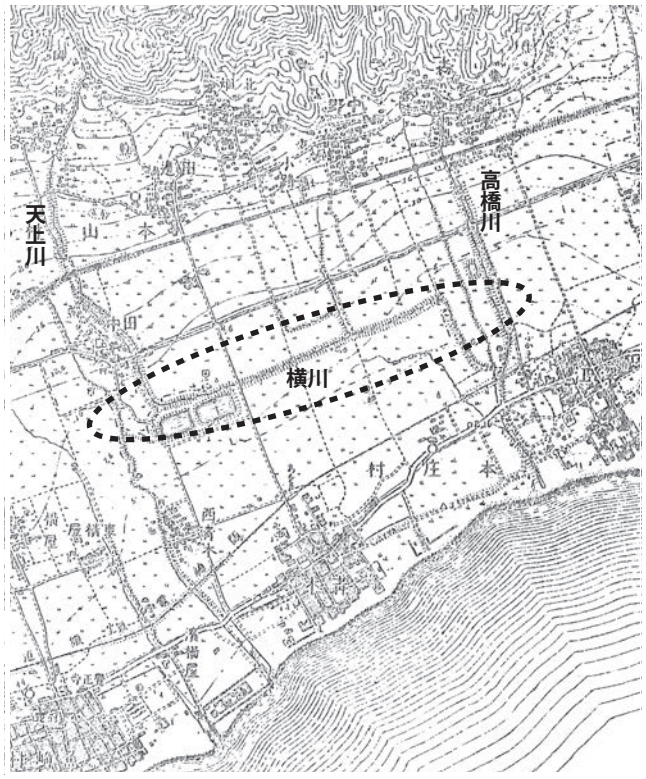

fig.4　明治時代の地形図に見える横川

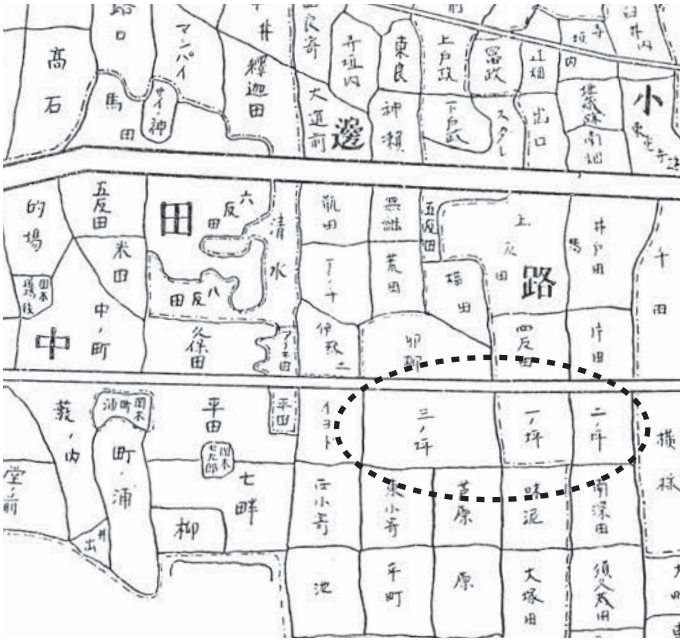

fig.5 「本山村字別地區圖」に見える「一ノ坪」「二ノ坪」「三ノ坪」

明治頃まで高橋川上流域には残っていた（『本山村誌』『天井川水系河川整備基本方針（案）』）。

2　歴史的環境

前述の通り、岡本東遺跡第３次調査では、奈良時代の遺構が主体であった。したがって本節でも律令期を中心に六甲山南麓地域の歴史について述べることとする。縄文時代、弥生時代に関しては既往の発掘調査報告書や先行研究、概説書等が多数存在するので、それらを参照されたい。

A　古墳時代の六甲山南麓地域

令制的な在地集団の存在形態が郡を基礎単位とすることは、石母田正の「在地首長制論」以来すでに定説となっている（石母田1971　吉田1968　大町1986　栄原1999ほか）。８世紀以降の国郡制下での行政区分に関する記述のある『延喜式』(1)および『和名類聚抄』(2)（以下『和名抄』）を確認すると、六甲山南麓地域を包摂する「摂津国」には以下の13郡が記されており、岡本東遺跡の所在する住吉川流域から芦屋川流域にかけての地域は、Ｂの兎原郡に該当する。

Ａ摂津平野部　住吉郡、百済郡、東成郡、西成郡、嶋上郡、嶋下郡、豊嶋郡、河辺郡
Ｂ六甲山南麓　武庫郡、兎原郡、八部郡
Ｃ六甲山以北　有馬郡、能勢郡

この郡配置が、『和妙抄』の成立した10世紀以前の摂津国内における在地の勢力分布を反映したものであることは確かである。さらに国郡制、ひいてはその準備である評制が、「それまで国造のクニの内部に、国造自身、地方伴造、稲置、あるいはそのいずれにも任ぜられていないといった、様々な形で存在していた自律的在地首長層を、そのそれぞれが直接に支配する地域・集団を、すべて評という統一した組織に編成しようとした制度」（篠川1996）である事を念頭に置けば、郡的領域論の前提としては、その前史である国造制まで視野に入れる必要があろう。そこで本節では、岡本東遺跡の所在した兎原郡を中心に、古墳時代の六甲山南麓地域について概略を記す。

前方後円墳体制の浸透（３～４世紀）

６世紀中頃に成立する国造制が、「伴造制」「部民制」「屯倉制」といった諸制度とともに、ヤマ

トを中心とした政治集団が地方諸豪族を内部に取り込み、機構化していく過程の初期的帰結であることは、広く知られるところである。3世紀中頃とされる王権の成立以来、それに服属する豪族との関係は、上番制を伴う王権への奉仕と貢納、豪族間の序列化を本質としたが、「地方官」として屯倉経営とセットで王権との従属関係を結ぶ国造もまた、石母田の述べるように、古墳の築造によって政権内での序列と従属を表現する在地首長層を前身とした（石母田前掲書）。

地方制度としては一定の均質性を有する（篠川前掲書）国造制だが、国造の成立過程そのものは、地域個々の発展段階や王権との関係の濃淡等を反映して多様な経緯を辿った（八木1968、1986）。岡本東遺跡の所在する六甲山南麓地域の場合は、6世紀を大きく遡る古墳時代前期の前方後円（方）墳の分布にすでに中央との関係性が表れており、当該地方への王権力の浸透は、考古学的には3世紀後半から4世紀、いわゆる前方後円墳体制（都出2005）の初期に、早くもその土台が作られたと考えられる。

六甲山南麓地域の3～4世紀の前方後円（方）墳と国造制を結び付けた研究としては、吉田晶のそれがよく知られる（吉田1973）。吉田の説は今日の研究水準に照らして古墳の年代観に大幅な修正を要するが、だとしても灘区西求女塚古墳（3世紀後葉～4世紀初頃 / 前方後方墳 /98m）、東灘区処女塚古墳（4世紀前半 / 前方後方墳 /70m）、東灘区東求女塚古墳（4世紀後葉 / 前方後円墳 /80m）など順次築造された六甲山南麓臨海地域の大型古墳を、のちの摂津・河内の国造層―具体的には凡河内直氏―と結びつける見解は今なお卓見と言える。吉田論文以降の知見としては、これらの前方後円（方）墳の中でもっとも古い西求女塚古墳の発掘調査成果が挙げられる（神戸市教委2004）が、この調査では三角縁神獣鏡7面を含む銅鏡13面のほかに山陰系鼓型土器も出土しており、当該地方との親縁性を持つ人物という被葬者像が推定されている。この考古学的事実によって、吉田の説は凡河内氏の中に出雲氏の一流が含まれることを看破した加藤謙吉の文献史研究（加藤1991）とも、過不足なく整合していくのである。

つまり六甲山南麓地域では、概ね西求女塚古墳の築造を境として、それまで在地的・土着的であった諸集団がヤマト王権との結びつきの中で序列化され、300年あまりのちに凡河内国造という形で完成を見るという考え方だが、ならばこの、西求女塚古墳以降、一連の臨海地帯の前方後円（方）墳によって辿る事の出来る3～4世紀の在地首長系譜の実態とは、いかなるものか。

この問題に関する考古学的説明としては、西求女塚古墳から出土した三角縁神獣鏡をはじめとする威信財の有り方に、同じ六甲山南麓の他水系流域に前方後円墳を築造した集団に比して卓越性を持つ首長系譜を見出した森岡秀人の説（森岡1990）や、同古墳が箸墓古墳の墳形を、そのまま35パーセントに縮小したいわゆる「相似墳」であることから、倭国王との間に「直接的な関係」を結ぶ首長の墓とする岸本直文の説（岸本2020）などがある。王権との直接的服属関係という性格は、畿外国造に対する畿内国造（具体的には倭直、山代直、凡河内直を指す）の特殊性に関する大津透の見解（大津1993）とも呼応し(3)、考古学の説く「直接的な関係」と文献史の描く「畿内国造＝王権直属の実務官僚」像とは、ほぼ同義と考えてよい。

福永伸也は、西求女塚古墳にはじまる六甲山南麓臨海型首長墓の流れが、築造順にみると西から東へと展開していくと指摘しており（福永1999）、この事実もあるいは、西摂を本貫とする凡河内氏またはその前身集団が、「兎原郡から東進する形で」「河内の志紀地方に進出」し、「摂・河・泉を支配する凡河内国造に任命され」たと考える加藤の研究と整合的である。

また西求女塚古墳ほかの臨海型前方後円（方）墳の卓越性を支えた背景としては古墳の立地から海上交通の掌握と密接な関係があると考えられているが、凡河内氏が伝統的に海防と対外交渉

を職掌とした事は、『日本書紀』[4]や『続日本紀』[5]等（以下『書紀』および『続紀』）の国史に見る該氏の記事から明らかである。そのほか、西求女塚古墳は西郷川左岸の河口付近、処女塚古墳は石屋川右岸の河口付近、東求女塚古墳は住吉川左岸の河口付近という古墳の立地も、西郷川が８世紀の兎原郡と八部郡との郡界とされる事や、『摂津国風土記』逸文[6]に新羅遠征との関連で記される敏馬社を右岸に擁する水系である事と全くの無縁ではなかろう。前方後円墳は「支配境界近くに」（一瀬2018）造られるもので、『延喜式』によれば、敏馬社は朝鮮半島からの使節に神酒を給付する儀礼の場であり、筑紫館と並ぶ外交施設であった。これも推古朝の凡河内糠手[7]や、舒明朝の凡河内矢伏[8]が大陸使接遇役として活躍する『書紀』の記事を想起させる。

以上のように、３～４世紀の六甲山南麓地域では、のちの兎原郡西端部にあたる地域に、周辺他集団に対して卓越する首長系譜が存在し、海上交通や対外交渉実務を掌握しつつ、臨海地帯に大型の前方後円（方）墳を墨代的に築造することで、王権への帰属と他集団との差異化を表明しており、この首長系譜については考古学的な諸事実と、文献史研究における成果との整合性から判断して、凡河内直氏がその有力な候補と考えられている。

初期群集墳の形成（５世紀）

３～４世紀の首長系譜が、果たしてどの程度６世紀の国造層に直結し得るかという問題は一旦措き、ここで改めて凡河内氏に関する文献史料の最も古いものを確認すると、『書紀』雄略九年二月甲子条[9]があり、次いで安閑元年閏十二月条[10]が挙げられる。雄略朝の記事は５世紀の新羅遠征と凡河内香賜の斬首にまつわる記事、有名な安閑朝の記事は６世紀の屯倉設置と凡河内味張が国造になるまでのいきさつが記されている。これらの記述は、在地勢力としての凡河内氏が国造に転化する過程を描いたとされ、雄略朝を一つの画期として、伝統的在地勢力、つまりヤマト政権に対して連合と対抗の二律背反的側面を有する在地豪族が、完全な服属に至ることを示唆すると見るのが一般的である。国造制の成立は６世紀中葉であり、『書紀』の記述には多分に寓話的虚構や後世の仮託が含まれることも当然念頭に置くべきであるが、考古学的にみても、５世紀に入ると六甲山南麓地域の在地首長墓のあり方が変質する事は間違いない。

鉄剣銘などの金石文研究によって、雄略朝の実年代は概ね５世紀後半と考えられる。一方首長墓からみた六甲山南麓地域の政治的変質の端緒は、国史記事よりやや早い４世紀後葉から５世紀初頭で、この時期に前代の臨海型前方後円（方）墳に替わり、中規模の前方後円墳や帆立貝式古墳を盟主墓に持つ群集墳が、住吉川と芦屋川の２水系に挟まれた内陸部に集中的に造られるようになる。

まず３世紀中葉の西求女塚に始まる、威信財としての三角縁神獣鏡を有する前方後円（方）墳の後継墳後補としては、天上川左岸のヘボソ塚古墳および、芦屋川左岸の芦屋市阿保親王塚古墳が挙げられる。後者は宮内庁所管の陵墓のため詳細不明だが、円墳で伝世品として三角縁神獣鏡４面が存在し、『新修芦屋市史』によれば、翠ケ丘古墳群の首長墓と考えられている。

前者のヘボソ塚古墳は、近代のうちに宅地化で消滅した古墳である。こちらも詳細は不明ながら、梅原末治の研究によって全長63m 程度の前方後円墳と推定され（梅原1925）、明治期に掘りだされた副葬品は、現在東京国立博物館の所蔵となっている。そのうちの三角縁二神二獣鏡１面は長岡京市長法寺南原古墳と同笵で、製作年代はⅠ期とされる。ただし長法寺南原古墳は埴輪の年代観から四世紀後葉の築造と判明しており、築造年代に比して鏡相が古い古墳として知られ（都出1992）、ヘボソ塚古墳の年代もこれに呼応して４世紀後葉と考えた場合（福永1999）、この二つ

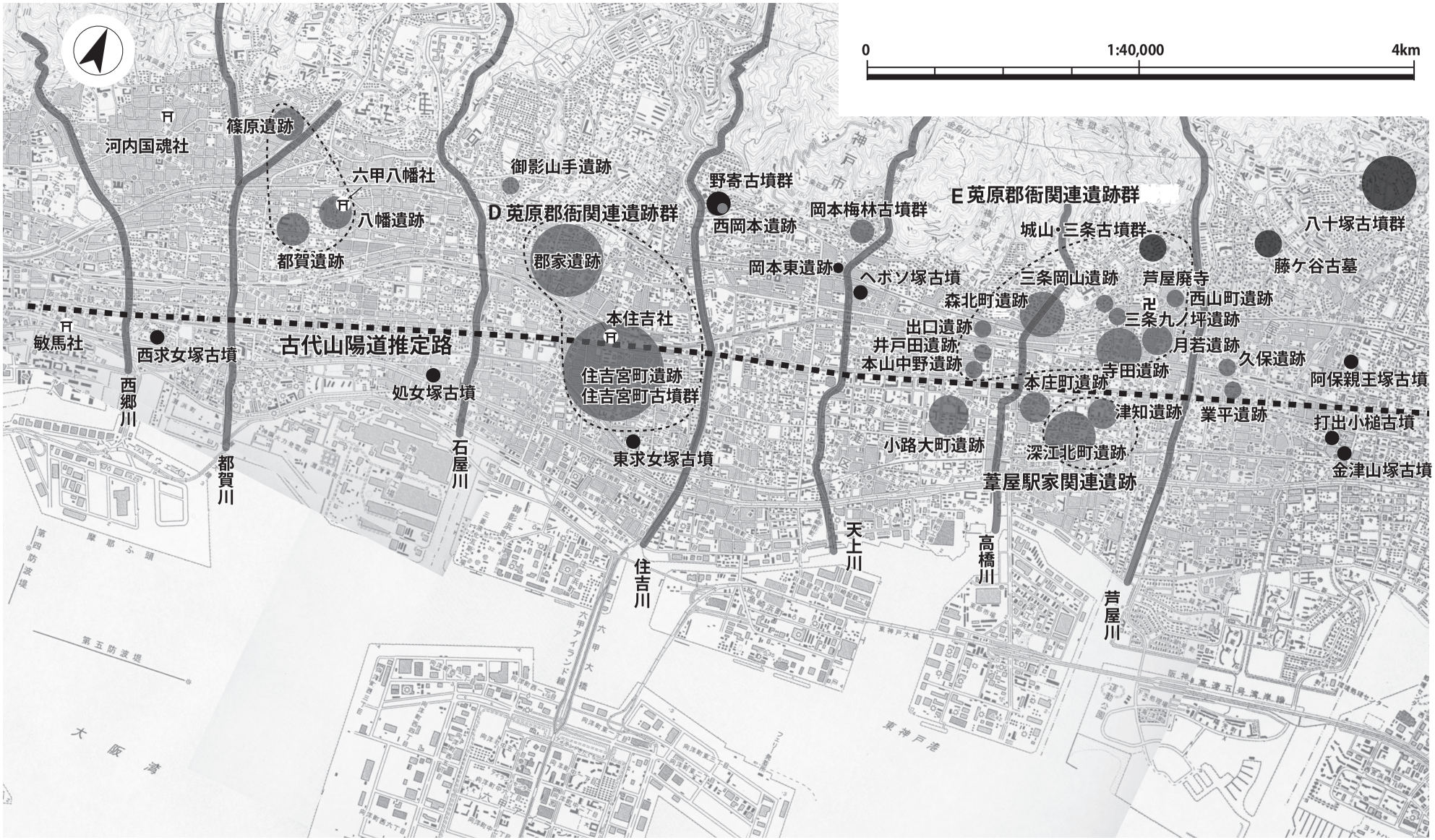

fig.6　岡本東遺跡周辺の遺跡分布

の古墳が、臨海型前方後円（方）墳の後継墓である可能性が高くなる。

３～４世紀の臨海型首長墓と、上記内陸型首長墓を直系的な系譜上に置くべきか否かについては、今のところ考古学的に証明するすべはなく、拠って立つ水系の異なるヘボソ塚古墳と阿保親王塚古墳を同一系譜上に置くべきか、という問題も同様である。考古学的に言えるのは、威信財の分与によって王権との距離を表現する古墳、すなわち地域を統合する最高位の在地首長層として公認された古墳は、４世紀の後葉に内陸部、具体的には住吉川流域から芦屋川流域地域の区域に移動する、という事実のみである。しかし阿保親王塚古墳以降も、芦屋川左岸には金津山古墳（５世紀後半／帆立貝式古墳/55m）、打出小槌古墳（５世紀末／前方後円墳/75m）が順次築かれ、５世紀に限れば、墳丘規模の点で芦屋川左岸の造墓集団は、周辺他集団に比して明確な卓越性を示している。

前代の臨海型前方後円（方）墳と、４世紀後葉以降の内陸型首長墓とのもっとも大きな違いは、従属墳の有無である。東求女塚古墳までの臨海型前方後円（方）墳はいずれも単独墳だが、江戸時代の『摂津名所図絵』(11)に残るヘボソ塚古墳の周辺には､20基ほどの小規模古墳が描かれており、阿保親王塚は前述の通り翠ケ丘古墳群と呼ばれる群を形成している。このような在地首長墓と従属墳の有り方は、おそらく５世紀の超大型大王墓と陪塚の関係性の相似形であり、大王墓と陪塚の間に「原初的官僚機構」の顕現や中央権力体の求心化を見る（藤田2011　和田2018）説に従うならば、在地首長墓とその従属墳にも、同様の関係性を見出すことが可能であろう。

以上のように、４世紀後葉から５世紀を通じて、六甲山南麓地域では在地を代表する首長墓の有り方が臨海型単独墳から内陸型群集墳へと変化し、地方の統治形態は、「王権とそれに直属する地域首長」という単線的なあり方から、「王権―地域首長―群臣」という多層構造に発展したと考えられる。５世紀を前方後円墳体制における画期とする考古学の通説と、雄略朝に人制に代表される中央集権的制度の萌芽を見いだす文献史学の視角とは、もとより相互補完的な関係にあるが、該地においては、芦屋川流域に在地首長の墓域が固定される阿保親王塚古墳以降―金津山古墳まで、の中間点のどこかに王権と在地首長層との関係性や、領域支配のありかたの転換点があると理解すべきであろう。

なお当該地域では、上述の在地首長墓系列の古墳群と別に、芦屋川西方の住吉川流域にも、右岸に住吉宮町古墳群、左岸に野寄古墳群が５世紀段階に形成される。芦屋川流域とは異なる造墓集団による活動で、階層的にも芦屋川流域の集団の下位に位置づけられる可能性が高い。ただし野寄古墳群は、野寄10号墳（５世紀前半）と、西岡本遺跡第３次調査古墳（５世紀後半から６世紀）に前方後円墳の可能性が指摘されるのみで、古墳群全体でみた造墓活動の中心年代は６世紀であり、５世紀の実態については墳丘規模を含め不明な点が多い。

他方住吉宮町古墳群は５世紀初頭には確実に造墓を開始しており、少なくとも発生初期の同古墳群の構成要素は、芦屋川流域に比してさほど格差を感じさせない。住吉宮町古墳群の初期の盟主墓とされる坊ケ塚古墳は、部分的な発掘調査しか実施されていないが、近年は推定55m 級の帆立貝式古墳とする考えが主流で、金津山古墳と同種・同規模である。築造年代や墳形が確定しておらず、北隣の第52次調査古墳の発掘調査成果（神戸市教委2019）からの類推に多くを頼らざるを得ないが、第52次調査古墳を坊ケ塚古墳の従属墳と見る限り、首長墓である坊ケ塚古墳も５世紀初頭の築造と推定され、なおかつ第52次調査古墳出土の埴輪や主体部構造が、百舌鳥・古市古墳群と高い親縁性を示している以上、坊ケ塚古墳はそれ以上の質・量の埴輪や副葬品を持つと予見される。ところが坊ケ塚古墳の後継的盟主墓とされる５世紀後葉の住吉東古墳（24m）は発掘

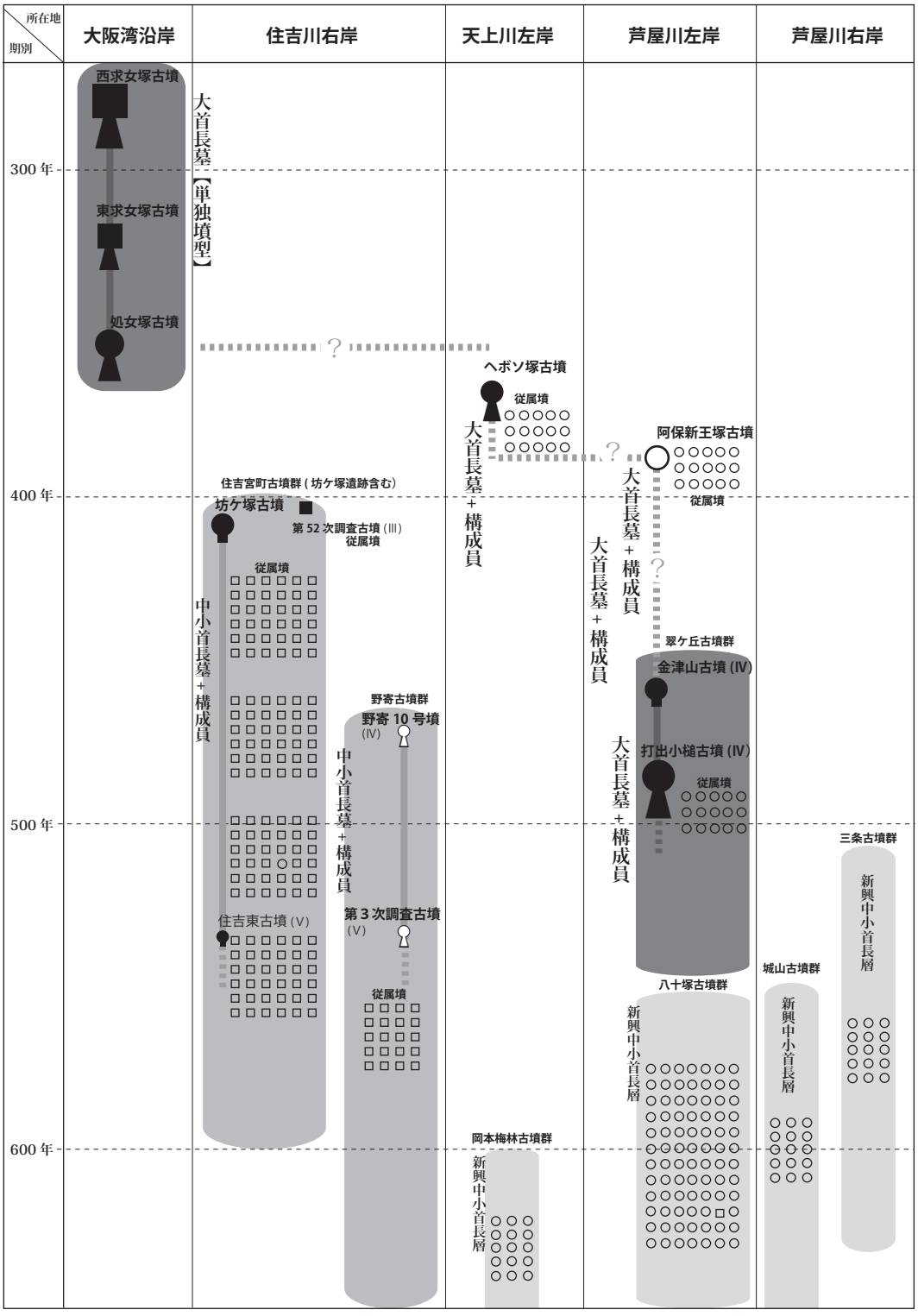

※（ローマ数字）は埴輪の期別を表す　※※○□ は消滅または墳丘規模不明の古墳を表す
※※※従属墳および群集墳の表現については、基数を表さない

fig.7　住吉川水系および芦屋川水系流域の古墳動態

調査によって帆立貝式古墳と確定しており、打出小槌古墳との対比から、5世紀後葉には芦屋川左岸の首長墓系譜が圧倒的優位となるのである。

芦屋川流域の集団の卓越性が確定するのは打出小槌古墳の築造時期であり、5世紀前半から中葉頃までは、住吉川流域の集団との格差は拮抗していたか、むしろ住吉宮町古墳群の集団が優位的であったとも見える。一方芦屋川流域の首長系譜には、阿保親王塚古墳以降、金津山古墳の築造まで半世紀程度の空白がある。

このような5世紀の在地豪族間での支配関係の揺らぎに、同一地域内部での首長層の分断を試みた王権の意図的な介入を読み取る研究もある（下垣2019）。確かに住吉宮町古墳群を形成した集団の台頭は、法円坂遺跡、難波津、住吉津の成立など、百舌鳥・古市古墳群を墓域とした王権による上町台地北端の開発や大阪湾沿岸の軍港整備事業と密接な関連があり、百舌鳥・古市古墳群との近さを示す第52次調査古墳の在りかた以外にも、住吉宮町古墳群の所在地に、地下の古墳群と重なるようにして本住吉社が存在する点も看過しがたい。住吉郡の郡領層で住吉大社の祭祀を職掌とした津守氏と、のちの兎原郡津守郷や住吉郷を本貫とする集団は、共に海部系氏族として祭祀原理を共有する（擬制的）同族関係にあった可能性が高く、住吉大神を介した5世紀の津支配や海防政策が、住吉宮町古墳群の成立にも深く関与すると考えられるのである。芦屋川流域の首長系譜が3世紀以降一貫的、かつ塁代的伝統的であるのに比して、住吉宮町古墳群の造墓集団は、おそらく5世紀の王権の変質・強化と軸を一にして誕生した新興の性格が強い。住吉宮町古墳群の造営は6世紀中頃まで継続するが、住吉東古墳以降盟主墓の存在は知られておらず、集落の消長と併せ見ても、6世紀以降集団の勢威は下降線を辿ったと考えられる。これも先述の下垣が説く、初期群集墳成立過程の政策的反動現象や揺り戻しという文脈で理解することも可能かも知れないが、住吉宮町古墳群について、そういった解釈の問題を即物的に証明することは、現時点では難しい。

芦屋川水系と住吉川水系の造墓集団の消長を対比して見える事実は、5世紀の在地豪族間における多元性な津および水系支配や、海部系官僚社会の多重構造であり、換言すればそれは、この時期の王権による地方支配の制度的限界を示すとも言える。ここにおいて、前述の篠川の指摘にある「国造自身、地方伴造、稲置、あるいはそのいずれにも任ぜられていないといった、様々な形で存在していた自律的在地首長層と、そのそれぞれが直接に支配する地域・集団」の内実と、その矛盾解消を志向した王権の姿が鮮明になるのである。

篠川の言葉は評の成立に言及したものであり、6世紀中葉以降の国造国内の分節的状況を表現したものだが、古墳のありようから見て、それらの事象はすくなくとも5世紀の段階にすでに顕在化していたことが分かる。その制度的解消の手段として、上述のような在地首長層内部での錯綜関係が、打出小槌古墳が築造される5世紀末に、芦屋川水系の集団の卓越性の中に収斂されて上位集団と下位集団という関係に再整理され、その後6世紀の国造制成立によって、六甲山南麓の地域社会の中に固定される。

凡河内国の成立（6世紀中葉）

宣化天皇の外戚に上り詰めた凡河内氏は、6世紀前葉に最盛期を迎える（吉田前掲書）。この時期の該氏の活動範囲が凡河内のクニの領域確立の直接的基礎となったと考えられるが、6世紀は前方後円墳体制自体がすでに今城塚古墳を最後に止揚しているため、前代までのように、古墳の存在形態に王権との距離を読み取る事が困難になる。六甲山南麓の住吉川水系および芦屋川水系

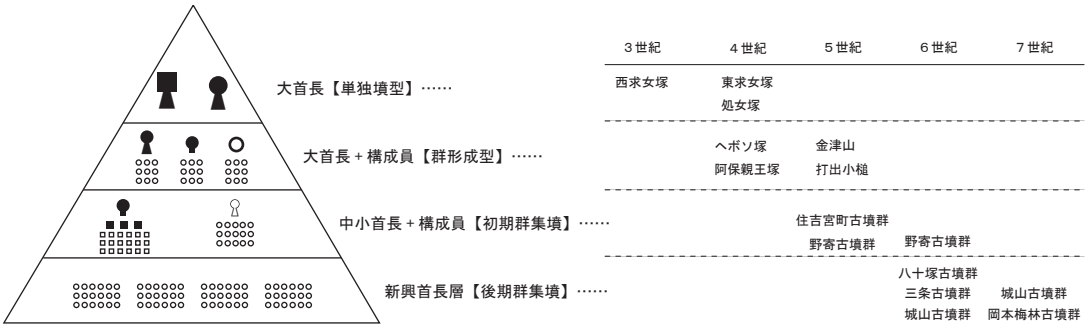

fig.8　住吉川水系および芦屋川水系流域の古墳時代首長層構成概念図

流域には、後期群集墳として岡本梅林古墳群、野寄古墳群、八十塚古墳群、城山・三条古墳群など多数の古墳群が形成されるが、これらの造墓集団は前代の在地首長層の内部から生起した、新興層に属する人々である。

この時期は古墳よりむしろ屯倉や名代・子代のあり方に、王権と在地首長層の関係を見出す手法が研究の中核である。六甲山南麓地域は伝統的に屯倉、名代・子代の少ない地域であり、凡河内氏と密接な関係を持つのは河内の竹村屯倉であって、該氏と屯倉経営の接点は、志木地方での凡河内氏の活動が顕在化して以降と考えられる。このことは、屯倉経済をベースにした伴造的側面ではなく、軍事･対外交渉といった職能を軸とする奉仕が3世紀以来の凡河内氏の本質であり、畿外国造に対する畿内国造の特質でもあることを念頭に置けば大きな矛盾はなく、むしろ六甲山南麓地域の名代・子代の少なさを肯う理由になろう。

なお当該地域と王権のクラに関連するものとして、『続日本紀』神護景雲三年条(12)に、摂津国兎原郡の倉人水守ら18人への「大和連」の賜姓記事がある。これにより屯倉を管理する下級官人倉人氏が兎原郡を本貫としていた事が分かるが、この記事に登場する水守は連という中央氏族に与えられる高位の姓を賜っており、本来的には倭国造直氏側の人物であって、婚族に倉人氏がいたのではないかとする説がある（坂江2017）。この場合でも、倉人氏は朝廷の倉を管理するべく中央に出仕しており、本貫地周辺に屯倉が存在したわけでないようである(13)。

ちなみに坂江はこの倭国造氏と、3～4世紀の臨海型前方後円（方）墳の造墓集団を結び付け、前述の凡河内氏被葬者説と相反する説を提起しているが、兎原郡における倭直氏系氏族の存在は、むしろ津守氏と津守郷同様、令制以前の六甲山南麓地域における氏族関係の錯綜や分節支配の表出であるように思われる。大倭を本貫とする倭国造氏族を3～4世紀の臨海型首長墓群の被葬者とした場合、その後当該地域が凡河内国として成り立っていく過程と連続性がなく、ヘボソ塚古墳あたりで首長系譜の完全な断絶を想定する必要があろう。逆に凡河内氏を想定した場合、その累代性と一貫性、5世紀の初期群集墳まで含めた考古学的諸事実との対応等の面で、高い整合性を示す。

いずれにせよ国造制の核心は、5世紀的な地方支配や地方豪族の諸矛盾に対する、王権側の積極的な克服姿勢にある（八木1975）。六甲山南麓地域の場合この矛盾は、住吉川水系の集団と芦屋川水系の集団の間で錯綜する津支配といった、在地豪族間のせめぎ合いの形をとって現出しており、これを伝統的首長氏族である芦屋川水系集団の側に引き寄せる形で解消した到達点が打出小槌古墳の築造と評価できるが、住吉川水系および芦屋川水系流域の古墳動態を見る限り、5世紀に顕在化する当該地域での分節的支配は、6世紀まで継続されたものと見える。

fig.9　摂津国の歴史的変遷（告井幸男「畿内の古代豪族」2018）

以上、六甲山南麓地域における国造制成立に至る流れを段階的に追うと、まず在地豪族間での矛盾（住吉宮町古墳群と翠ケ丘古墳群との並列）があり、その克服を意図した序列の再確認（打出小槌古墳の築造）が行われ、それによって副産物的に在地首長層の勢威強化（例えば『書紀』に見る凡河内香賜の記事等）が生じる。このような状態が列島規模で蓄積した結果（六甲山南麓の例ではないが、筑紫君磐井の乱に代表されるのちの国造層の反乱等）、王権はこれを再び克服する必要に迫られて、その解決策として自らの求心性強化を志向し、その下部構造たる官僚機構としての「国造」が生み出される、という過程を経たと考えられる。

国造制完成の直接的契機とされる磐井の乱より四半世紀程度先行する打出小槌古墳が、6世紀中葉の畿内国造である凡河内国造本宗家そのものの墓か、凡河内に連なる擬制的同族首長の墓であるか、あるいはまったくの無縁かは、今のところ考古学的に証明不可である。ただし数百年にわたって王権との直属的な君臣関係を維持し、その支配強化に追随して自らを機構化した結果として、6世紀の凡河内氏が王権の膝下地で広大な領域を管掌するに至ったことは確かであり、ここまでに述べたように、考古学的にみれば3世紀段階での該氏の西摂進出説は、それなりに蓋然性が高いと言える。

B　律令期の六甲山南麓地域

国造国の解体および兎原郡の成立（7～8世紀）

上述のような経緯を経て6世紀中葉にピークを迎えた凡河内氏の勢威は、その後7世紀に急速に没落したとする見かたが通説である。六甲山南麓地域の評に関する1次史料は知られていないが、改新詔後、国造層の多くが評司に転身したとする根強い認識があり、おそらくそこから凡河内氏の急速な没落説も生まれたものと思われる。しかし大化前代の「国造国」に対応する国郡制下の領域は「国」なので、むしろ8世紀の摂津国造を「凡河内忌寸石麻呂」と伝える『続紀』の記事に留意すべきであろう(14)。

大化前代には国造のクニの下部構造として稲置（コホリ）が存在したが、7世紀中葉の改新詔により、稲置は廃止され評（コホリ）が設置、国造（クニ）―評造（コホリ）が正式な地方統治機関となる。さらに天武朝には国境画定政策が実施されていわゆる国―郡（コホリ）制が成立するが、この時の「国」は国造国の領域を継承したものであった。評制の施行によって国造制が廃止されたとする理解は誤りで、いわゆる「旧国造」の多くは、大化以降も国造の身分と職掌を保

持したする篠川の指摘（篠川前掲書）、評制に遅れて成立する国宰（国司）制の時期まで国造の制度的意義に大きな変動はなく、やがて国宰制の内側に吸収される形で地方官としての役割を喪失し、律令国造的な在り方に変質したとする彼の考えに従えば、確かに『続紀』の石麻呂の記述も理解しやすく、大宝令以降も、凡河内国造氏は国造としての影響力を摂津河内両国内に残していたと見る事ができる。その前提に立ち、「凡河内のクニ」の範囲を８世紀以降の国郡に置き換えると、概ね以下のようになる。

イ　摂津国　雄伴（八部）郡　兎原郡　武庫郡　川辺郡の一部　西成郡　東成郡　住吉郡
ロ　河内国　八上郡　丹南郡　丹北郡　志木郡　古市郡

７～８世紀の兎原郡の境界が変動を繰り返していたことは、周辺地域から出土する文字資料[15]や『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』[16]等の史料から推測されており、この段階にも六甲山南麓地域の在地豪族間の分節的支配は、完全な解消に至っていない事が分かる。もっとも篠川の指摘の是非にかかわらず、評制の根幹が国造国の分割にあり、国郡制の骨子が各地の伝統的勢力に対する支配の均一化であったことは間違いなく、上に示したイ及びロは、律令国家の地方制度整備に伴う凡河内国の分割が、最も進行した状況を示すと言えよう。

律令期に活躍した畿内の凡河内系氏族としては、文献上は志木郡の郡領に転化した清内氏のほか、川辺郡に根拠地を持つ猪名眞人、椎田君、川原公、凡河内直、六甲山南麓地域では前述の凡河内忌寸石麻呂らが確認できる。考古学的にも、兎原郡内に式内社河内国魂社や７世紀後葉創建と見られる凡河内寺、猪名郡、川辺郡には凡河内氏系の川原氏、猪名氏を造寺集団とする猪名寺廃寺および伊丹廃寺などが知られており、該期まで六甲山南麓地域における凡河内氏の勢威は健在であったと判断できる。特に20m ×16m という伊丹廃寺金堂基壇は地方寺院としては破格の規模で、国分寺にも匹敵する大規模伽藍は、宣化天皇後裔の氏寺に相応しい。

130いた国造（『国造本紀』[17]）のうち、国郡制の施行後郡領層に転向した者はわずかで、畿内国造に限れば50余りの郡領のうち、倭氏および凡河内氏のみであるという（小原2018）。これを畿内国造の特殊性に関する議論の否定的要素とみなすかについては意見の分かれるところであろうが、むしろ上記二氏（すなわち代表的畿内国造）に関しては、国宰制施行後も容易には勢威が衰えなかった証左と見る事も可能であろう。古墳時代以来王権子飼いの軍事力であった凡河内氏は、かつての「凡河内のクニ」と考えられる領域の随所に、８世紀まで確実に足跡を残している。

以上の点から令制段階の凡河内氏については、国造制の最盛期に擬制的同族関係によって維持していた紐帯が、国造国の分割と共に国造、郡領、時に中央貴族といった、個々の内部集団が持つ本来的な属性に準じる形で分解された結果、「凡河内氏」という大きなまとまりで把握される必要がなくなったため、それが「急速な没落」との評価に繋がったと思われる。該氏を構成する複数の内部小集団が国制の施行後再分節し、各々の本貫地において凡河内寺、伊丹廃寺、猪名寺廃寺の造営氏族となったと考えた場合、これら古代寺院の在り方に、律令期以降の国造国解体の内実、天皇一極の中央集権下で再編成される君臣秩序の実態等が観取し得る。

同時に、律令期にも国造や中央貴族の身分を保持し得た氏上、氏長者、またはそれに近い集団以外は、志木郡の清内氏、川辺郡の凡河内氏等のように、解体の過程で同一地域内のその他諸豪族とともに郡領層として国家に把握され、一律の支配原則の中に等質化されていったのであろう。ただし岡本東遺跡の所在する兎原郡については、今のところ史料が無く、立評または建郡氏

fig.10　落合重信による摂津国兎原郡の郷位置比定（『本庄村誌』）

族は不明とするほかない。兎原郡唯一の古代寺院とされる芦屋廃寺の造寺氏族は、葦屋漢人や葦屋村主など、兎原郡葦屋郷に居住した渡来系氏族の寺と考えられている（芦屋市教委1970）。

なお芦屋廃寺創建瓦は法隆寺式なので7世紀後葉創建と考えてよいが、芦屋廃寺の南1.2kmに位置する神戸市本山中野遺跡では、芦屋廃寺に類例のない素弁八葉蓮華紋軒丸瓦が出土しており、報文の図面を見る限り造瓦技法的にも文様的にも、7世紀後葉製作の可能性も検討したい（神戸市教委2009）。これを芦屋廃寺に伴うと見るか、異なる未知の寺院に伴う資料と判断するかによって、一郡一寺とされる芦屋廃寺の評価にも深く関わる問題となろう。

兎原郡の官衙関連遺跡

ここまで、兎原郡の成立過程について、律令前代の六甲山南麓地域の氏族構成および考古学的知見をもとに概略を述べた。立評または建郡後のと凡河内氏の関わりについてはほぼ不明ながら、兎原郡の事例に見たような国造国が分割に向かう過程や原動力は、摂津のみならず、律令国家が包摂した列島の広範な地域に通底する現象であったと思われる。それは王権側から見れば、配下の豪族の等質的一律的支配への志向であり、豪族側に立てば、同一領域内での他勢力との競合解消や秩序化に対する要求であった。

しかし、そういった内的要因は考古学の方法論上把握し難く、兎原郡に関して言えるのは、7～8世紀に入ると、住吉川水系および芦屋川水系の流域を中心に、官衙的な要素を帯びた遺跡・遺構が急速に増加するという事実である。特に芦屋市三条九ノ坪遺跡で出土した「壬子三年」（652年）銘木簡[18]については、飛鳥時代の当該地域に高度な文書行政機能を有した施設が存在した事を示す史料と言える。

その他、住吉宮町遺跡を始め、飛鳥時代の遺構が当該地域では散発的ながらも複数確認されており、遺物包含層中や、臨海部の堤間湿地埋土などから該期の土器が出土する例も稀でない。このことから考えても、当該地域に何らかの行政施設が成立した時期については、7世紀中葉まで遡及し得るだろう。深江北町遺跡、本庄町遺跡、小路大町遺跡などではこの時期の水田痕が断片的に確認されているが、いずれも条里方向を確認するには至っていない（神戸市教委2011他）。

六甲山南麓地域において計画的に配備された建物群＝政庁が確実に態をなすのは、8世紀頃と考えるのが通説である。換言すれば、建築遺構から政庁的属性が抽出できるようになる8世紀頃が、考古学から見える当該地域の官衙インフラ確立期と言えるが、これについても、古代山陽道の整備や条里制施行の時期、上記木簡の存在、芦屋廃寺の創建年代等を鑑みれば、畿内国である

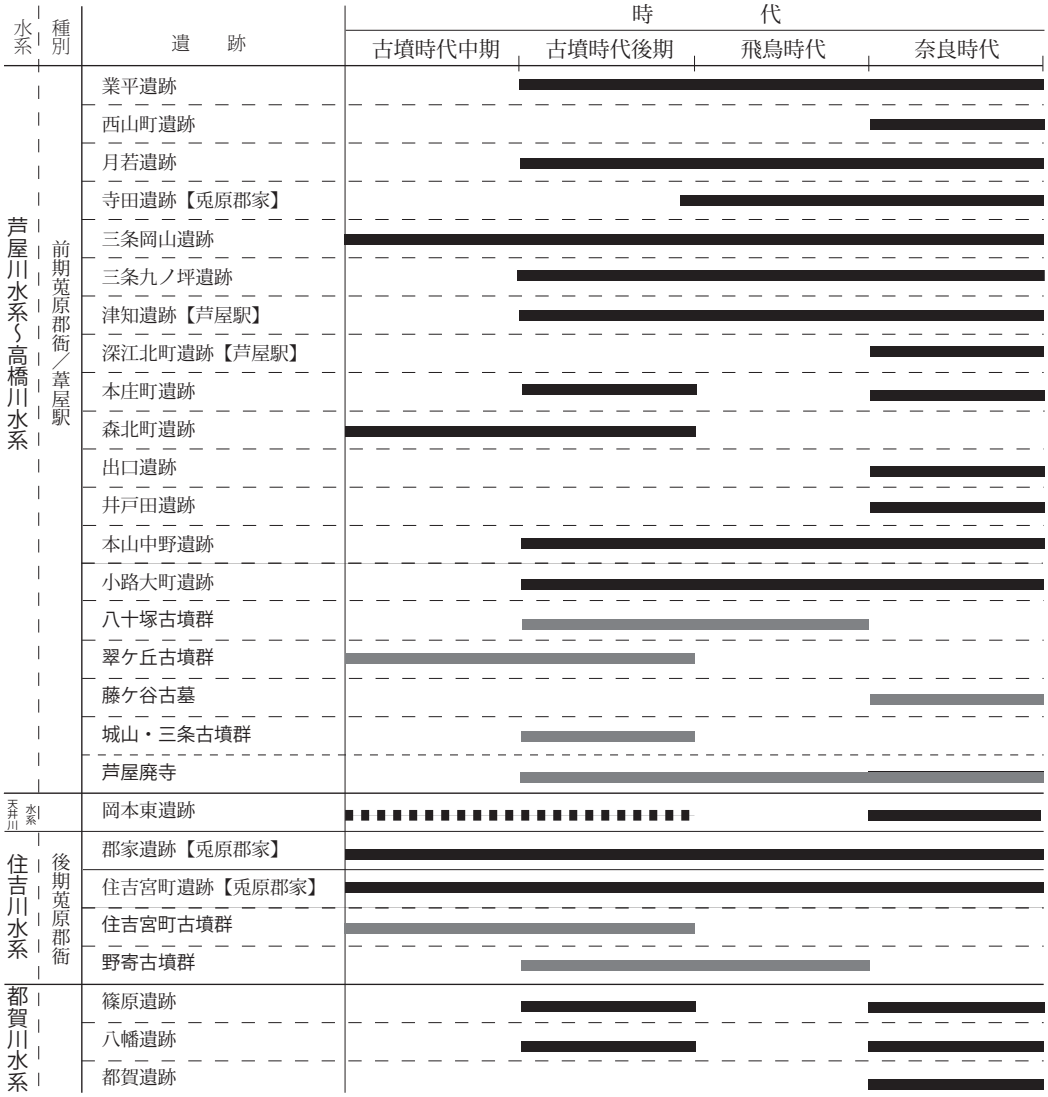

fig.11　住吉川水系および芦屋川水系流域の遺跡動態

当該地域においては、評制の段階にすでに官的施設が存在したと考えるのが自然であり、郡衙前身施設の実態（例えば豪族居宅とどのように異なり、あるいは等質かといった存在形態の分化・未分化の問題、分化しているのであればその詳細な時期等）解明が今後の課題となろう。

８世紀以降、つまり官衙政庁確立後の住吉川〜芦屋川流域は、地域有数の律令期遺跡集中地帯となる。葦屋駅家と推定される深江北町遺跡および芦屋市津知遺跡、兎原郡家と推定される郡家遺跡、住吉宮町遺跡および芦屋市寺田遺跡、８世紀の火葬墓群である芦屋市藤ケ谷古墓、臨海部の浜堤帯に沿って営まれた水田群である本庄町遺跡、小路大町遺跡などである。芦屋川右岸に特に遺跡が密集するのは、当該地点が兎原郡の郡心に当たるためと考えられる。

以上のように、住吉川〜芦屋川流域にかけての一帯、すなわち兎原郡郡芯地においては、８世紀段階の行政域・居住域、墓域、生産域だけでなく、臨海部の堤間湿地帯を中心に出土した多くの木簡によって官衙周辺の氏族像も把握されており、これらの情報を網羅的・俯瞰的に整理する

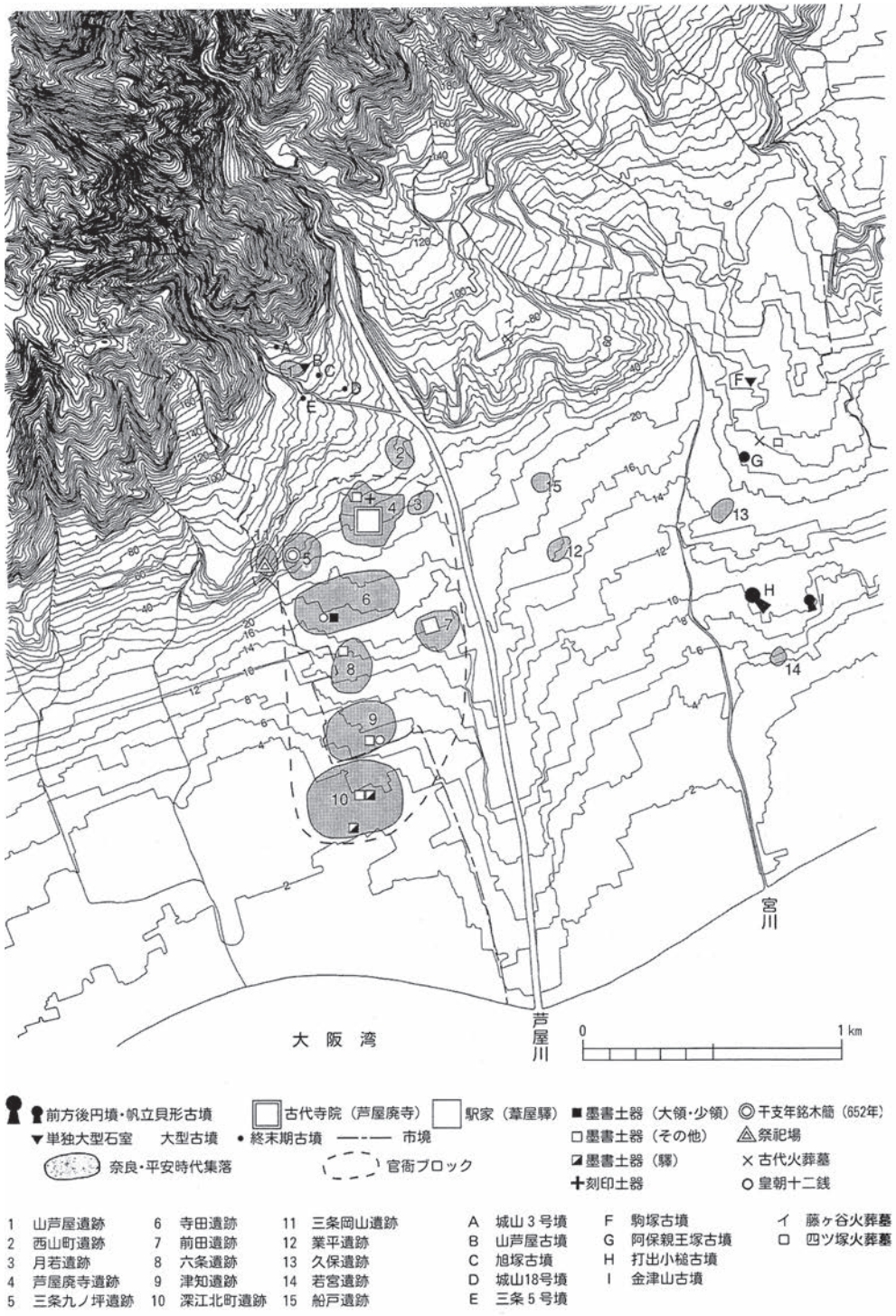

fig.12　森岡秀人による「本庄～芦屋周辺古代地域造概念図」

ことによって、一地方史としてはかなりの精密さで、８世紀段階の郡的世界を知り得る段階に達している。

fig.11に示した図は、森岡秀人が復元した兎原郡葦屋郷の空間的概念図である（森岡2003）。これを５～６世紀段階の遺跡分布と対比すると、両者は領域的にほぼ重なり合うことが分かる。弥生時代以来の臨海部耕作域は９世紀まで踏襲され、芦屋川右岸を中心とした古墳時代後期の集落域は律令期の官衙政庁域に発展し、芦屋川左岸の首長層墓域は藤ケ谷古墓へと継受される。発掘事例は未だ存在しないが、おそらく官道についても、その前身道は古墳時代まで遡及するだろう。港津も然りである。このように六甲山南麓地域の古代とは、分節と再編を繰り返しながら国造国という帰結に向かい続けた古墳時代の社会に、その祖型を求め得るものであった。

【註】

1．『延喜式』については虎尾俊哉編　集英社『注釈日本史料　延喜式』を参照した。

2．『和名類聚抄』については、正宗敦夫校訂　風間書房『和名類聚抄』を参照した。

3．大津の提唱する「畿内国造」「畿外国造」の概念については、律令期の「畿内政権論」と対概念的な関係にあるが、「畿内政権論」に否定的な論者も、その前提となる畿内の国造に関しては、概ねその特殊性や直属性を認める方向にあるように思う。「畿内政権論」批判の代表的論考として、吉川聡1996「畿内と古代国家」『史林』79を挙げておく。

4．『日本書紀』については岩波書店日本古典文学大系および、宇治谷孟校訂　講談社学術文庫版『現代語訳日本書紀』を参照した。

5．『続日本紀』については、宇治谷孟校訂　講談社学術文庫版『現代語訳　続日本紀』に拠った。

6．『摂津国風土記逸文」については、秋元吉郎校注　岩波書店『日本古典文学大系２　風土記』を参照した。

7．日本書紀巻第二十二推古天皇十六年条**「十六年夏四月、小野臣妹子至自大唐。唐國號妹子臣曰蘇因高。卽大唐使人裴世清・下客十二人、從妹子臣至於筑紫。遣難波吉士雄成、召大唐客裴世清等。爲唐客更造新館於難波高麗館之上。六月壬寅朔丙辰、客等泊于難波津、是日以飾船卅艘迎客等于江口、安置新館。於是、以中臣宮地連烏磨呂・大河內直糠手・船史王平、爲掌客。」**

8．日本書紀巻第二十三舒明天皇四年条**「冬十月辛亥朔甲寅、唐國使人高表仁等泊于難波津、則遣大伴連馬養迎於江口、船卅二艘及鼓吹旗幟皆具整飾、便告高表仁等曰「聞天子所命之使到于天皇朝、迎之。」時、高　　表仁對曰「風寒之日、飾整船艘以賜迎之、歡愧也。」於是、令難波吉士小槻・大河內直矢伏爲導者、到干館前。乃遣伊岐史乙等・難波吉士八牛、引客等入於館。卽日、給神酒。」**

9．日本書紀巻第十四雄略天皇九年条**「九年春二月甲子朔、遣凡河內直香賜與采女、祠胸方神。香賜、既至壇所香賜、此云舸將夫及將行事、奸其采女。天皇聞之曰「詞神祈福、可不愼歟。」乃遣難波日鷹吉士將誅之、時香賜退逃亡不在。天皇復遣弓削連豐穗、普求國郡縣、遂於三嶋郡藍原、執而斬焉。」**

10．日本書紀巻第十八安閑天皇元年条**「五月、百濟遣下部脩德嫡德孫・上部都德己州己婁等、來貢常調、別上表。秋七月辛巳朔、詔曰「皇后、雖體同天子而內外之名殊隔。亦可以充屯倉之地、式樹椒庭、後代遺迹。」遒差勅使、簡擇良田。勅使奉勅、宣於大河內直味張更名黑梭曰「今汝、宜奉進膏腴雌雉田。」味張、忽然恪惜、欺誑勅使曰「此田者、天旱難溉、水潦易浸。費功極多、收獲甚少。」勅使依言、服命無隱。**

冬十月庚戌朔甲子、天皇勅大伴大連金村曰「朕、納四妻、至今無嗣、萬歲之後朕名絶矣。大伴伯父、今作何計。每念於茲、憂慮何已。」大伴大連金村奏曰「亦臣所憂也。夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名。請爲皇后次妃建立屯倉之地、使留後代令顯前迹。」詔曰「可矣。宜早安置。」大伴大連金村奏稱「宜以小墾田屯倉與每國田部給貶紗手媛、以櫻井屯倉一本云「加貶茅渟山屯倉也。」與每國田部給賜香々有媛、以難波屯倉與每郡鑊丁給貶宅媛。以示於後、式觀乎昔。」詔曰「依奏施行。」

閏十二月己卯朔壬午、行幸於三嶋、大伴大連金村從焉。天皇使大伴大連、問良田於縣主飯粒。縣主飯粒、慶悅無限、謹敬盡誠。仍奉獻上御野・下御野・上桑原・下桑原幷竹村之地凡合肆拾町。大伴大連、奉勅宣曰「率土之下、莫匪王封。普天之上、莫匪王域。故先天皇、建顯號垂鴻名、廣大配乎乾坤、光華象乎日月、長駕遠撫、

横逸乎都外、瑩鏡區域、充塞乎無垠、上冠九垓、旁濟八表、制禮以告成功、作樂以彰治定、福應允致、祥慶符合於往歳矣。今汝味張、率土幽微百姓、忽爾奉惜王地、輕背使乎宣旨。味張、自今以後、勿預郡司。」

於是、縣主飯粒、喜懼交懷、廼以其子鳥樹獻大連爲僮竪焉。於是、大河內直味張、恐畏永悔、伏地汗流、啓大連曰「愚蒙百姓、罪當萬死。伏願、每郡、以钁丁春時五百丁・秋時五百丁奉獻天皇、子孫不絶。藉此祈生、永爲鑒戒。」別以狹井田六町賂大伴大連。蓋三嶋竹村屯倉者、以河內縣部曲爲田部之元於是乎起。」

11. 『摂津名所図会』については、国立国会図書館デジタルコレクション版（秋里籬島 著『名所図会叢刊』新典社）を参照した。
12. 続日本紀巻第二十九　称徳天皇　神護景雲三年条**「六月癸卯　癸卯。摂津国菟原郡人正八位下倉人水守等十八人賜姓大和連。播磨国明石郡人外従八位下海直溝長等十九人大和赤石連。」**
13. 兎原郡の倉人氏については、深江北町遺跡第14次調査出土木簡「戸主椋人廣男戸馬□〔手ヵ〕」にも登場する。
14. 続日本紀巻第三　文武天皇　景雲三年条**「十月壬午　冬十月壬午。還宮。摂津国造従七位上凡河内忌寸石麻呂。山背国造外従八位上山背忌寸品遅。従八位上難波忌寸浜足。従七位下三宅忌寸大目。合四人各進位一階。」**
15. 神戸市須磨区大田町遺跡出土円面硯刻書**「荒田郡中富里荒田直□□」**
16. 『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』については、竹内理三編『改訂版　寧楽遺文』東京堂1962を参照した。
17. 『国造本紀』については、『新訂増補国史大系　7　古事記・先代旧事本紀・神道五部書』（吉川弘文館　1996）を参照した。
18. 三条九ノ坪遺跡出土木簡**「子卯丑□伺・○三壬子年□」**。本書で扱う兎原郡関連木簡釈文については、すべて奈良文化財研究所データベース「木簡庫」を参照した。

第Ⅲ章　遺　　構

1　基本層序

第１章２節Ａ項に述べた通り、岡本東遺跡第３次調査では、現況地盤から約30cm（調査区北端）～100cm（調査区南端）程度掘り下げた地点で遺構面１面を確認している。遺構面の標高は調査区北東端32.3m、南東端30.6m、北西端31.8m、南西端30.5m 前後で、基盤となる層は六甲山南麓地域に特有のバイラン土層だが、調査区西半は土石流堆積層によってこのバイラン土層が広範囲に浸食・置換されており、浸食範囲では土石流堆積層上面が基盤層となる。土石流、バイラン土層ともに無遺物である。

遺構面基盤層および層序

今回遺構面上で検出した遺構は、弥生時代または律令期の２時期に大別できるが、後者については、遺構や直上位の遺物包含層の堆積状況から類推して、上述のバイラン土層や土石流層よりも上位に存在する遺物包含層が基盤であった可能性が高い。調査区内には３層程度の遺物包含層が認められるものの、いずれの層も残存範囲は限定的で、大半は従前の建物またはそれ以前の宅地や耕作地開発によって削平され、失われている。調査区北側は特に削平が著しく、３層ある遺物包含層のうち、最も下位のもののみが薄い層理の状態で残存していた。調査区北半の層序は、従前の建物解体に伴う盛り土を現地表面とし、その下位に旧耕作土、その下位に床土、その下位に遺物包含層１、その直下位が遺構面（地山層）となる。

調査区南半では、盛り土下に旧耕作土、その下位に後述する天上川由来の浮遊砂（本書では遺物包含層３とした）が認められ、その下位に遺物包含層１または２となるが、いずれの遺物包含層も、部分的な残存状態である。

遺物包含層 1

遺物包含層１は調査区東側では堆積が認められず、調査区北側の広い範囲と、調査区南側で部分的に確認できる。縄文時代後期から弥生時代中期までの遺物を出土する比較的純度の高い層で、この層より下位に存在する地山層を基盤に律令期の遺構が形成される可能性は低い。これを主な根拠として、律令期遺構の本来の基盤層は、遺物包含層１、またはそれより上位の遺物包含層であると推測する。本調査地では、遺物包含層の残存状態が不良である事や、六甲山南麓特有の黒色系バイラン土の基盤層にほぼ同質の遺構埋土といった環境的要因等により、奈良時代と弥生時代の遺構が同時に検出された可能性を考慮する必要がある。

遺物包含層 2

遺物包含層２は奈良時代～平安時代、古墳時代、弥生時代中期までの幅広い時期の土器を含む層である。遺物包含層２と遺物包含層１は、ともに遺構面基盤層の直上位で確認されているが、調査地南端では遺物包含層１の直上で、部分的ながら遺物包含層２の堆積が認められ、両者の層序関係が分かる。

遺物包含層 3

調査区東側および南の一部に認められる粗砂質の層で、奈良時代～平安時代、古墳時代中期、

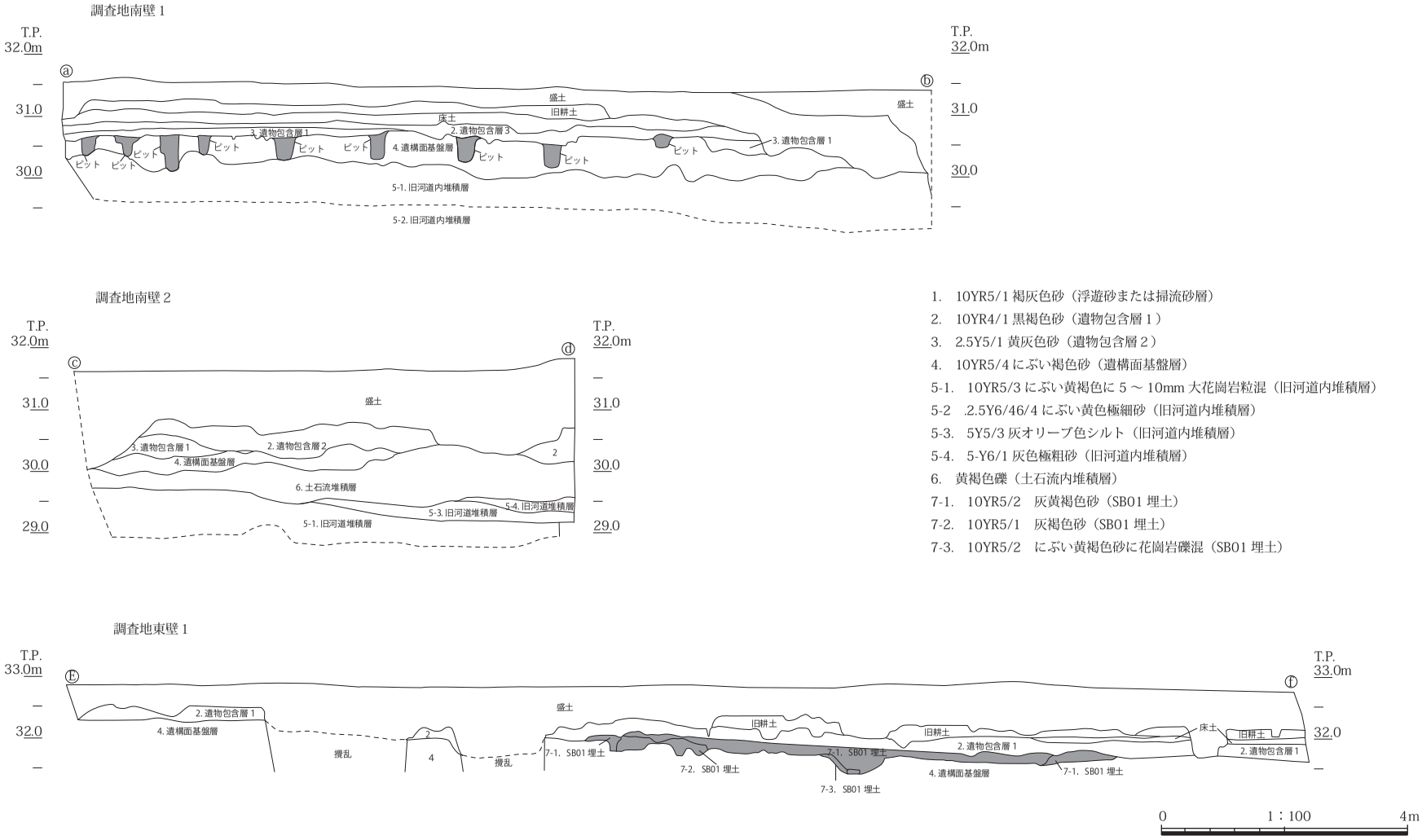

1. 10YR5/1 褐灰色砂（浮遊砂または掃流砂層）
2. 10YR4/1 黒褐色砂（遺物包含層１）
3. 2.5Y5/1 黄灰色砂（遺物包含層２）
4. 10YR5/4 にぶい褐色砂（遺構面基盤層）
5-1. 10YR5/3 にぶい黄褐色に 5 ～ 10mm 大花崗岩粒混（旧河道内堆積層）
5-2 .2.5Y6/46/4 にぶい黄色極細砂（旧河道内堆積層）
5-3. 5Y5/3 灰オリーブ色シルト（旧河道内堆積層）
5-4. 5-Y6/1 灰色極粗砂（旧河道内堆積層）
6. 黄褐色礫（土石流内堆積層）
7-1. 10YR5/2　灰黄褐色砂（SB01 埋土）
7-2. 10YR5/1　灰褐色砂（SB01 埋土）
7-3. 10YR5/2　にぶい黄褐色砂に花崗岩礫混（SB01 埋土）

fig.13　調査区土層図１

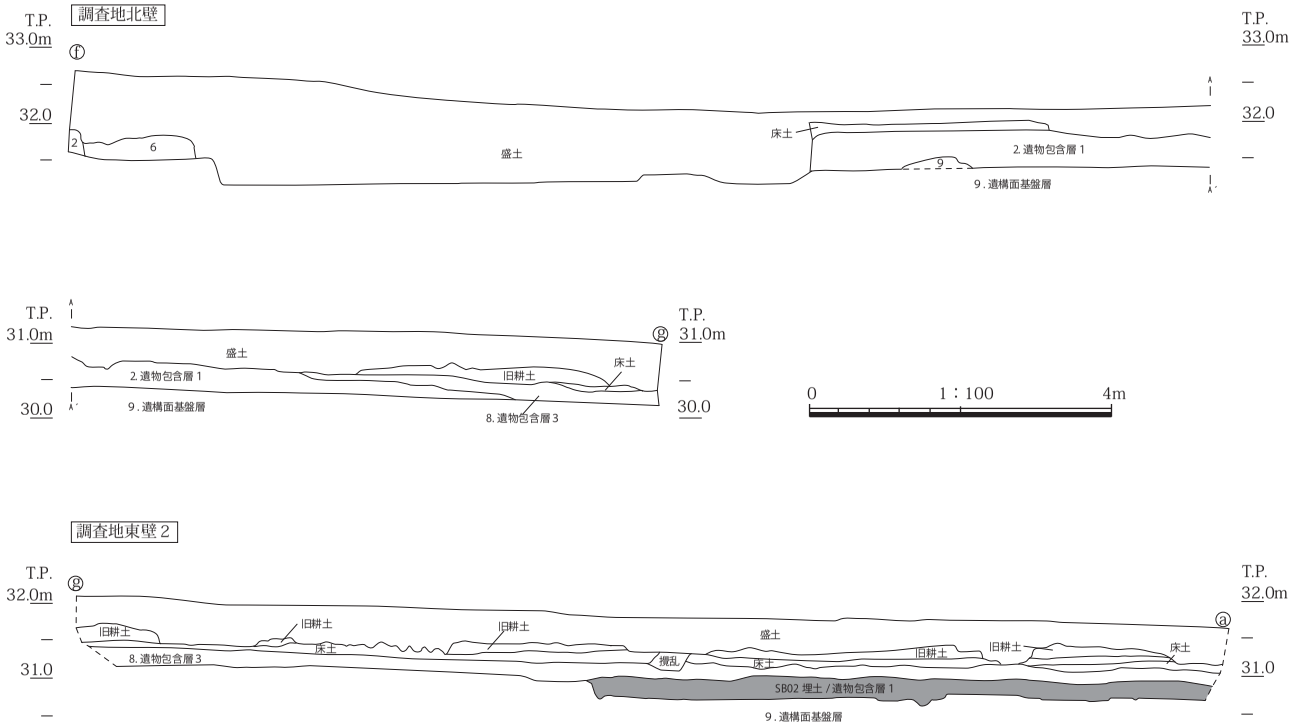

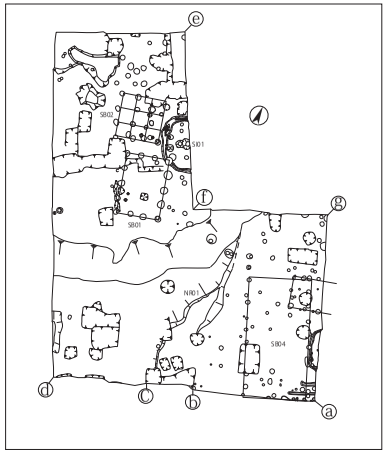

1. 10YR5/1 褐灰色砂
2. 10YR4/1 黒褐色砂（遺物包含層１）
3. 2.5Y5/1 黄灰色砂（遺物包含層２）
4. 10YR5/4 にぶい褐色砂（遺構面基盤層）
5-1. 10YR5/3 にぶい黄褐色に 5 ～ 10mm 大花崗岩粒混（旧河道内堆積層）
5-2 .2.5Y6/46/4 にぶい黄色極細砂（旧河道内堆積層）
5-3. 5Y5/3 灰オリーブ色シルト（旧河道内堆積層）
5-4. 5-Y6/1 灰色極粗砂（旧河道内堆積層）
6. 黄褐色礫（土石流内堆積層）
7-1. 10YR5/2 灰黄褐色砂（SB01 埋土）
7-2. 10YR5/1 灰褐色砂（SB01 埋土）
7-3. 10YR5/2 にぶい黄褐色砂に花崗岩礫混（SB01 埋土）
8. 2.5Y5/1 黄灰色粗砂～中砂（遺物包含層３ 浮遊砂または掃流会砂層）
9. 10YR5/4 にぶい黄褐色砂（遺構面基盤層）

fig.14 調査区土層図２

弥生時代中期など幅広い時期の遺物を含む。この層については行論の便宜上「遺物包含層３」と呼称するが、土質や分布範囲などから判断して、河川等の水流に由来する浮遊砂または掃流物の可能性が高い。この層は、遺物包含層１および遺物包含層２より上位であり、遺物包含層１や２が認められない範囲については、遺物包含層３の堆積過程で削平された可能性がある。

遺構面基盤層以下の堆積層

遺構面基盤層以下層については、調査区東辺および南辺に沿って断ち割りトレンチを設定、標高29.0m 付近まで掘削して、今回遺構面基盤層としたバイラン土層および土石流堆積層よりも下位には、調査区全体に水流由来の砂質～シルト質の堆積層（無遺物）が互層をなしている事を確認した。遺構面以下の堆積層については、あるいは遺跡東方を流れる天上川の旧流路の可能性もあるが、無遺物のため、流れの時期は特定できない。直上位層の出土遺物のうち、最古相となる縄文時代後期より前である。

小結

今回調査区の堆積層から復元される、当該調査地の層序形成過程を時系列順に述べる。

①縄文時代中～後期以前の、調査範囲全体を包摂する大規模な水流性堆積が形成される段階。この堆積作用が終息したのち、直上に風性のバイラン土が堆積する。
②弥生時代中期以前の、①のバイラン土層に対して土石流による浸食が起こる段階。
③②のバイラン土層と土石流層を基盤として、弥生時代中期に遺構 SI01、02が形成される段階。
④弥生時代中期の遺構埋没後に、遺構の上位に堆積した遺物包含層を基盤に、律令期の遺構 SB01～04が形成される段階。
⑤平安時代に、調査地内を浅い流れが北から南へ流下して、遺構面を浸食する流路痕跡 NR01となる段階。流路内の遺構面は流れによって上部が削平され、流路からフローした浮遊砂または掃流物（遺物包含層３）が周辺に氾濫原様の環境を作り、遺構上に堆積する。

2　遺構各説

今回の調査区で確認した主な遺構の内訳は、奈良時代の掘立柱建物２ないし３棟（SB01～03）、平安時代または奈良時代の掘立柱建物１棟（SB04）、弥生時代の竪穴建物２棟（SI01、02）である。他に複数のピットおよび溝も確認しているが、これらは出土遺物が極細片のため、帰属時期が判定できない。

また人為的な遺構ではないが、調査区中央付近で北から南へ流下する浅い流路痕（NR01）も確認している。遺物包含層３の堆積要因となったと考えられる旧流路である。NR01は遺構面基盤層を切りこんでおり、流れの運搬物質である遺物包含層３は遺構面の上面を浸食する形で堆積している。したがって NR01は律令期の掘立柱建物群より後の時期に形成されたと判断されるが、遺物包含層３に含まれる土器の最新相は平安時代で、SB04の下限年代と大きく隔たるものではない。以下、検出遺構について各説する。

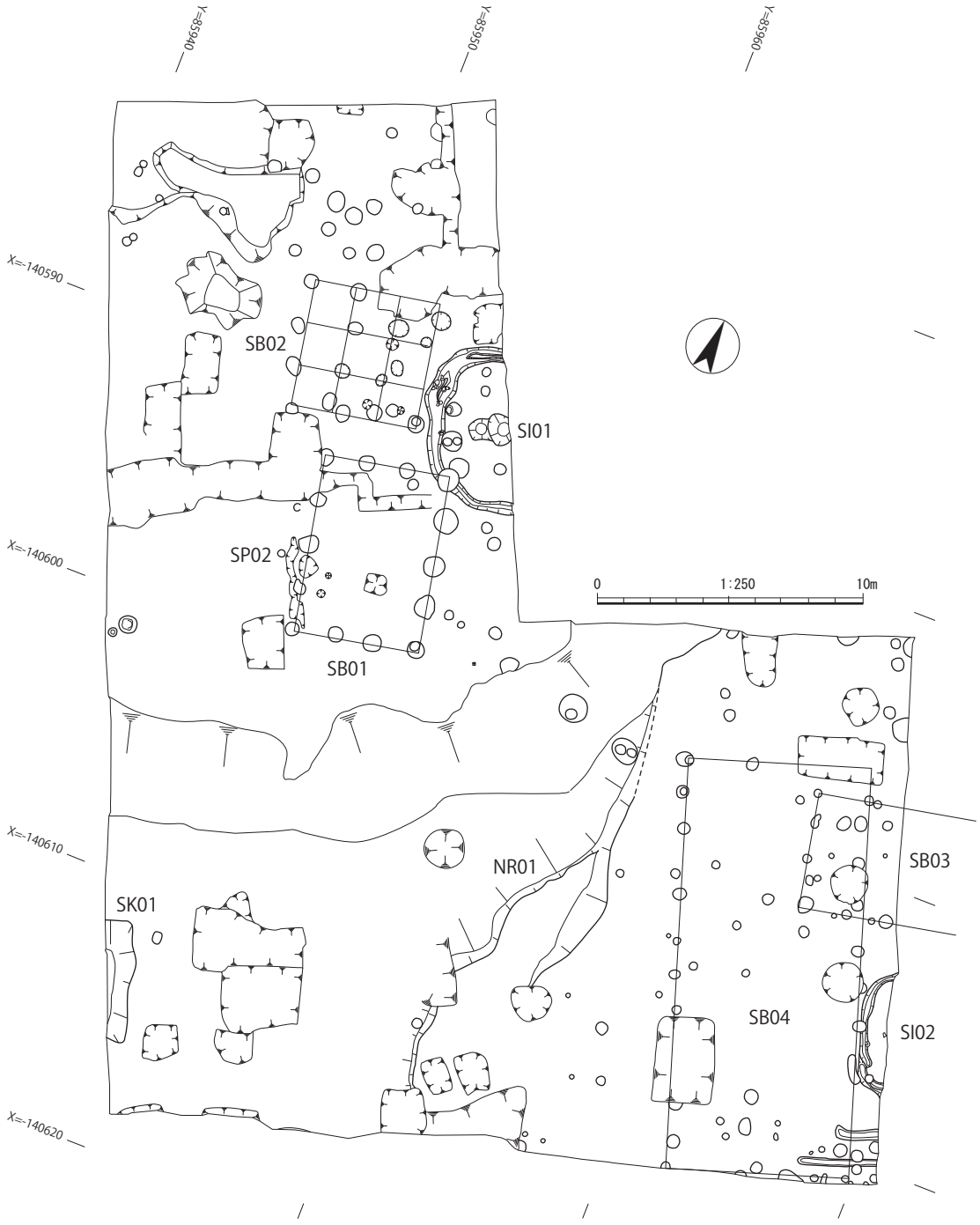

fig.15　調査区全体図

A　律令期の遺構

掘立柱建物（SB01）

建物構造、規模および造営軸

調査区中央付近で検出した側柱建物である。床面積は概算で30.24m^{2}と大型である。平面形式は無廂で、梁行３間総長4.8m 程度、桁行４間総長6.34m 程度。柱間寸法は概算で、桁行中央からの１間が1.72～73m 程度に対し、隅に近い次の１間は、1.45～1.50m とやや狭い。梁行方向は

柱痕跡の残存状態から正確に計測ができる柱間が存在しないが、概算で1.45～1.6m とややばらつくものの、おおむね1.6m を基準とする等間に近い構造と考えられる。建物造営軸は方眼北に対し西に20°振れる。

柱掘方および柱痕跡と柱のあたり

柱掘方は円形または不整円形で、掘方径は約60cm ～90cm までばらつきがある。これは柱穴の上部が削平されていることに起因すると思われ、本来の柱掘方形状や規模については不明である。柱掘方深さについても同様。検出時の柱掘方深さは40cm ～60cm 程度なので、造営当時の深さはそれを上回るはずである。柱穴の底に沈下防止の礎盤、礎盤石、根石等を敷設した形跡はない。

柱痕跡については、いずれの柱穴でも平面検出時の目視では確認できなかった。しかし断面観察では９基の柱穴で柱痕跡が認められたため、断面から復元できる平面上のおおよその柱あたりを fig.16上に示した。柱筋の通りについては、想定復元なので確言できない。断面から復元される柱直径は30cm ～20cm 前後までばらつきがある。

建物の時期

SB01の各柱穴からは土師器、須恵器片が出土しているが、細片のため遺物から建物の時期が判断ができない。ただし後述する SB02、03と軸を揃えており、これらの遺構とひとまとまりの建物群を構成する可能性が高い。

掘立柱建物（SB02）

SB01の北隣で検出した。総柱建物として復元案を提示するが、柱筋の通りが悪く、柱痕跡の確認できる柱穴とできない柱穴とが同数（14基のうち、断面観察によって柱痕跡の認められるものは７基）あり、柱痕跡の確認できない柱穴については、掘方深さが柱痕跡の確認できる柱掘方深さに比べてかなり浅い。柱間寸法もほぼ等間の SB01に比べて不揃いで規則性がないといった、１棟の建物と考えるには否定的な要素が散見されるもので、現状で建築遺構であるとは断言できない。柱痕跡を認める柱穴が、一定の範囲にある程度規則的な配列で検出され、かつその軸方向が SB01と同一であるため今回はこのように復元したが、あくまで案の一つと受け止められたい。面積は概算で22.54m^2に復元され、大型である。

建物構造、規模および造営軸

総柱建物として復元した場合、SB02は外回りの柱穴と内部の柱穴の規模に差の無い建物となる。建物は３×３間で南北総長4.92m 程度、東西総長4.6m 程度と推定される。

柱間寸法は一定でなく、約1.3m ～約1.8m までばらつきが大きい。柱掘方は円形または不整円形で、直径は約30cm ～50cm、深さは20cm ～40cm 程度とこれも数値にばらつきがある。建物造営軸は SB01と共通で、方眼北に対し西に20°振れる。

柱掘方および柱痕跡と柱のあたり

SB01同様平面検出時は柱痕跡が確認できず、断面観察によって７基の柱穴で柱痕跡を確認できた。断面で柱痕跡の認められた柱穴については、fig.17に平面上におおよその柱当たりを復元した。

遺構の時期

SB02の各柱穴からは８世紀の土師器、須恵器片が出土している。ただし詳細な期別を判定するに足る標本数はない。

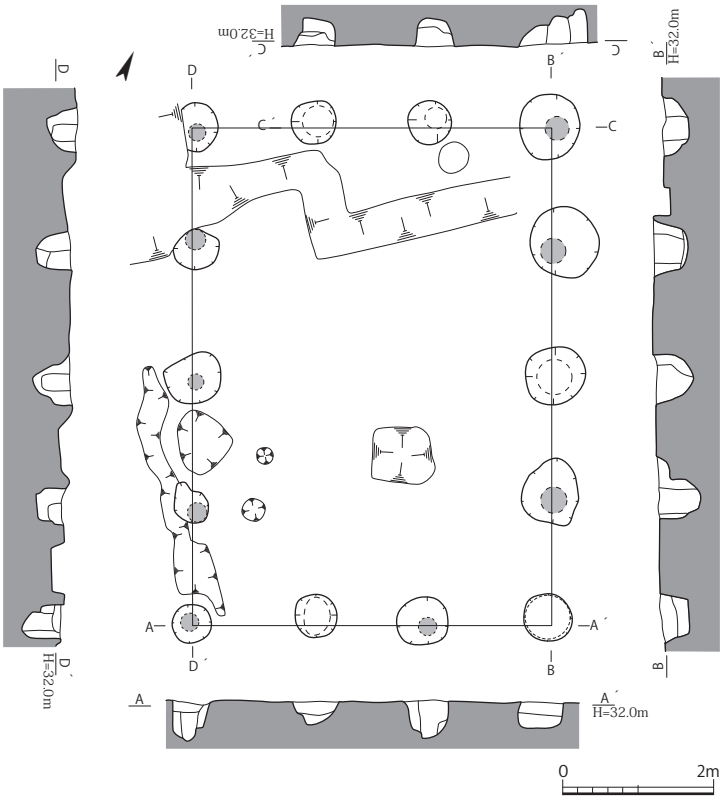

fig.16　SB01平面および断面図（S=1/100）

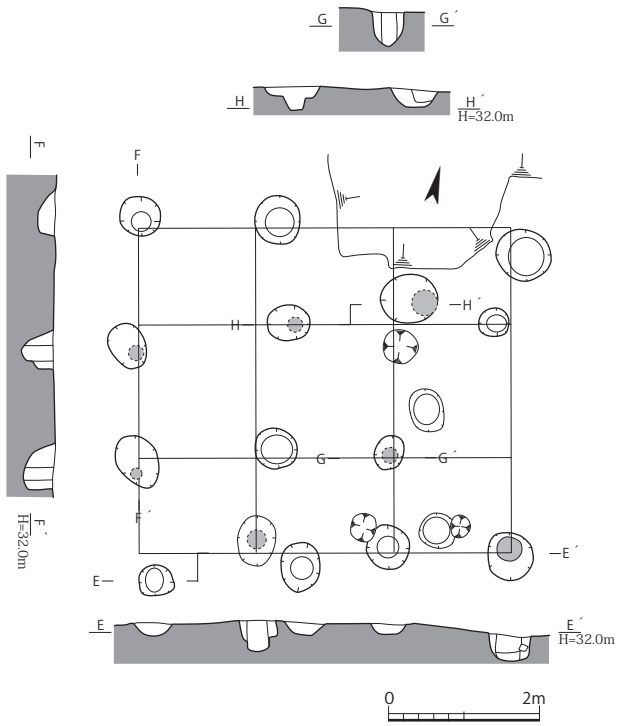

fig.17　SB02平面および断面図（S=1/100）

掘立柱建物（SB03）

建物構造、規模および造営軸

調査区東側で検出した側柱建物である。南北３間、東西２間分の柱列を確認しているが、調査区の東外に続くもので、梁桁方向および全体規模は不明である。建物北面の柱筋と南面柱筋の本柱柱穴の間に、それぞれ１～２基束柱の可能性のある小型の柱穴が認められる。

SB03の平面形式は無廂の可能性が高い。検出された範囲での東西長は3.2m 以上、南北総長は4.20m 程度を測る。柱間寸法は概算で、西面の柱筋が0.9~1.80m 程度とばらつき、北面の柱筋は1.6m 前後と等間に近いようである。建物造営軸は SB01、SB02と共通で、方眼北に対し西に20°振れる。

柱掘方および柱痕跡と柱のあたり

柱掘方は円形で、掘方径は50～60cm 程度、柱掘方深さは60cm ～40cm 程度。SB01、02同様柱痕跡については平面検出時の目視では確認できず、断面観察では６基の柱穴で柱痕跡を認めた。断面から復元できる、平面上のおおよその柱あたりを fig.18に示す。柱筋の通りは確言できない。断面から復元される柱直径は20cm 前後である。

束柱の可能性がある柱穴は掘方直径が20cm ～30cm、柱掘方深さは20～30cm 程度、柱痕跡がある場合は柱太さが10～15cm 程度と本柱に比べてやや細い。本柱、束柱とも柱穴の底に沈下防止の礎盤、礎盤石、根石等を敷設した形跡はない。

建物の時期

SB03の各柱穴からは土師器、須恵器片が出土しているが、細片のため時期が判断できない。ただし SB01、02と同軸であり、同時期の建物群を構成する可能性が高い。

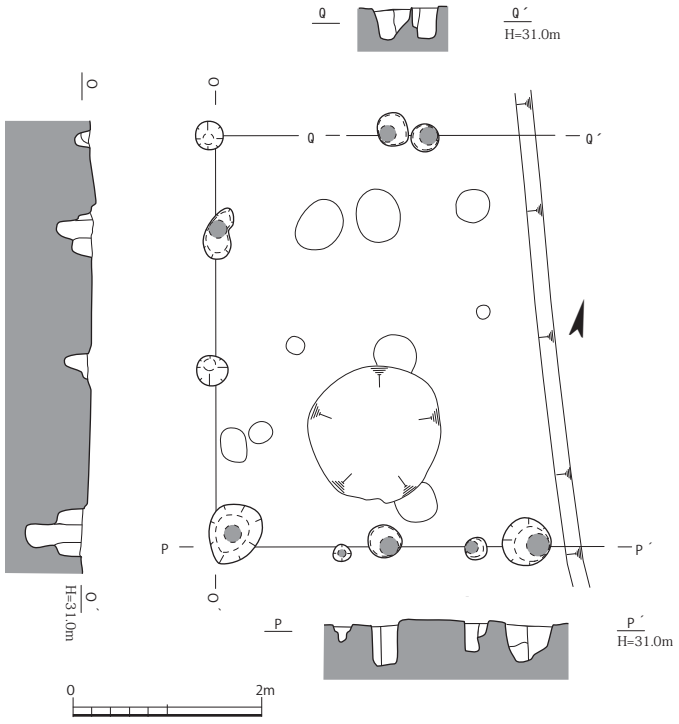

fig.18　SB03平面および断面図（S＝1/80）

掘立柱建物（SB04）

調査区北東隅でSB03と重なり合う状態で検出した。側柱建物だが桁行が長く、平筋の柱間寸法が部分的に狭い特徴的な建物である。柱筋の通りは比較的よく、面積が99.45m^{2}と大型である。

建物構造、規模および造営軸

平面形式は無廂、梁行３間で総長6.5m、桁行11間で総長15.3m程度。梁桁方向とも、柱穴掘方規模に大小があり、本柱と束柱である可能性が考えられるが、配置に規則性がなく、また柱穴深さで明瞭に二分できないため、本、束の識別が困難である。

柱間寸法は桁行方向が概算で約0.78m～1.8mとばらつく。梁行方向は柱痕跡が確認できていないため、柱掘方の中心点同士と仮定した場合で概算0.5m～1.5mまであり、さらに数値のばらつきが大きい。極端に狭い箇所は束柱の可能性を考慮すべきであろう。

建物造営軸は方眼北に対し西に25°振れ、SB01～03と軸を異にする。

柱穴掘方および柱痕跡と柱のあたり

SB01同様平面検出では柱痕跡が確認できず、断面観察で柱痕跡が認められたのは11基である。それらは平面上におおまかな柱当たりを復元してfig.20に示す。柱掘方は円形で、直径は約25cm～40cm、深さは10cm～50cm程度まで差が大きい。

調査区東南側で検出したSB03と04については、検出面直上位に遺物包含層３が堆積しており、この層が基盤層上面を浸食したことによって遺構上部が削平欠損していると考えられる。SB01や02とは削平の理由が異なるものの、これらの建物も本来の規模・形状を保っていない可能性が高い。

間仕切柱または増築痕

SB04に関しては、建物内側に、妻柱の延長線上に１基柱穴が存在する。これについては間仕切り柱、または増築前の平柱列の可能性がある。後者の場合この建物は後補的に北へ２間分増築されたと考えられる。ただし出土遺物が極めて少量のため、内部柱以北と以南で出土遺物に時期差があるといった物証は得られていない。

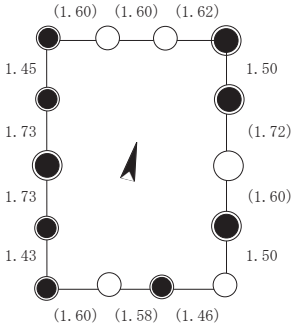

SB01

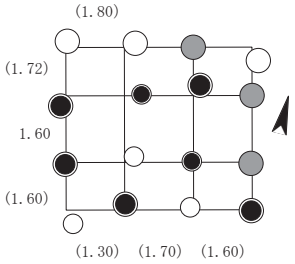

SB02

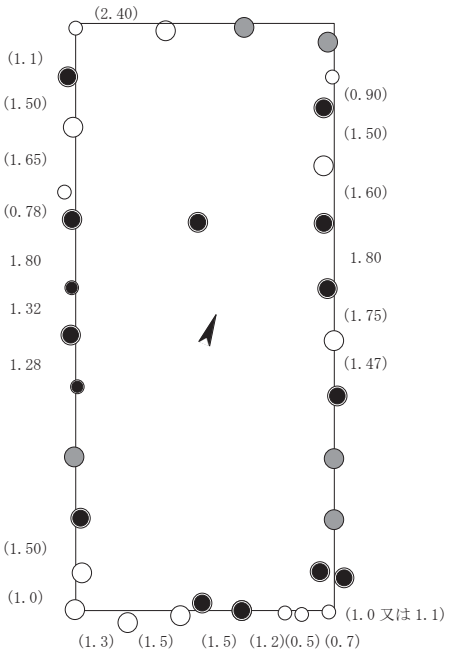

SB04

柱痕跡の確認できたもの
柱掘方のみ確認できたもの
未検出

fig.19　掘立柱建物柱配置図１

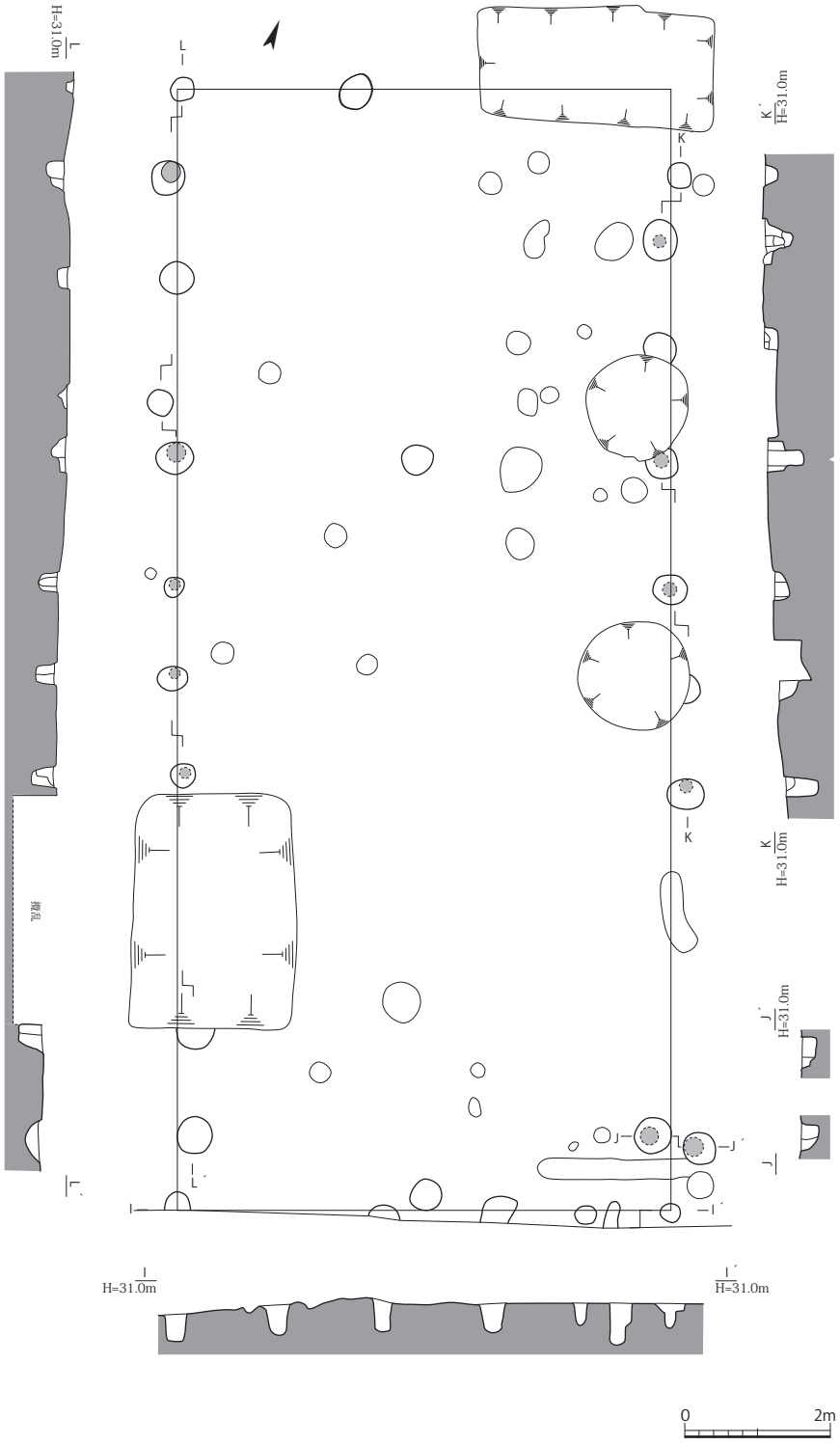

fig.20　SB04平面および断面図

遺構の時期

SB04の柱穴からは12世紀の東播系須恵器碗が１点と、土師器、須恵器の細片が出土している。細片には８世紀と思われるものもある。平安時代の須恵器については、直上位の遺物包含層３から混入した可能性もあるが、SB01～03とは造営軸を異にする事から見て、これらの建物とは同時期でない可能性が高い。現時点では当該建物の時期については上限を８世紀、下限を12世紀とする。

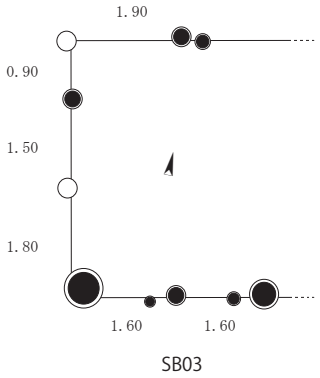

fig.21　掘立柱建物柱配置図２

旧流路（NR01）

調査区ほぼ中央を、遺構面を切り込みつつ北から南へ流下する自然流路である。左岸・右岸とも従前の建物によって大きく削平されており、右岸は完全に失われている。左岸のみ浅い残存状態で流路肩が残るが、検出状況からは流路本来の深さ、幅ともに不明である。確認できた範囲での深さは15cm 程度で、削平によって本来この浅さであるのか、否かが判然としない。ただしこの流路からフローした浮遊砂あるいは掃流物（遺物包含層３）が、流路以東の調査区南東半に広い範囲で面的に堆積している点から判断して、さほど深さの無い流れの可能性が高い。

遺物包含層３はSB03や04の検出面直上層を形成し、平安時代、奈良時代、古墳時代中期、弥生時代などの幅広い時期の土器を出土する。出土土器の最新相である平安時代が堆積時期であろう。広く薄い堆積状況から、NR01は河道のような一定期間恒常性を持った流れではなく、氾濫に伴う一過性の流路で、遺物包含層３の認められる調査区南東部は広義の氾濫原と考えるべきかもしれない。

小結

以上、律令期の遺構は、側柱建物が２棟（SB01、03）、総柱建物と思われる建物が１棟（SB02）、平安時代または奈良時代の側柱建物（SB04）１棟が主体である。これらの柱穴から出土する土器はほとんどが細片のため、建物同士の詳細な時期差を解明するに至らないが、北側のSB01とSB02、東側のSB03は造営軸を揃えており、同時期の建物群を構成すると推測される。SB01が総柱建物SB02とセットで存在することや、SB04が桁行の長い大型建物である点については、何らかの意味をもつと考えられるが、この問題について詳細に考察し得る出土遺物や周辺地域の調査事例が存在しない現状では、判断保留とするほかない。

B　弥生時代の遺構

竪穴建物（SI01）

SB01の柱穴に切られる円形竪穴建物である。中央土坑が確認されており、建物の２分の１程度を検出したものと考えられる。中央土坑を中心として円形に復元した場合、直径は6.0m 程度と推定される。床面に複数の柱穴を確認しているが、いずれも主柱穴と判別できるものではない。

この竪穴建物は北東部分の周壁溝が二重の状態で検出されており、補修または建て替えの行われた可能性がある。周壁溝の壁高は約10cm 程度で、周壁溝の幅は15～45cm 程度。中央土坑は直

径120cm 程度の不整円形で、深さは50cm 程度である。埋土からは弥生時代中期の土器が出土している。森岡秀人の編年案における摂津Ⅳ期に相当すると考えられる。

竪穴建物（SI02）

SB03の柱穴に切られる円形竪穴建物である。周壁溝の一部を検出したもので、大半は調査区東外に続くため、詳細な形状、規模等は不明である。検出された範囲での壁高は約15cm 程度、幅30cm 程度を測る。埋土からは弥生時代中期の土器が出土している。森岡秀人の編年案における摂津Ⅳ期に相当すると考えられる。

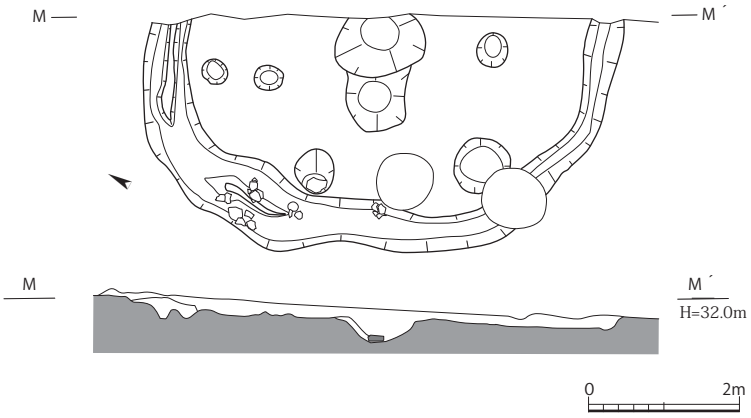

fig.22　SI01平面および断面図

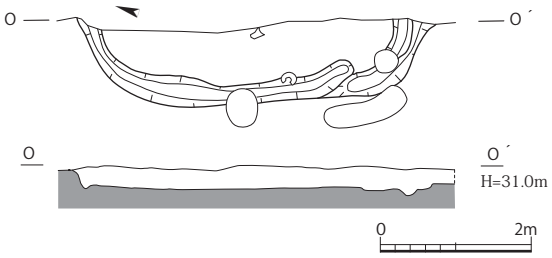

fig.23　SI02平面および断面図

第Ⅳ章　遺　　物

今回調査で出土した遺物は、28リットルコンテナ換算で約７箱程度で、大半が土器類である。土器の他にはサヌカイト製の打製石器類およびサヌカイト剥片、磨製石器１点が存在する。これら出土遺物の大半は遺物包含層から出土したもので、遺構からの出土品はごくわずかである。遺構･遺物包含層出土のものを全て含めた土器類の内訳は、土師器･須恵器･弥生土器･縄文土器で、ほとんどが細片であり、図化できるものは極めて限定的である。

今回の調査における主体的な遺構である掘立柱建物 SB01、02、03の時期については、出土土器から SB01、02が８世紀、SB04は８世紀から12世紀までのどこかと判断している。ただしいずれの遺構も、詳細な期別を判断し得るだけの標本数を出土していない。SB01と SB03からは図化し得る遺物は出土していない。

弥生時代の竪穴建物 SI01および02出土の土器については、森岡秀人の編年案による摂津Ⅳ期に該当すると考えられる。以下土器類について、図化し得たものを説する。

1　律令期の土器

A　掘立柱建物出土の土器（fig.24）

SB01、03の柱穴から出土した土器で、図化し得たものはなかった。SB02の柱穴からは須恵器の杯Ｂ（3）および杯Ｂの蓋（2）のほか、土師器杯Ａ（8）、土師器甕の口縁部（6）などが出土している。３の径高指数は22.0程度で、須恵器蓋２はやや丸みがあり扁平化していない。

SB04の柱穴から出土した土器で図化し得たのは平安時代の東播系須恵器碗１点のみで（9）、見込みや高台の認められる底部の破片を伴うことから、12世紀頃と考えられる。９以外にも、SB04の他の柱穴からは図化不能な細片状態で、奈良時代の土器が出土している。

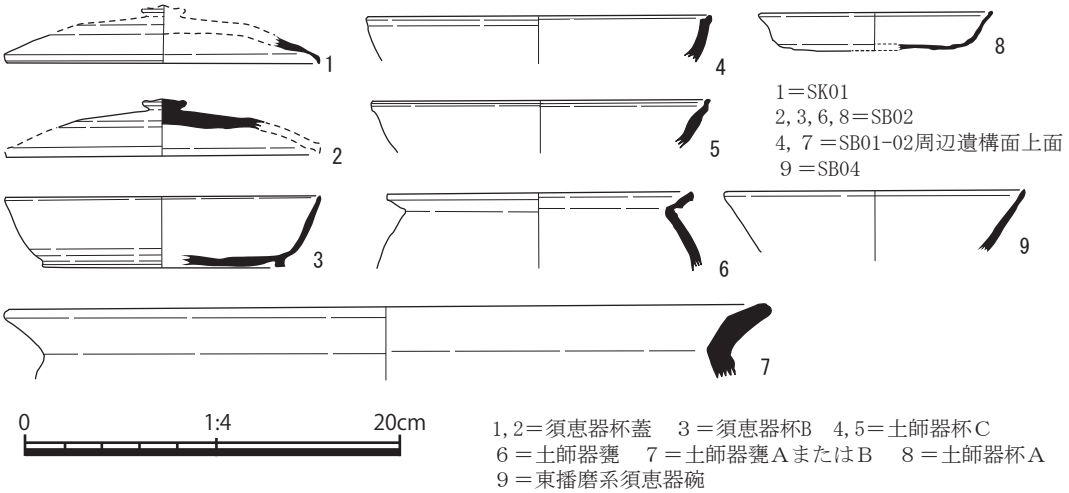

fig.24　遺構出土土器　実測図１（律令期）

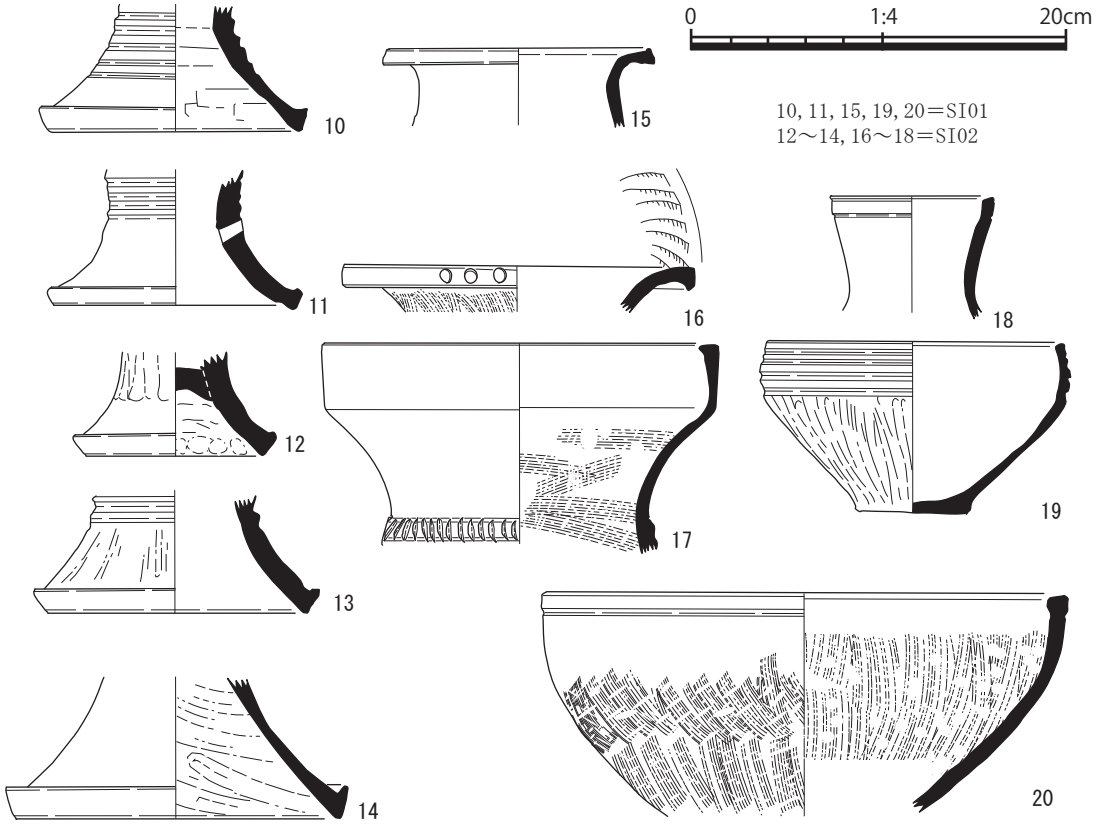

fig.25　遺構出土土器　実測図２（弥生時代）

B　その他の遺構出土の土器（fig.24）

須恵器杯Ｂの蓋（1）はSK01から、土師器杯Ｃ（5）はSP02からの出土である。４の土師器杯Ｃ、７の土師器甕ＡまたはＢの口縁部は、SB01および02の検出面直上で出土したもので、いずれに帰属するか判然としない。

C　遺物包含層出土の土器（fig.26、27）

21～30は遺物包含層３から出土した律令期の土器である。遺物包含層３は平安時代、奈良時代、古墳時代、弥生時代の土器が共伴する。21～23は須恵器蓋、24～28は須恵器杯Ｂ、29は土師器杯Ａまたは皿Ａで内部に放射暗文１段を認める。30は土師器甕の口縁部である。須恵器蓋はいずれも丸みがあり、扁平化していない。31は東播系須恵器碗の底部で、見込みや高台が明瞭な11世紀のものである。35、36は遺物包含層２から出土した土器である。35は奈良時代の須恵器杯Ｂで、36は東播系須恵器碗の底部である。見込みが明瞭。

2　弥生土器および古墳時代の土器（fig.25）

A　SI01・02出土の土器（fig.25）

SI01からは鉢（19）のほか、台付き無頸壷の脚台が欠損したもの（20）、壷（15）および脚台（10･11）などがある。SI02からは二重口縁壷（17）、広口壷（16）、直口壷（18）の口縁部のほか、脚台（12～14）が複数認められる。

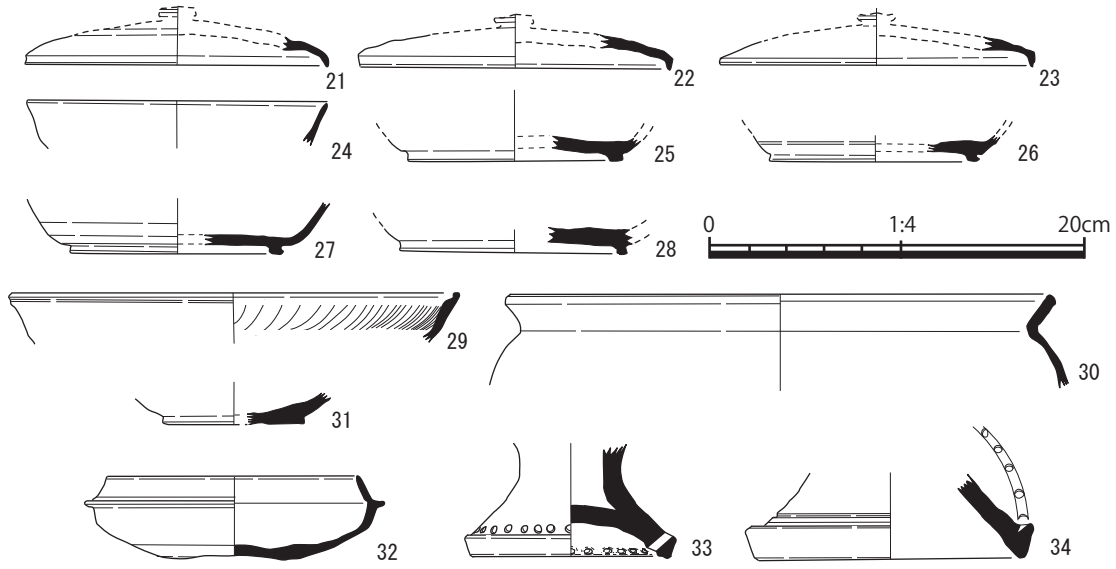

21～23＝須恵器杯蓋　24～28＝須恵器杯B　29＝土師器皿A　30＝土師器甕　31＝東播磨系須恵器碗
32＝須恵器杯H　33＝弥生土器脚台

fig.26　遺物包含層３出土土器　実測図

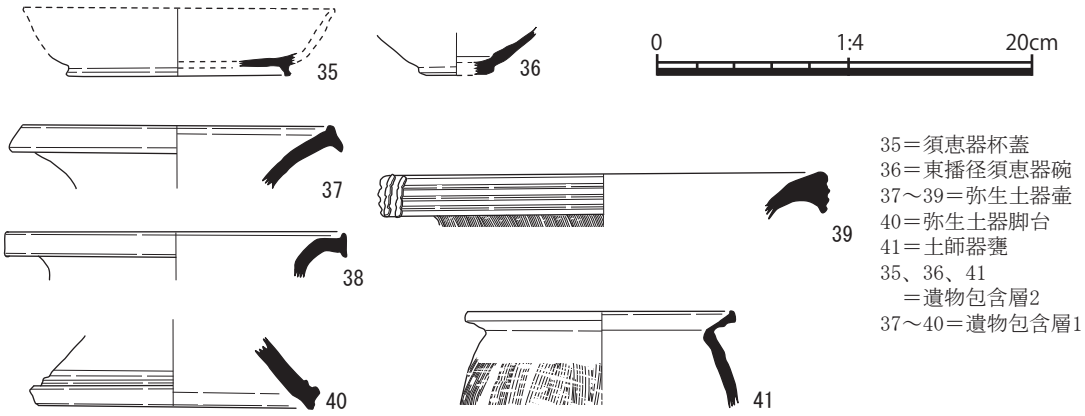

35＝須恵器杯蓋
36＝東播径須恵器碗
37～39＝弥生土器壷
40＝弥生土器脚台
41＝土師器甕
35、36、41
　＝遺物包含層2
37～40＝遺物包含層1

fig.27　その他の遺物包含層出土土器　実測図

B　遺物包含層出土の土器（fig.26、27）

32は古墳時代の杯、それ以外は弥生時代Ⅳ期の土器である。

ここに示した土器類以外に、各包含層から打製石器、磨製石器、縄文土器等が一定量出土しているがそれらについては、写真図版P.L.5に示した。

第Ⅴ章　考察
8 世紀の六甲山南麓地域にみる郡的世界

―摂津国兎原郡郡庁域を中心に―

1　はじめに

ここまでに詳述したように、岡本東遺跡第３次調査では、律令期の掘立柱建物群が検出遺構の主体であった。調査で確認された掘立柱建物４棟のうち３棟が８世紀に属し、奈良時代が当該地点の遺構分布上の中心年代となる。

遺跡が所在する住吉川～芦屋川水系間の一帯は、東西５km、南北３km 程度の広さだが、８世紀には行政区上「摂津国兎原郡」として把握され、その歴史的な成り立ちについては第Ⅱ章２節に述べた通りである。それは当該地域を根拠地とする複数の古墳時代以来の伝統的在地氏族が、それぞれ王権との間に濃淡や遠近を異にしつつ君臣秩序を築いていく過程で、競合、分節、再編を繰り返した結果、最終的に芦屋川右岸に郡芯が定められたという道程で、芦屋市寺田遺跡および神戸市郡家遺跡・住吉宮町遺跡とが、今日考えられる最も有力な兎原郡郡衙政庁候補地となっている。

先行研究においては寺田遺跡が前期郡衙、郡家・住吉宮町遺跡が後期郡衙にしばしば比定され（森岡2002、神戸市2016ほか）、岡本東遺跡は前者の北西約2.2km、後者の東方約２km 地点という位置関係にある。前期郡衙とされる寺田遺跡の周縁、半径１km 圏内は南に古代山陽道および芦屋駅家推定地である深江北町・北青木・津知の三遺跡、北方に芦屋廃寺という構成をとり、駅と寺との間には、西山町遺跡、三条九ノ坪遺跡、月若遺跡、本庄町遺跡などの律令期遺跡がほぼ境のない状態で密集して郡家域を形成していたと考えられる。住吉宮町遺跡と郡家遺跡も同様で、この二つは概ね１km 圏内で境を接し、本来一体的な存在であると見られる。このことから摂津国兎原郡では、政庁から半径１km 程度が郡庁域または郡家域の物理的規模である事が分かるが、後者には駅および寺院が付属しないと言う特徴がある。そして岡本東遺跡は、今回調査が実施されるまで律令期遺跡として認識される機会はなく、天井川水系という、一見他の遺跡群から孤立して見える立地にあって、遺跡がいかなる性格を有するかについては、現状では判断材料に乏しく確言に至らない。

このような制約の上にではあるが、本章では、厚い蓄積のある既往の発掘調査成果および先行研究に導かれつつ８世紀の兎原郡の具体像、特に従来説かれてきた芦屋川水系から住吉川水系への「郡衙政庁域の移動」論を主題に据え、郡家内施設と目されるいずれの遺跡からも孤立して見える岡本東遺跡の位置づけを論ずる作業の端緒としたい。

なお近年の研究では、郡的世界を構成する概念は、中心となる「政庁」、およびその周辺の「郡家」と呼ばれる複数の施設の集合体、さらにその周縁に配置される寺社、駅、幹線道、墓域までを包摂する「郡家域」までの空間構成といったハード面の問題と、その空間内で活動する諸集団の氏的構成のようなソフト面の問題とに大別されるが、発掘調査報告書という性質上、本稿は主に前者について扱うものである。また兎原郡域は極めて流動的な歴史的変遷を経ており、８世紀

初頭と８世紀前半・後半・９世紀の各段階で郡界を異にしたと考えられている（『新修神戸市史』）が、今回は行論の便宜上、検討の対象範囲を芦屋川水系～住吉川水系間の、いわゆる「郡芯地」に限定した。

2　摂津国兎原郡をめぐる先行研究および既往の調査

８世紀の六甲山南麓地域に関する総括的な考古学研究としては、森岡秀人の一連の論考がある（森岡2002、2008ほか）。森岡は2002年上梓の『八十塚古墳群の研究』において兎原郡葦屋郷および賀美郷を中心に網羅的な古代史の復元を試みており（森岡2002）、当該地域が古墳社会から律令社会へと転換していく様相を、６～７世紀の渡来技術の受容を原動力とする新興在地首長層の台頭および建郡造寺に結びつけ、初期の郡衙所在地を芦屋川水系＝芦屋郷に比定、芦屋廃寺については建郡氏族を檀越とした「郡寺」としての性格を強調している。

森岡の芦屋廃寺論については自身がそう記すように若干論旨の飛躍が見られ、また近年の研究水準に合致しない部分も指摘できるが、寺田遺跡を中心点として、その周辺に配置された芦屋廃寺―津知・深江北町遺跡等の同時代遺跡が有機的関連性をもって郡衙政庁域を構成しているとする見解には異論の余地がなく、既往の考古学的調査によって即物的にも概ね証明されたと考えてよい。森岡は2008年の『本庄村誌』において自説をさらに更新しており、同論に掲載された芦屋川右岸を中心とする郡的世界の空間概念図については、本書第Ⅱ章２節Ｂ項で紹介した通りである（森岡2008）。森岡の論考は細部まで完全に同意し得るものではないが、現時点では摂津国兎原郡に関する最も体系的な考古学論考であり、本稿もこれらに多くを学ぶものである。

森岡の論考以後、律令期の兎原郡に関する考古学上の進展としては、近年実施された神戸市深江北町遺跡、北青木遺跡（神戸市2018）の発掘調査が挙げられるが、これらも森岡説の補強的役割を果たす結果となっている。そのほか既往の発掘調査成果で注目すべきものとしては、神戸市に所在する本山中野遺跡第３次発掘調査（神戸市2009）がある。それ以外の兎原郡域内の律令期遺跡については fig.11に示した。これらの調査成果に関しても、必要に応じて後述する項目ごとに随時触れる。

古代の兎原郡に関する文献史的研究としては、古くは吉田晶（吉田1973）や落合重信（1989）等のものが知られ、近年では『本庄村誌』ほかの坂江渉の論考（坂江2008）および『新修神戸市史』が存在する。本稿が郡内氏族について言及する場合基本的にこれらを参照している。史料としては『和名類聚抄』（二十巻本）、『続日本紀』、『新撰姓氏録』『類聚三代格』を援用する。

3　資料と方法

前述の通り、先行研究においては奈良時代の兎原郡郡衙政庁は８世紀前半に芦屋川右岸の寺田遺跡周辺において成立し、８世紀後半に住吉川右岸の郡家・住吉遺跡へと移動すると捉える事が通説である（前者の成立に際して飛鳥時代に評等の準備段階があったことは、芦屋川右岸の三条九ノ坪遺跡出土の壬子年干支年銘木簡からも容易に察せられる）。文献史的にも、８世紀後半は郡令層の拡大に伴い譜代氏族間の抗争や分裂が顕在化し、郡司制が変動する時期であって、兎原郡においても、８世紀後半が郡内支配における画期として捉える向きがある。本稿ではこの問題について、芦屋川水系と住吉川水系に挟まれた東西約５km 圏内、すなわち兎原郡郡芯部に所在する

諸遺跡の中から、特に令制的な在地支配と関わりが深いと考えられる諸要素（A建築遺構　B文字資料　C信仰関連遺構および遺物　D氏的構成）を取り上げ、水系間の異動を確認する。建築遺構に関しては、検討対象地域において、既往調査によってある程度造営年代が明確な掘立柱建物を抽出した。扱う建物形式は側柱建物および総柱建物とし、対象年代は、飛鳥時代～平安時代とする。本稿の主題は8世紀だが、時系列的変化を通観する必要があるため前後の時代も併せて確認した。古墳時代後期については参考として一部併記したが計数には含まれない。

なお飛鳥時代から平安時代までのいずれの時期においても、当該地域で礎石建物の報告例は芦屋廃寺を除いて存在しない。また飛鳥時代については、掘立柱建物以外の建築遺構として竪穴建物が存在し、その報告数は同時期の掘立柱建物を上回るが、竪穴建物については一般的な住居とそれ以外の区別が難しいため、今回は律令国家の地方支配施設としての性格が顕著な掘立柱建物のみを取り扱った。

4　兎原郡郡芯地における8世紀の遺跡動態

ⅰ　住吉川水系

A　建築遺構

当該地域では、飛鳥時代の側柱建物12棟・総柱建物1棟、奈良時代の側柱建物16棟・総柱建物4棟、平安時代側柱建物20棟・総柱建物3棟の、合計56棟の報告例が確認できる。そのうち飛鳥時代は、郡家遺跡2棟、住吉宮町遺跡12棟と、2遺跡に集中する。詳細な内訳はtab.1に示す通りである。これらの建物は本住吉神社西隣に分布が集中し、特に第17次調査地点では7棟の側柱建物、柵（または塀）等の遮蔽施設跡と思われる「溝」、溝状遺構の後身施設としての石敷き路と考えられる「集石遺構」、飛鳥時代の竪穴建物16棟とが同一面上で検出されており、報文によれば竪穴建物と側柱建物は飛鳥時代、集石遺構は奈良時代とのことである（神戸市1998）。側柱建物群は限られた範囲の中で南北棟と東西棟とに造営軸を造り分けており、すべてが同時併存でないにせよ、これらの側柱建物群が「コの字配置」的な規則配列状態であったと想定される。また報文中の側柱建物群が竪穴建物群に先行するとの判断は若干の疑問を残すが、集石遺構および溝の出土遺物は奈良時代、竪穴・側柱双方の建築遺構の出土遺物は6世紀後葉から7世紀初頭との判断である。私見では集石遺構および溝の出土遺物は奈良時代前半の可能性が高く、当該地点において累代的に律令期遺構が形成された様子が観取できる。

また累代性や規則配列以外にも、住吉宮町第17次調査地点の側柱建物群については、その規模が注目される。tab.1に示した通り、住吉川水系の律令期遺跡では、郡家遺跡第85次調査で確認された66.5m^{2}以上という突出した規格をもつ有廂建物SB101（神戸市2011）を除けば、側柱建物の規模は概ね20m^{2}未満をひとつの標準としており、住吉宮町遺跡第17次調査の側柱建物群が21m^{2}以上～37.96m^{2}までの復元値を示す点は看過しがたいものである。また、理論上無限に継ぎ足しの可能な桁材と違い、小屋を支える強度上の必要から原則一材で用いられる梁材は、梁間の寸法、すなわち梁材の長さが建物の規模や格を判断する指標のひとつとなる（奈文研2003）。第17次地点の側柱建物群は梁間一間あたりの寸法が2.2～2.8mと、住吉川水系の律令期掘立柱建物の梁間の平均的な寸法である2.0mを上回る。これらの点から、住吉宮町遺跡第17次調査地点で確認された側柱建物群については、大型建物と判断してよいだろう。

次に古代の建築遺構では通常倉とみなされる総柱建物に関しては、飛鳥時代および奈良時代に

※( ) は推定値

住吉川水系 / 古墳時代後期

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積 (㎡)	柱穴形状
郡家 17 次	SB07	古墳後	2× 2	南北	4.9×3.7	1.7	16.17	円形
郡家 57 次	SB101	TK43	4× 2 (独立棟持)	(東西)	4.8×3.3	1.8	15.84	楕円形
郡家 57 次	SB102	TK43	(2 以上 × 4 以上)	(南北)	7.2 以上 ×4.2 以上	2.3	30.24 以上	不整方形

住吉川水系 / 飛鳥時代

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積 (㎡)	柱穴形状
郡家 85 次	SB101	7c 後	2 以上 × 4 以上	(南北)	9.5 以上 ×7.0 以上	3.5	66.5 以上	方形
郡家 89 次	SB01	古墳末	4 × 2	南北	4.8 以上 ×3.5	2.0	16.80	円形
住吉 17 次	1 号建物	古墳後～飛鳥	(4 以上 × 3)	東西	6.0 以上 ×4.5	2.2	30.15 以上	方形
住吉 17 次	2 号建物	古墳後～飛鳥	(3 × 4 以上)	南北	7.3 以上 ×5.2	2.8	37.96 以上	方形
住吉 17 次	3 号建物	古墳後～飛鳥	(2 以上 × 2 以上)	不明	5.3×5.2 以上	—	27.56 以上	方形
住吉 17 次	4 号建物	古墳後～飛鳥	(3 × 2 以上)	不明	5.6×3.8 以上	—	21.28 以上	方形
住吉 17 次	5 号建物	古墳後～飛鳥	(5 以上 ×—)	不明	—	—	—	円形
住吉 17 次	6 号建物	古墳後～飛鳥	(3 以上 ×—)	不明	—	—	—	方形
住吉 17 次	7 号建物	古墳後～飛鳥	(1 以上 ×—)	不明	—	—	—	方形
住吉 45 次	SB110	古墳後～飛鳥	(2 以上 × 2)	(東西)	(3.4×2.8)	1.4	9.52 以上	円形
住吉 45 次	SB112	古墳後～飛鳥	3 × 3	南北	4.2 以上 ×4.2	1.4/1.2	17.64 以上	方形
住吉 56 次	—	飛鳥前半	2 以上 × 2	(東西)	3.4 以上 ×3.4	(1.7)	11.56 以上	円形

住吉川水系 / 奈良時代

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積 (㎡)	柱穴形状
郡家 1 次	SB—1	奈良後半	4 ×2 (有廂)	南北	(8.4×3.6)	1.8	30.24	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 1	奈良	3 × 2 以上	不明	5.0×3.5 以上	(1.5)	17.50 以上	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 2	奈良	2 × 3	南北	4.6×4.0	1.9	16.80	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 3	奈良	(1× 2)	南北	6.0×3.5	3.5	21.0	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 4	奈良	2 × 2	南北	3.5×3.0	1.5	10.5	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 5	奈良	3 × 2	南北	6.0×4.5	1.9	27.0	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 6	奈良	3 × 2	東西	5.5×3.5	1.9	19.25	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 7	奈良	3 × 2	南北	(8.0×4.0)	3.0/1.0	(32.0)	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 8	奈良	3 × 2	南北	(5.0×4.0)	1.5	(20.0)	方形
住吉 9 次	掘立柱建物 9	奈良	3 × 2	南北	5.5×3.5	1.9	19.25	方形
住吉 14 次	SB03	奈良	3 × 1 以上	不明	4.6 以上 ×1.7 以上	不明	7.82 以上	方形
住吉 14 次	SB04	奈良	3 以上 × 1 以上	(南北)	4.3 以上 ×1.9 以上	1.9	8.17 以上	方形
住吉 26 次	SB201	奈良	1 以上 × 2 以上	(南北)	4.5 以上 ×3.8 以上	3.8	17.10 以上	楕円形
西岡本 8 次	SB02	奈良後半	3 × 2	南北	5.6× 4 .8	2.3/1.8	26.88	楕円形
岡本東 3 次	SB01	奈良	4 × 3	南北	6.3× 4 .8	1.7/1.4	30.24	円形
岡本東 3 次	SB03	奈良	2 × 2 以上	(東西)	2.5 以上 ×3.5	1.9/1.5	8.75 以上	円形

住吉川水系 / 平安時代

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積 (㎡)	柱穴形状
郡家 16/67 次	SB01	平安前期	4 × 3	南北	8.0×4.4	1.6/1.2	35.2	方形
郡家 16 次	SB02	平安前期	3 以上 × 3	東西	4.8 以上 ×4.4	1.4/1.2	21.12 以上	方形
郡家 16 次	SB03	平安前期	1 以上 × 2	東西	2.2 以上 ×2.4	1.2	5.28 以上	方形
郡家 20 次	SB01	9 ～ 10C	3 以上 ×2	南北	4.95 以上 ×3.6	1.8	17.82 以上	長方形
郡家 20 次	SB02	9 ～ 10C	3 ×1	東西	3.4×1.8	1.8	6.12	長方形
郡家 58 次	SB01	平安前期	2 以上 ×1 以上	不明	7.9 以上 ×3.8 以上	不明	30.02 以上	円形
郡家 67 次	SB01	平安前期	1 以上 × 2	南北	2.0 以上 ×3.8	2.0/1.8	3.6 以上	方形
郡家 70 次	SB101	奈良～平安	1 以上 × 4	不明	8.6 以上 ×2.2 以上	(2.0)	18.92 以上	円形
住吉 11 次	SB02	平安前期	3 ×1 以上	不明	5.4×1.5 以上	不明	8.1 以上	隅円方形
住吉 13 次	SB01	平安	1 以上 × 2	(南北)	0.8 以上 ×3.2	0.7	2.56 以上	円形
住吉 19 次	3 号建物	平安	3 ×2	南北	5.9×3.2	1.8/1.4	18.88	方形
住吉 25 次	建物 11	奈良～平安	3 以上 ×2	南北	4.6 以上 ×3.5	1.8	16.1 以上	隅円方形
住吉 33 次	SB101	奈良～平安	1 以上 × 2 (有廂)	南北	3.5 以上 ×3.8	1.9	13.3 以上	円形
住吉 33 次	SB102	奈良～平安	(4 ×1 以上)	(東西)	—	不明	—	円形
住吉 37 次	SB201	平安前期	2 以上 ×2	南北	4.2 以上 ×3.1	1.5	13.02 以上	円形
住吉 40 次	SB202	(平安)	2×1	東西	3.4×2.0	2.0	6.8	円形

tab.1　兎原郡の古代建築遺構 1 (側柱建物 1)

は第17次地点の西側第45次、第21次地点で確認されており（神戸市1999、2010）、律令期前半の倉院が大型建物群の西に配置されていた可能性が高い。いわゆる「正倉院」の語源となる「院」とは遮蔽施設によって区画された空間を指すもので、第17次調査で塀跡と報告されている4号溝については、院を構成する構造物の可能性を検討する必要があろう。なお平安時代の総柱建物は南の第11次地点（神戸市1990）で確認されており、律令期全般を通して側柱建物の外周に倉が配置されていたことが分かる。

一方、当該水系において律令期遺跡を代表すると言われてきた郡家遺跡については、実際は遺構の構成が明瞭ではない。このことから長らく「郡家という地名を持ちながら、実際の官衙関連遺構は乏しい」との評価が再生産的に繰り返されてきたが、ひとつの要因として、六甲山南麓のバイラン土を基盤とする、目視による検出の極めて困難な土質という遺跡の環境を指摘しておきたい。今回の掘立柱建物計数作業においても、郡家遺跡では、「期別不明」や「古墳時代の可能性が高い」と報告された一辺が70cm、深さも同程度の大型の方形掘方を持つ掘立柱建物または柱穴が律令期の遺物包含層を伴う事例や、古墳時代の遺構と切りあいながら存在する事例が複数確認できた。年代が不確定なため検討対象外としたが、状況証拠的に律令期の可能性がある遺構の実数は、我々の「認知の壁」の内側にある以上に多いのである。正確には、「事例が乏しい」のではなく、「正確な把握が困難」と理解すべきだろう。

このように遺跡の環境要因が障害となり全体像が曖昧なものの、郡家遺跡における律令期遺構の分布はfig.28に示すようなもので、前述の第85次調査では梁間一間寸法3.5m、復元面積66.5m^{2}以上という卓越した規模を持つ飛鳥時代の有廂建物が報告されている（神戸市2011）。本住吉神社から郡家遺跡第85次地点までの距離は概ね600m程度、本住吉神社を起点とする住吉宮町遺跡の律令期遺構群と一体的な空間を構成していたと考えて差し支えないだろう。

またBの文字資料として住吉宮町遺跡第17次地点直南の第23次地点で、8世紀後半に掘削された井戸から瓦・円面硯・兎原郡の「兎」の誤記の可能性が指摘される「免」墨書土器（ほか「橘東家」など）が出土しており（神戸市1999）、文書行政関連施設が存在する事を示している。

以上のように、住吉川水系における政庁空間の成立は飛鳥時代まで遡及し得るもので、奈良時代後期にその成立を求めるべきではない。既往の調査成果から復元される政庁空間の構成要素を年代不問で列挙すると①規則配列された側柱建物群、②院の構造物の可能性がある塀または柵の遮蔽施設、③石敷き路、④総柱建物からなる倉庫群、⑤大型井戸、⑥墨書土器、などである。併せて住吉・郡家両遺跡における律令期遺構の分布傾向から、成立当初の政庁施設は本住吉神社西隣および郡家遺跡第85次地点等に点的に散在していたが、奈良時代から平安時代に至る期間に、基本的に当初の空間構成を踏襲しつつ古代山陽道に沿って整備拡大を続け、面的な存在形態へ成長したことも確認できる。

現在の本住吉神社の位置が飛鳥時代まで遡及し得るかは定かではないが、後述するように住吉川水系において在地官人層を形成した譜代氏族は住吉三神を祭神とする集団であり、現在の境内地が、律令期の政庁神祇空間を前身とする可能性が指摘できる。郡家のありかたとは、その程度には政務を担当する氏族の私的側面を許容するものであったし、そもそも住吉大神は、極めて公的な（王権的な）存在なのである。

ii　芦屋川水系

当該水系については概ね竹村忠洋・森岡秀人の先行研究に従うもので、詳細は『八十塚古墳群

※（　）は推定値

住吉川水系 / 平安時代

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積（㎡）	柱穴形状
御影山手２次	SB01	奈良～平安	３×２以上	不明	5.3×3.4 以上	不明	18.02	円形
御影山手２次	SB02	奈良～平安	３×２	東西	5.4×2.7	(1.35)	14.58	隅円方形
御影山手２次	SB03	奈良～平安	３×２	東西	4.4×3.2	1.6	14.08	円形
御影山手２次	SB04	奈良～平安	３×２	東西	7.2×3.6	2.0	25.92	隅円方形

芦屋川水系 / 飛鳥時代

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積（㎡）	柱穴形状
月若 83	SB102	古墳後～飛鳥	３以上 ×１以上	不明	—	—	—	円形
月若 83	SB103	古墳後～飛鳥	—	不明	—	—	—	円形
寺田 55	SB1	7c 初以降	（２×２）	不明	—	—	—	方形
寺田 127	SB203	飛鳥	２以上 ×３	南北	3.5 以上 ×4.2	1.5/1.3	14.7 以上	方形
寺田 127	SB204	飛鳥	３×２	南北	5.1×4.5	1.7/1.5	22.95	方形
寺田 135	SB-1	7c 中頃	２以上 ×２	不明	4.3 以上 ×4.5	—	19.35 以上	円形
寺田 135	SB-2	7c 中頃	３以上 ×２	南北	6.0 以上 ×4.3		25.8 以上	円形
寺田 152	SB201	飛鳥	２×２	不明	4.4×3.6	—	15.84	隅円方形

芦屋川水系 / 奈良時代

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積（㎡）	柱穴形状
月若 35/37	建物１	奈良	２以上 ×２以上	(南北)	1.8 以上 ×2.4 以上	1.5/1.2	4.32 以上	隅円方形
月若 83	SB101	飛鳥～奈良	３×２	南北	5.2×3.4	1.7/1.8	17.68	円 / 楕円
寺田１27	SB101	奈良前半	５×３	南北	10.0×5.4	—	54.0	方形
寺田１27	SB102	奈良前半	１以上 ×２	不明	2.0 以上 ×4.0	2.0	8.0 以上	方形
寺田１27	SB103	奈良前半	５×３	南北	11.0×6.0	2.0	66.0	方形
寺田１27	SB104	奈良	２以上 ×２	(南北)	5.4 以上 ×5.4	2.0	29.16 以上	楕円形
寺田１33	SB101	奈良	２以上 ×２	南北	3.0 以上 ×3.6		10.8 以上	隅円方形
深江北町９次	SB01	奈良前半	５×２	南北	7.3 以上 ×4.2	1.9/2.1	30.66 以上	隅円方形
深江北町９次	SB03	奈良後半	３以上 ×１	南北	6.4 以上 ×4.6	4.6	29.44 以上	隅円方形
深江北町９次	SB04	奈良後半	不明	南北	不明	—	—	隅円方形
深江北町９次	SB05	奈良後半	２以上 ×１	南北	4.3 以上 ×4.3	4.3	18.49 以上	楕円形
深江北町９次	SB06	奈良後半	２×２	南北	4.7×4.3	2.1	20.21	楕円形
深江北町９次	SB07	奈良後半	２×２	南北	3.4×3.0	1.3	10.2	不整形

芦屋川水系 / 平安時代

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積（㎡）	柱穴形状
寺田１	建物２	奈良～平安	２以上 ×２以上	不明	3.6 以上 ×3.7 以上	1.7/1.9	13.32 以上	方形
寺田１	建物３	奈良～平安	３×３	南北	5.9×5.5	1.8/2.1	32.45 以上	円 / 方
寺田 52	掘立柱建物	平安以前	—	不明	—	—	—	方形
寺田 133	SB102	平安前半	４×２	南北	7.2×4.0	1.9/1.8	28.8	円形
津知２	SB１	奈良～平安	４×３	東西	9.5×7.5	—	71.25	不整楕円
津知２	SB2	奈良～平安	２×１	南北	3.5×2.5	—	8.75	楕円形
津知２	SB4	奈良～平安	５×２	東西	7.9×4.5	—	35.55	楕円形
芦屋廃寺遺跡 W	SB1	平安前期	４×３	東西	6.1×4.2	1.5/1.3	25.64	方形
本山中野３次	SB01	10c 前半	２×５（有廂）	東西	11.0×5.2	2.2/2.0	57.2	円形
本山中野３次	SB03	10c 前半	３以上 ×１以上	(南北)	4.9 以上 ×2.0 以上	2.0	9.8 以上	円形

tab.2　兎原郡の古代建築遺構２（側柱建物２）

の研究』（芦屋市2002）および『本庄村史　歴史編』を参照されたい。両書で森岡が指摘したように、規則配列された大型建物群が確認され、「大領」「小領」の墨書土器を出土した寺田遺跡が郡衙政庁所在地であり、これと芦屋廃寺、駅である深江北町・津知遺跡とで兎原郡の郡家域を形成していたとする見解に異論の余地はない。また深江・津知遺跡の古代駅としての解釈に関しても先行研究が多数存在し、再論の必要はない。

住吉川水系 / 総柱建物

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積（㎡）	柱穴形状
住吉 45 次	SB111	飛鳥	2以上 ×2	南北	3.4 以上 ×3.2	1.8/1.4	10.88 以上	円形
住吉 21 次	掘立柱建物	8 世紀	4 ×2	南北	8.6×4.0	2.2/2.0	34.4	円形
郡家 83 次	SB101	奈良	4 ×3	南北	8.6×6.0	1.8	51.6	円形
西岡本 8 次	SB01	奈良	2 ×2	—	3.6×3.6	1.8	12.96	不整方形
岡本東 3 次	SB02	奈良後期	(3×3)	南北	4.9×4.6	1.8/1.3	(22.54)	円形
郡家 67 次	SB02	平安	(3×3)	不明	4.6×—	不明	不明	不整方形
住吉 11 次	SB03	平安前期	3 × 1 以上	不明	5.0×2.3 以上	不明	11.5 以上	円形
住吉 11 次	SB04	平安前期	3 × 1 以上	不明	5.6×3.0 以上	不明	16.8 以上	円形

芦屋川水系 / 総柱建物

遺跡名 / 次数	遺構番号	期　別	平面形式 (間)	桁方向	桁行総長 × 梁行総長 (m)	梁間一間 (m)	面積（㎡）	柱穴形状
月若 81	SB102	飛鳥	2 ×2	—	2 .8×2.8	1.6/1.5	7.84	不整方形
月若 100	SB01	飛鳥	3×2	東西	3.7×3.0	1.5	11.1	不整方形
寺田 127	SB205	飛鳥	4 ×2	南北	6.8×4.0	2.0	27.2	不整円形
寺田 141/167	SB401	飛鳥	3×2	南北	4.8×4.0	1.4	19.2	楕円形
寺田 168	SB101	飛鳥	2 ×2	(東西)	6.2×5.0	3.2/2.5	31.0	円形
寺田 178	SB101	飛鳥	2 ×2 以上	(東西)	5.5×5.0 以上	1.3	27.5	隅円方形
寺田 151	SB101	奈良	2 以上 ×1 以上	(南北)	3.5 以上 ×1.6 以上	1.5	5.6 以上	隅円方形
深江北町 9	SB02	奈良	4×2	南北	7.4×4.2	2.3/1.9	31.08	円形
寺田 1	建物 1	奈良～平安	3 ×2	東西	4.2×3.6	—	15.12	方形
津知 2	SB 3	奈良～平安	3 ×3	南北	5.2×4.8	—	24.96	楕円形

tab.3　兎原郡の古代建築遺構 3 （総柱建物）

ただし調査の進んだ現在、前期郡衙を寺田遺跡、後期郡衙を住吉宮町・郡家遺跡に比定し、8世紀後半に兎原郡において郡司氏族の交代があったとする森岡の見解について再考すべき段階にあることは、前節に述べた通りである。問題の整理のため、『八十塚古墳群』当時の森岡の主張（ゴチック）と、調査の進んだ現時点での知見とを列挙すると以下のようになる。

①住吉川水系では**「大型掘立柱建物は 8 世紀に営まれたものが多いわけではなく、むしろ 9 世紀以降に比重がある」**という指摘については、tab.1に示した通り、住吉川水系の遺跡では復元面積が20m^{2}を越える掘立柱建物は飛鳥時代に 5 棟、奈良時代に 6 棟、平安時代に 3 棟確認でき、9 世紀以降を主体とはしない。むしろ66m^2～30m^{2}級の側柱建物は飛鳥時代に集中している。

②**「出土土器の中心時期も 7 ～ 8 世紀より10世紀以降、10世紀あたりのウエイトが高い」**という指摘についても①同様、調査の進展した現在はすでに妥当でない。

③**「瓦片の出土が僅少で、周辺に公的な瓦葺き建物が存在したとは考え難い」**については、芦屋川水系に比して量的に少ないという指摘は妥当であるが、住吉宮町遺跡では第17次調査で重弧文または重圏文軒平瓦が出土しており、重弧文であれば 7 世紀代の、重圏文であれば後期難波宮に相当する段階の瓦葺き建物が想定できる。この軒平瓦は一般的な重圏文と凹凸が逆になっており、沈線によって圏線を表現したもので、重弧文、重圏文、いずれの便化とも判断しがたいが、平瓦部は一枚作りなので、8 世紀第 1 四半期以降と判断して良い。播磨の繁昌廃寺に類例がある。8世紀の重圏文瓦は芦屋廃寺、房王寺廃寺（後述の凡河内寺）に出土例があるほか、神戸市域では兵庫区上沢遺跡、兵庫津遺跡および長田区御蔵遺跡において出土が知られ、兵庫津遺跡については大輪田船瀬、上沢・御蔵遺跡については八部郡衙関連遺跡と、いずれも公的施設に比定される遺跡である。

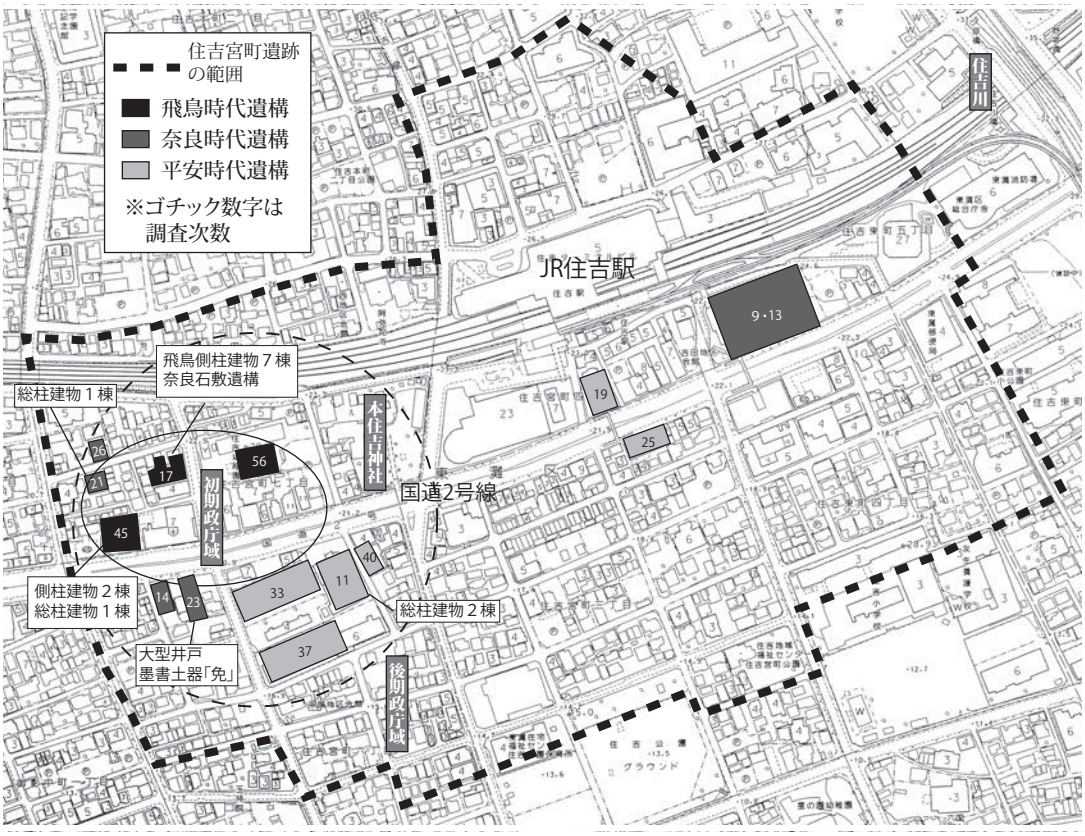

fig.28　住吉宮町遺跡における律令期遺構の分布

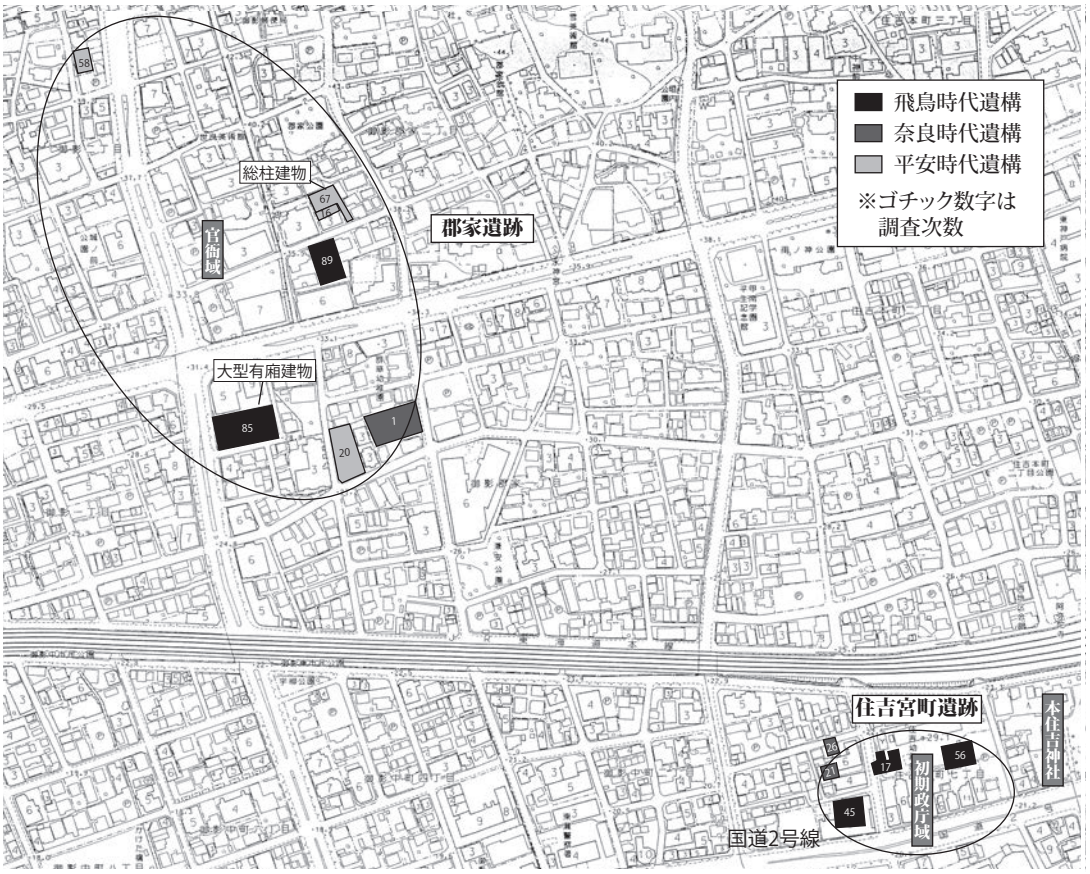

fig.29　住吉宮町遺跡および郡家遺跡の律令期遺構位置関係

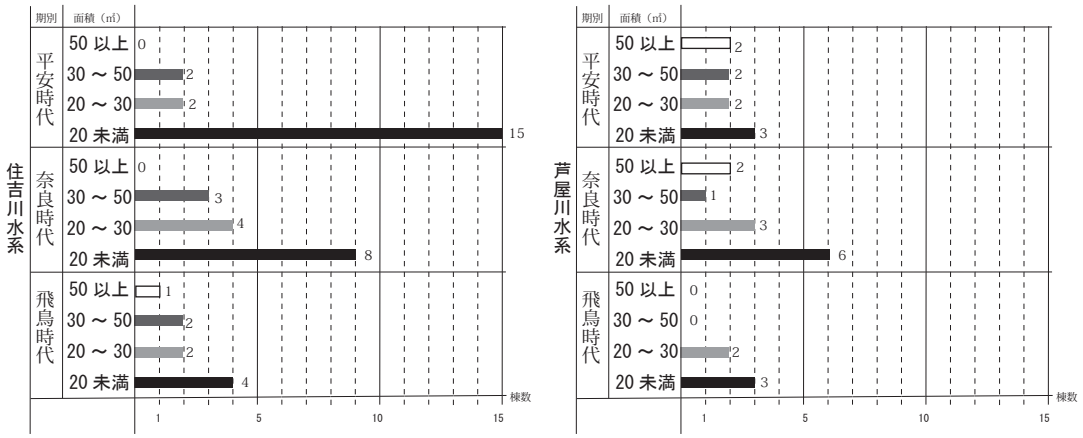

※　棟数は各水系における側柱建物の検出総数を表さない　　※※各建物の面積は検出範囲の面積であり、各建物の総床面積を表さない

tab.4　兎原郡の古代建築遺構の消長

④**「郡衙の中心施設である郡庁・正倉・館・厨家やその付属施設が未だ有機的な形で検出されていない」**は、住吉宮町遺跡第17次調査の成果を中心として、前項に述べたような政庁域の復元が可能となっている。

しかし森岡の指摘のうち、住吉宮町・郡家遺跡には**「寺院・駅など官公施設が近接地で営まれた形跡がない」**という点は今なお即物的事実としてゆるぎなく、ここに住吉川水系の政庁施設と芦屋川水系の政庁施設との差異、ひいては兎原郡の郡司社会における歴史的特質が現れているのである。以下その問題について、C信仰関連遺構および遺物と、D氏的構成を中心に論を進める。

5　郡司社会の氏的構成およびその多層性

奈良時代の郡的空間に関する概念規定は、吉田晶による郡共同体論（吉田1973）、大町健の人的関係論（大町1986）、栄原永遠男の氏的構成論（栄原1999）など、共同体内部の構成を中心としたソフト面の研究によって確立されて来た一方、ハード面では2016年奈良文化財研究所によって開催された古代官衙・集落研究集会「郡庁域の空間構成」が示した「郡庁域」の考えが、現時点で最も整備されたものであろう（奈文研2017）。奈文研と同様の認識はそれ以前に河尻秋生によっても提示されており（河尻2010）、本稿も原則この二者の概念に拠る。これらは山中敏史による郡衙の類型（山中1996）が土台となっているが、類型化と言う手法は論者の真意とは別に、郡庁を郡庁足らしめる要素だけが独り歩きする危険性を伴い、これに陥ると、寺および駅を伴わない住吉宮町・郡家遺跡は、寺田・津知・深江北町・芦屋廃寺などのように行政施設として包括的な構成を示す遺跡群とは並立し得ず、時間軸上に前後させることでその矛盾の解決を求めることになる。しかし郡司のありようについては、律令条文である天平七年格に以下のような規定がある。

右検天平七年五月廿一日格。終身之任理可代遍。宜郡不得并用同姓。如於他姓中無人可用者。僅得用於少領已上。以外悉停任。（後略）

このように朝廷は天平７年の段階で郡司の区分における大領・小領は異なる姓のものを用いよ

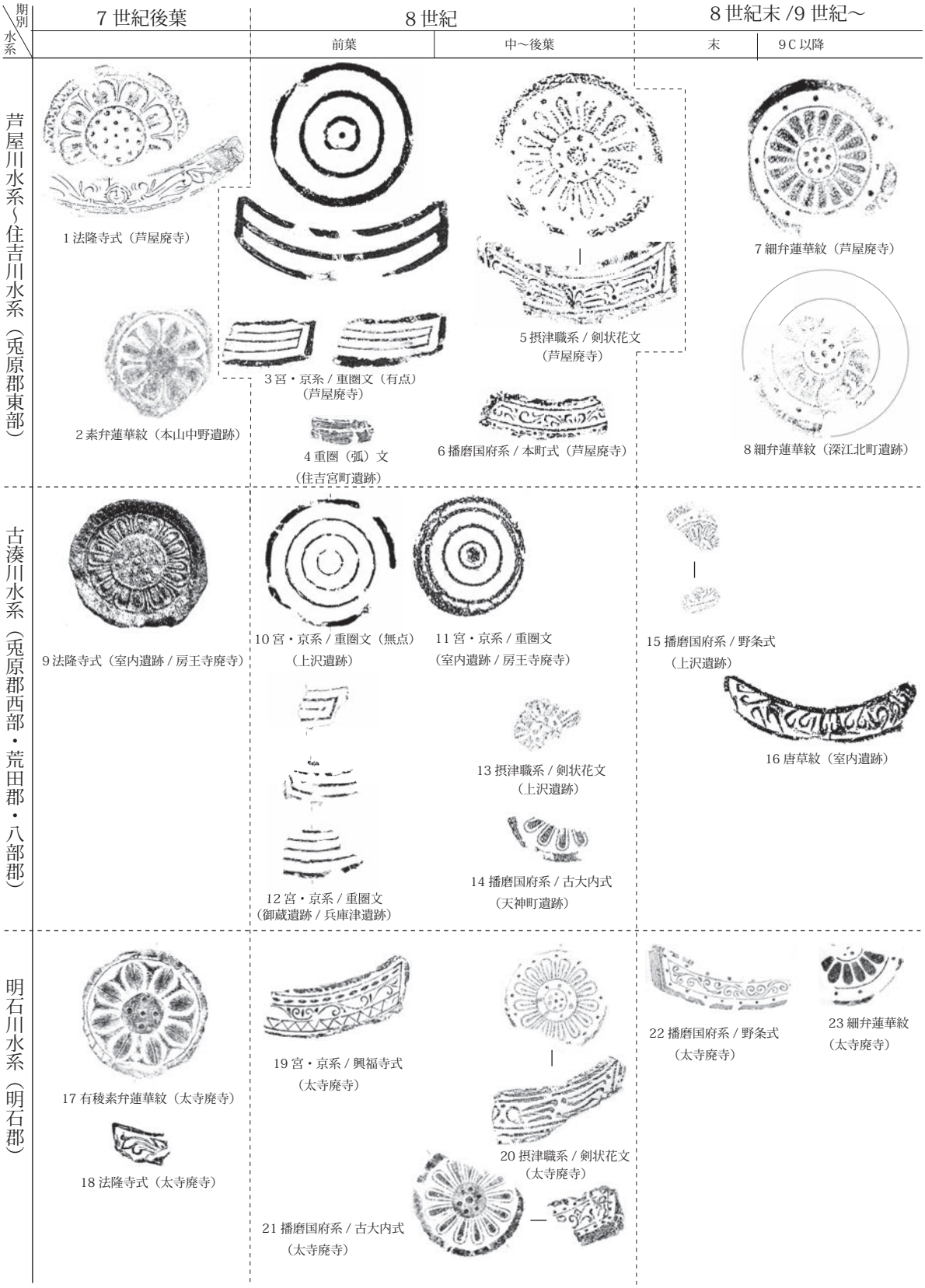

1・5 寒川旭・森岡秀人・竹村忠洋　2001「発掘調査概要　芦屋廃寺跡建物基壇と関わる地震痕跡」『日本考古学』　2 神戸市教育委員会　2009『本山中野遺跡第三次発掘調査報告』
3・6・7 芦屋市教育委員会 1970『芦屋廃寺』　8 神戸市教育委員会　2002『深江北町遺跡　第 9 次　埋蔵文化財発掘調査報告書』　9『兵庫県史　第一巻』
10・12 神戸市教育委員会　2019「兵庫津遺跡第 67 次調査」『平成 28 年度神戸市埋蔵文化財年報』　11・16 大脇潔　2015「瓦からみた西摂津の古代寺院」『地域研究　いたみ』
13・15 神戸市教育委員会　2019『上沢遺跡発掘調査報告書Ⅴ』　14 神戸市教育委員会　「須磨天神町遺跡」『平成 10 年度　神戸市埋蔵文化財年報』　17 ～ 23　明石市　2019『太寺廃寺Ⅰ』

fig.30　兎原郡～明石郡の白鳳期寺院における軒瓦の供給状況

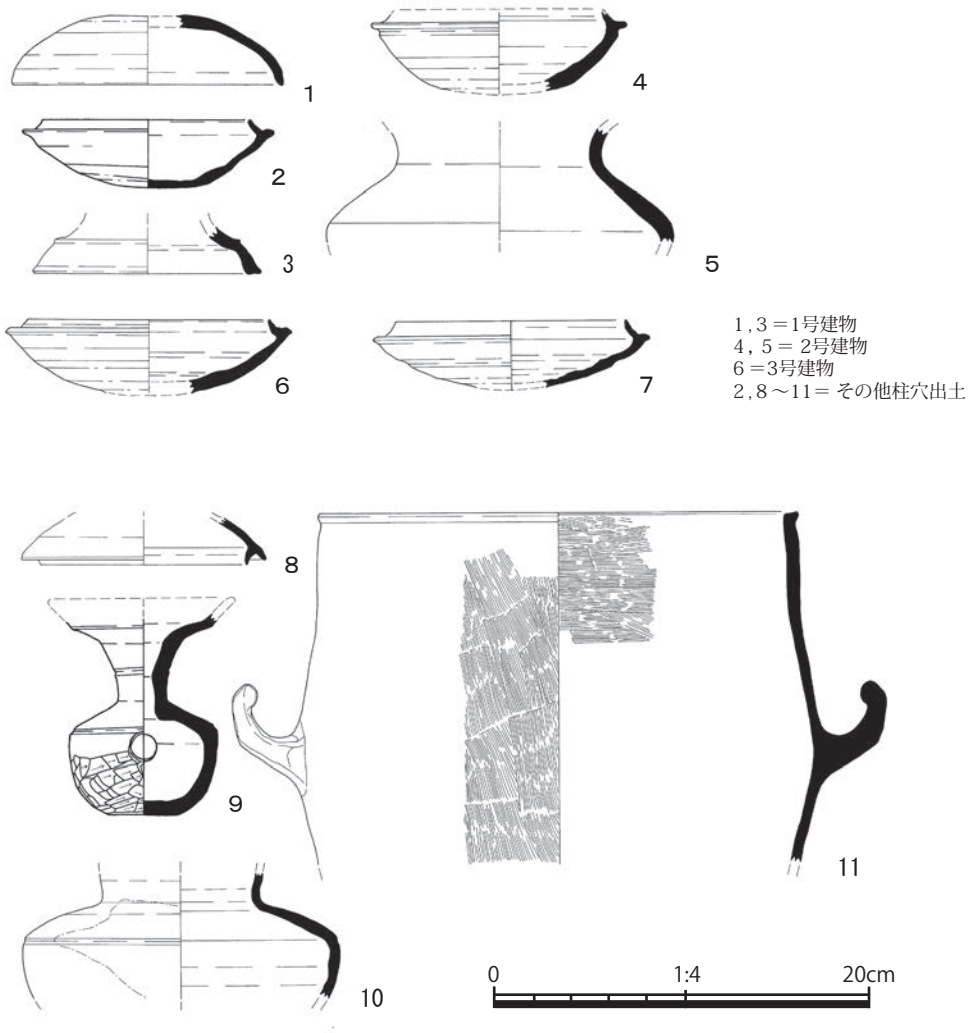

fig.31　住吉川水系における律令期遺跡出土の土器1　住吉宮町遺跡第17次調査出土土器

と定めており、同一郡内において単一集団が在地官人ポストを独占することの抑止に努めている。このことから、この条文に反するような事実、すなわち郡領の地位をひとつの氏族が占める事実が横行していたとの指摘がある（森2000）一方で、そもそも郡とは郡領の政務を担いうる在地首長層が複数存在することを前提としている、との解釈も成立する（中村2014）。

問題の8世紀の摂津国兎原郡についてだが、本稿では前節までに芦屋川水系と住吉川水系とに、ともに飛鳥時代に遡及可能な行政施設が存在することを確認した。それぞれで郡務を担った集団―芦屋川右岸を母体とする集団と住吉川右岸を母体とする集団―は、第Ⅱ章第2節に詳述したように、ともに古墳時代以来の譜代の在地首長層であると考えられる。この場合の譜代とは、血縁的な子孫である場合と、古墳時代の首長系譜を祖と称する擬制的な子孫とがあろうが、いずれにせよ、両者は王権との関係性において、異なる歴史的経緯と親縁の度合いを持つことを公私に認ぜられた存在であった。芦屋川の集団は、4世紀以来一貫して在地の最有力首長層が本貫とした地域を治めるもので、住吉川の集団は5世紀の初頭に、難波津および上町台地の開発、住吉大神

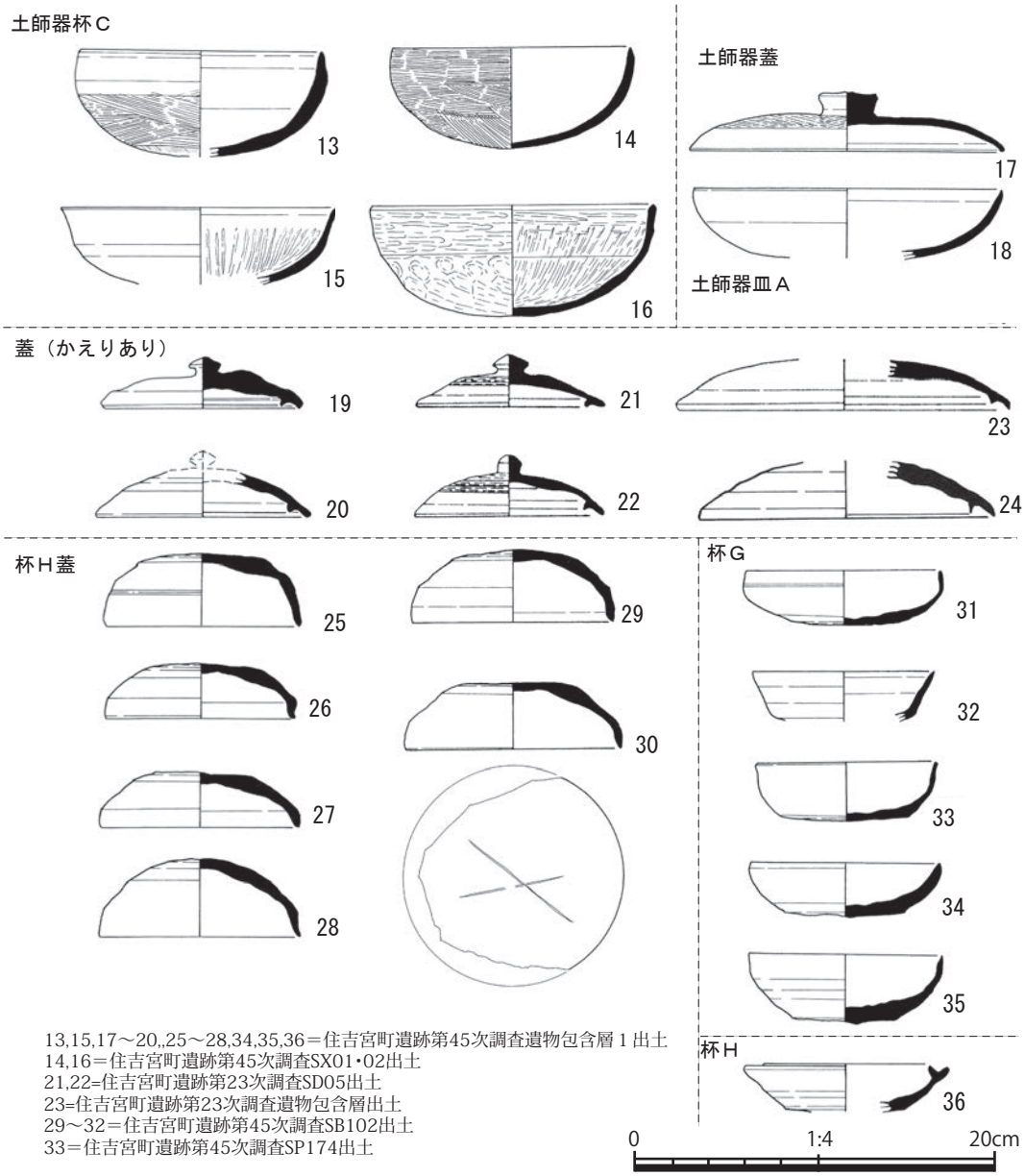

13,15,17～20,,25～28,34,35,36＝住吉宮町遺跡第45次調査遺物包含層１出土
14,16＝住吉宮町遺跡第45次調査SX01･02出土
21,22=住吉宮町遺跡第23次調査SD05出土
23=住吉宮町遺跡第23次調査遺物包含層出土
29～32＝住吉宮町遺跡第45次調査SB102出土
33＝住吉宮町遺跡第45次調査SP174出土

fig.32　住吉川水系における律令期遺跡出土の土器２　飛鳥時代

信仰との密接な関わりの中で台頭した勢力に根源を持つ（と社会的に認められていた）。ここにおいて、８世紀の兎原郡内に異なる二つの首長層が並立する実態が浮かび上がると同時に、郡領「層」としてひとくくりに理解される在地首長社会が、上位の芦屋川の集団と下位の住吉川の集団という具体的な重層構造をもつものであることが観取されるのである。

前述の通り、飛鳥時代以来彼らは各々の支配拠点に文書発給能力を持った政庁施設を設けており、郡領同士は必ずしも同一の施設内で常態的かつ一体的に活動していないことを示している。郡領間の非一体性については、全国の郡衙遺跡において、同一郡内で複数の郡衙推定地が存在する例が多数確認されていることから、かねてより指摘されている（中村前掲書）。

兎原郡の場合、その現象は古墳時代以来の分節的支配を継受している点に起因しており、８世

紀の郡司制度が、大町健の指摘にみるような「在地の共同体諸関係の総括」として機能し（大町前掲書）、それぞれの首長層が前代からの力学を温存する形で律令的な体系の中に組織化された経緯を表しているのである。兎原郡においては、古墳時代以来の王権を媒介とした在地首長層間のヒエラルヒーが8世紀段階まで引き継がれており、芦屋川の集団と住吉川の集団との間には、おそらく「大領」―「小領」程度の格差があったと推測される。かれらは同一地域内部で競合する伝統氏族同士の潜在的な排他性を内包しつつも、「郡領」という国家からの同一項での括りによる秩序化を受け入れることで、それを梃子として自らの領域支配の正統性を強化していった人々なのであった。

こういった同一郡内における郡領層間の秩序は、評制によって国造国の解体が開始される7世紀の段階には、「建郡（評）と造寺」によってモニュメント化され、領域内部で記憶され再生産される必要があり、7世紀後葉創建の芦屋廃寺は、前方後円墳体制下での最有力首長層の地盤を引き継いだ芦屋川右岸の集団が、地域の譜代諸氏族の中の筆頭的な血統を自ら顕彰し、同一地域他集団に対して示威する役割を果たしたと考えられる。

したがって共に飛鳥時代に郡領層に転化しながらも、住吉宮町・郡家遺跡の集団に寺が付随しない事実は、国家による地域首長に対する律令的再編の中で、建郡造寺を認可される集団とその下部構造に位置づけられる集団とに、兎原郡の首長層が序列化される形で総括された事を意味していると考えられる。

摂津国兎原郡は、6世紀の凡河内国から分割・成立したものである。広大な国造国のうち、国造に留まった凡河内氏以外で、7世紀まで凡河内の直系的な系譜を公称したのは、川辺郡の凡河内直および、兎原郡西端の古湊川右岸に位置する凡河内寺の造寺集団である。六甲山南麓地域の場合、凡河内氏の系譜、すなわち大首長―大国造の系譜を自認する集団は、古湊川付近を根拠地としており、凡河内寺（房王寺廃寺）周辺地域が今日なお「室内」の地名を残し、寺に南隣する上沢遺跡からは「大領」の墨書土器や佐波利碗を出土した大型井戸が存在するなど、上沢遺跡付近に政庁を建てた可能性が高いが、これも8世紀のうちに荒田郡・雄伴郡に割かれ、さらに9世紀には矢田部聡耳によって八部郡が建てられて細分化が進行する。

一方、同じ旧凡河内国の芦屋川～住吉川水系の地域では、芦屋氏を称する渡来系氏族が芦屋廃寺を造営する。これが寺田遺跡に大領として本拠地を確立した人々だとすれば、彼らは建郡時すでに凡河内氏との血統的な連続性を重視しておらず、三角縁神獣鏡の分有に代表される古墳時代の首長系譜から地盤を受け継いだ新興の集団であって、渡来文化の担い手としての能力を梃子に（森岡2002）、5世紀から7世紀までに譜代化して郡司層へと転身した人々となろう。

郡家遺跡でも5世紀段階に渡来系文化を受容した痕跡が確認できる（神戸市2008）が、住吉宮町遺跡の5―6世紀の古墳群に渡来系要素は認められず、渡来系の血統が集団内部の支配的地位にあった痕跡がない。住吉川の集団はあくまで住吉三神を奉じ、住吉大社の神祇を職能とする難波の津守氏との同祖同族関係を標榜する土着氏族であって、その属性が住吉郷・佐才郷・津守郷といった本拠地の郷名として遺ったものと思われる。

六甲山南麓全体を俯瞰した場合、芦屋川右岸の集団の地域首長としての階層は、国造を大首長とした、その直下位の首長程度に位置付けられよう。当該地域では、凡河内氏という卓越した大首長―大国造の下部構造として在地の中小首長があり、凡河内氏の中枢部は7世紀以降に中央貴族や国造に分化した。これに対し芦屋川の首長は、住吉川の集団のような中首長と比肩しうる実力を持った小首長とともに、自らの支配地域で郡領層として再編されるのである。擬制的同族と

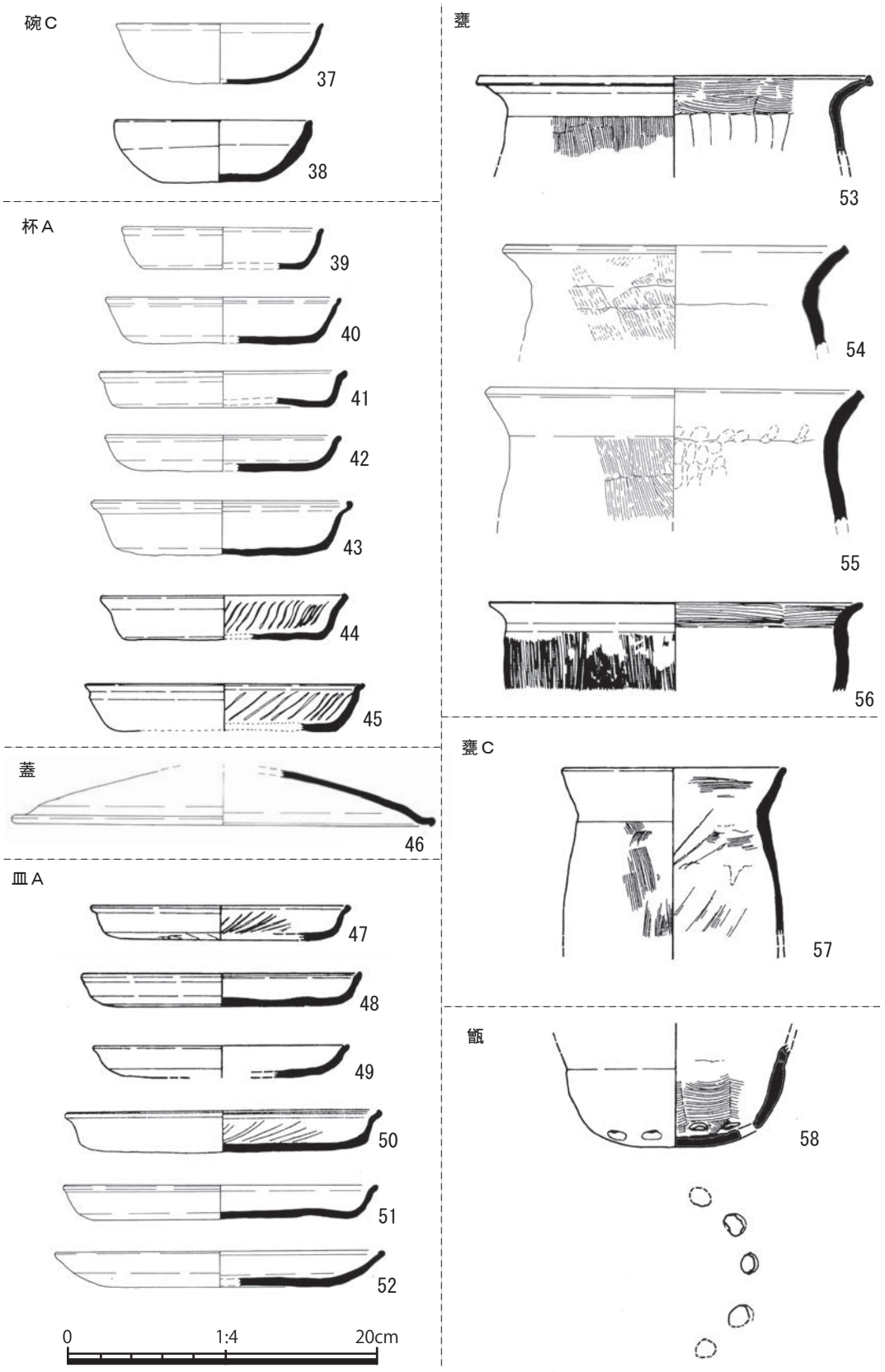

38,44,45,56＝住吉宮町遺跡第14次調査SE02出土　37,39～43,46,51,52,54,55=住吉宮町遺跡第17次調査1号集積・4号溝出土
47～49,53,57,58＝住吉宮町遺跡第33次調査第1面柱穴出土　50＝住吉宮町遺跡第23次調査遺物包含層出土

fig.33　住吉川水系における律令期遺跡出土の土器３　奈良時代　土師器

しての凡河内氏の存在は、雄伴郡・八部郡の成立によって郡領社会からは一見消失した状態になるが、これはむしろ、広大な凡河内国を構成していた氏族社会が、基礎単位毎に分解され、本来的な氏族の格や譜代性に応じて再編された結果なのであろう。立評・建郡が国造国の解体分割を指向した制度であることの兎原郡における帰結は、このような形を取った。

建郡（評）から半世紀以上を経た8世紀中葉には、国分寺制度が成立し国内寺院の階層化と秩序化が進行する。これによって寺院には古墳時代的な氏族顕彰の具現体としての機能に、国師を中心とした共同体の教導と統合の施設といった側面が付加される。兎原郡の芦屋廃寺、のちの八部郡の凡河内寺（房王寺廃寺）、摂津西隣の播磨国明石郡太寺廃寺はいずれも7世紀後葉創建の郡内唯一の寺だが、これらの寺は8世紀前半には宮・京系、8世紀後半には摂津職（網2021）または播磨国衙系瓦屋の製品の供給を受ける点で共通しており、大宝令および郡制の施行と並行して、国レベルの営繕組織による施設管理の対象へと転化したことが分かる。播磨東端部、明石大門までの郡内寺院が同様の成立過程と律令的展開を遂げている事実は、畿内的な有り方をする郡領層の分布範囲を反映したものであろう。8－9世紀の芦屋駅家の盛行も同様の文脈で理解することができ、つまり8世紀中葉から後半に生起する郡内支配の画期とは、既存の在地インフラの掌握を指向したものであって、氏族顕彰体としての意味合いが後退し地方機関としての側面が整った政庁空間に、寺を新造する必要はないのである。

『新撰姓氏録』によれば、芦屋氏から分岐した氏族に、「芦屋倉人（椋人）」氏が存在し、また深江北町遺跡第9次調査出土木簡には「椋人安道」「椋人稲継」といった駅に出仕する在地官人の名が見えるなど、複姓を称する芦屋氏の血統は平安時代まで該地で官人層として健在である。このことからも、8世紀後半に過度に先鋭的な郡領の交代劇を想定する必要はない。8世紀の人制下で下級中央官人となった芦屋氏の一流が芦屋川右岸を本貫としていた事実は、彼ら地方の郡領層出身者が中央に出仕する過程で両貫制を確立し、都鄙を往還して在地に中央文化をもたらす担い手となったことを意味している。兎原郡において8世紀以降の郡領層は、現地を実効支配する首長であると同時に、律令国家と在地社会とを有機的結合に導く存在であった。芦屋椋人のような地方豪族出身の中央下級官人が、中央で培った人脈を駆使して中央官僧を本貫地に招来し、先祖供養の法会を開催する風習の有った事は、正倉院文書『請暇解』や『東大寺諷誦文稿』等の研究によって広く知られるところである（大艸2014）。在地社会の七世父母供養に対する欲求は、仏教世界の秩序化や教義理解の深化とともに、寺の建立と言うハード中心の表現から追善法会というソフト中心の表現形態へと移行する。

大町は郡の本質について、「郡は、共同体諸関係を媒介とした一定の人的関係によって把握、区分する」と説いたが、平安時代まで存続期間を持つ芦屋廃寺もまた、国分寺制度の健在な8世紀後半から10世紀ごろまでは、国師を中心とした法会や教導といった仏教儀礼を介して、氏的同族関係を越えた地縁的紐帯の中に芦屋川右岸と住吉川右岸の集団とを繋ぐ役割を果たしたはずである。これによって在地の人々は、氏族間の排他や衝突といった緊張感を内包しながらも、郡という一個の共同体内部の人的秩序を再確認すると同時に、領域的な連帯を再生産する場を獲得するのである。

ここまで、芦屋川および住吉川水系の律令期遺跡の動態から、8世紀の兎原郡郡芯地における郡司社会の多層性とその氏的構成について考察した。ここで、六甲山南麓の律令期社会に岡本東遺跡をいかに位置づけるべきかという本稿の課題に立ち戻る。本遺跡が未だその性格を論ずる段

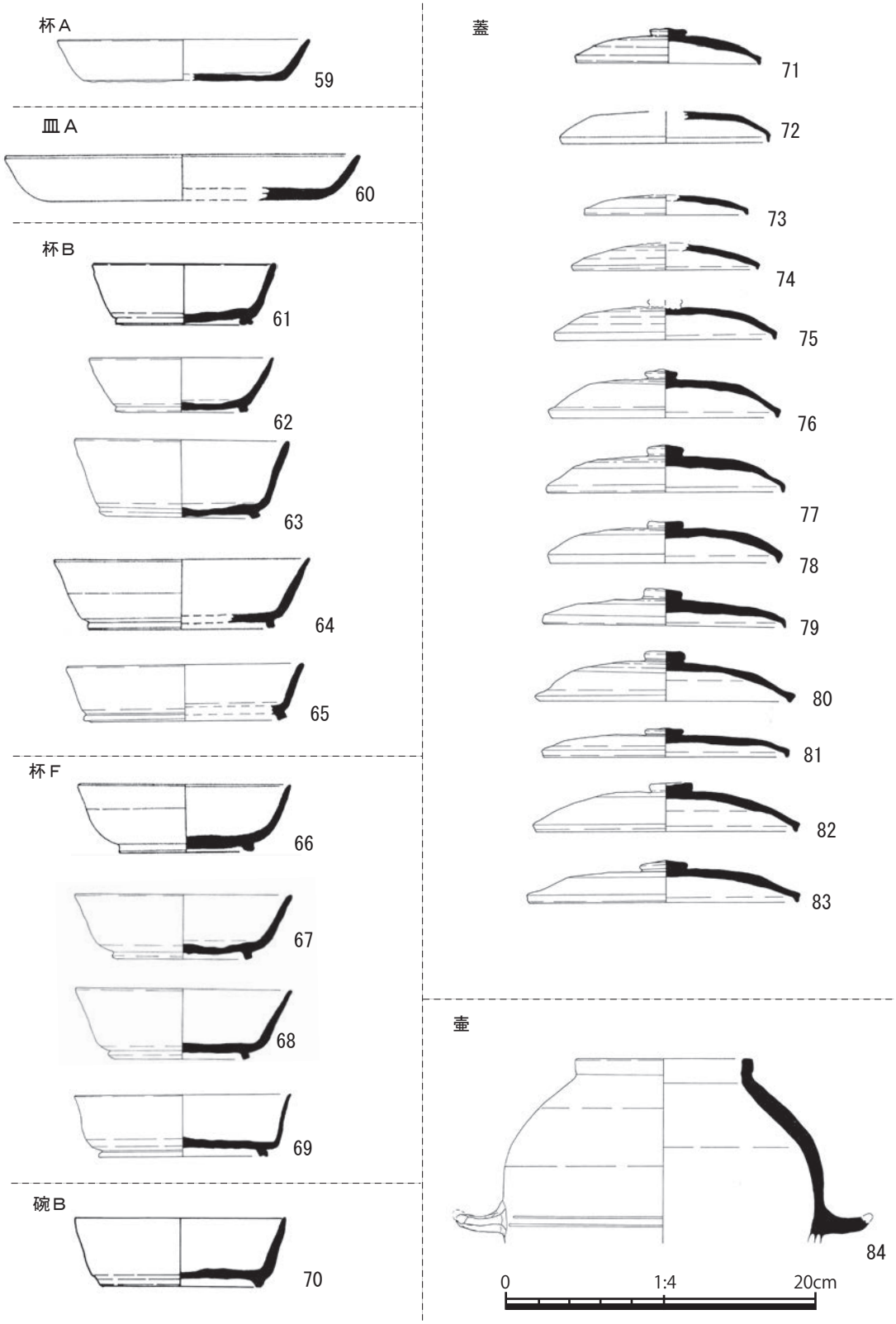

59,64,65,67～69,73～84＝住吉宮町遺跡第次調査1号集積遺構出土
60,64＝住吉宮町遺跡第23次調査遺物包含層出土　63=住吉宮町遺跡第14次調査SE02出土
66,70,71＝住吉宮町遺跡第14次調査SD04出土　72＝住吉宮町遺跡第23次調査遺物包含層出土

fig.34　住吉川水系における律令期遺跡出土の土器４　奈良時代　須恵器

階にないという事実に変更はないが、ここまでに概観した遺跡動態と分布の中に、その手がかりが存在するという程度の指摘は可能であろう。特に住吉川水系では、古代山陽道沿いの住吉宮町・郡家両遺跡が飛鳥時代から平安時代までの政庁域を形成する中で、その北方1km地点、住吉川中流域左岸に、政庁域からやや距離を取る形で、奈良時代から西岡本遺跡が展開している。岡本東遺跡の律令期遺構の詳細な期別は不明だが、この西岡本遺跡とともに、現在「岡本」の地名を冠する東西に伸びる六甲山中腹地域一帯を根拠地とする集団の存在を、作業仮説として提示しておきたい。

遺構は伴わないものの、岡本東遺跡では第1～3次調査まで一定量の5世紀の土器の出土が認められ、当該時期まで遡及し得る集団の存在が予見される。彼らは野寄古墳群や岡本梅林古墳群の造営主体となった可能性もあり、官道沿いの郡領諸氏族とは異なる第3のグループとも考えられる。西岡本遺跡および岡本東遺跡が官衙的性質を有するか否かについては、現時点では判断に足るデータがないが、今の所、他集団の領域のような有機的に構成された政庁施設や文書発給活動をうかがわせる遺物、共同体維持に不可欠な宗教施設といった、公的な要素は確認されていない。ただし今回の調査結果からみて、かれらもまた律令的な建築形式や造営技法、律令的土器様式を受容した集団であり、官道沿いの遺跡群と隔絶した存在ではない。以上の点から、住吉・郡家や芦屋川の集団を中小首長とした場合、岡本の集団についてはいわゆる「村落首長」クラスの階層を想定すべきかもしれない。

6　結語

以上、8世紀の兎原郡郡芯地では、郡司社会の多層構造とそれを反映した遺跡分布および動態が認められることを述べた。ここまでの内容を要約すると、以下のようになる。

1．8世紀の兎原郡芯地では、遺跡分布上、A芦屋川水系・古代山陽道沿い、B住吉川水系・古代山陽道沿い、C住吉川中流域、と大きく3つの領域形成があり、Cについては、律令期的展開が前2者よりやや後出的である。岡本東遺跡はCに帰属する可能性が高い。

2．AおよびBにおいて、政庁域が成立する時期はともに飛鳥時代であり、従来考えられてきたような、前期郡衙がAであり、郡領層の交代を前提として奈良時代後半に郡衙がBへ移動するといった状況は、遺跡動態上は認められない。

3．AおよびBの差異は、それぞれの政庁域で活動した氏族の階層差に基づくもので、Aについては芦屋廃寺の造寺集団を、Bについては住吉三神を奉ずる集団が想定される。Aは寺や駅等の施設との一体性からみてBより大規模な政庁域を有し、郡内においてBに優越する存在と考えられる。このような郡内の氏族間秩序は古墳時代から認められるもので、兎原郡においては、令制的な郡司社会形成が、古墳時代の在地首長間の競合関係をほぼ温存する形で進められたものであることを示す。

4．兎原郡で活動した3つの集団、A／B／Cの間には律令国家の定める社会的階層概念に基く上下関係があり、AおよびBが譜代の郡領氏族と認ぜられたのに対し、顕著な官衙的要素の確認できないCは、A／Bの下位集団の可能性がある。ここでは村落首長クラスを仮に想定する。ただし岡本東遺跡第3次調査で確認された建物群はその面積が30m^{2}以上～60m^{2}以上と極めて大型であり、在地首長―村落首長といった階層概念と建築遺構の規模との関係性について、さらに掘

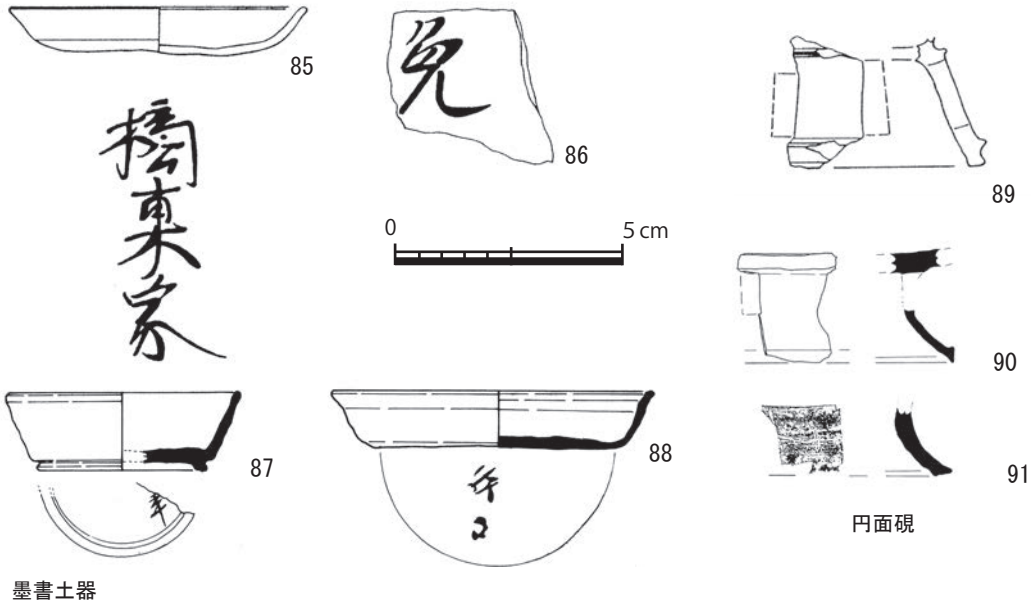

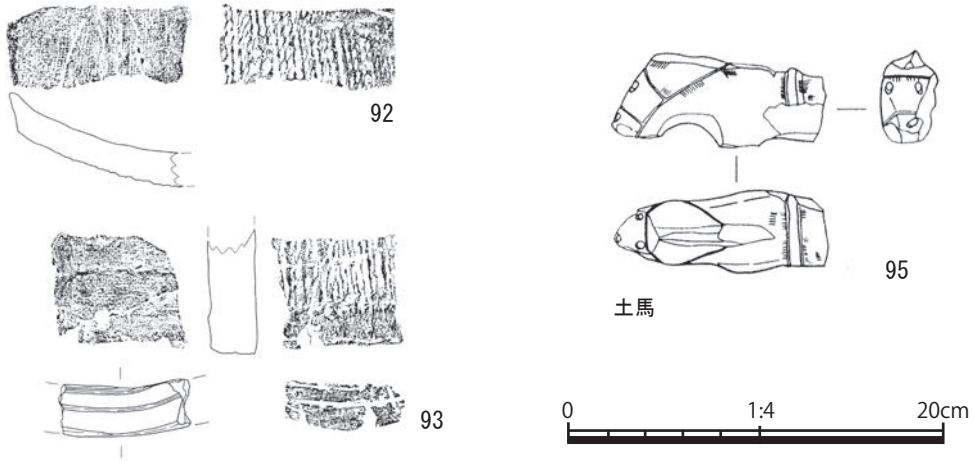

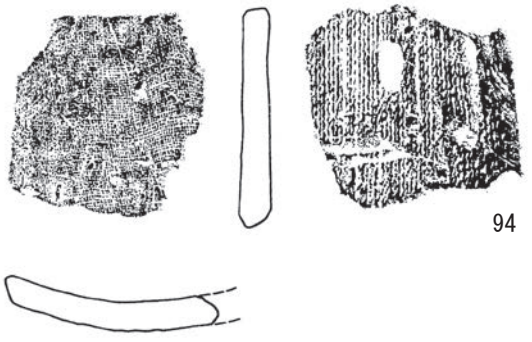

85,86,89,95＝住吉宮町遺跡第23次調査SE06出土
87.88＝住吉宮町遺跡第14次調査SE02出土
92,93=住吉宮町遺跡第17次調査1号集積遺構出土
94=住吉宮町遺跡第33次調査第1面柱穴出土

fig.35　住吉川水系における律令期遺跡出土の遺物

り下げる必要がある。今後の課題としたい。

律令社会における村落首長層の役割について吉田晶は、「上位の在地首長に体現される首長制の公的秩序の下位の担い手」とし、郡衙の構成員として郡経営に参画したとする。であればＣの集団は、郡雑人的な役割を担った存在となろう。これに対し大町は、村落首長の私的収奪に対する抑止として上位の郡司層が設定されていると考え、そこに公権力の萌芽を見る。

本稿で述べたような８世紀の兎原郡郡芯地における郡司社会の多層性は、一見、整然と秩序化された末端官僚機構の存在をうかがわせるものであるが、それは大町の指摘するように「共同体秩序を維持することが、村落首長を含む首長層総体の利益」だからであり、首長たちは自らの地位保全のために、国家の構想する秩序概念に便乗したのである。氏族間には上から定められた秩序では克服不能な潜在的排他性や競合が常に存在したし、あるいはその逆に、上位の首長層と村落首長とが私的収奪によって結合する場合もあったろう。相反する緊張と融和の混在する有りようこそが、「郡」という単一概念によって一律に把握せんと律令国家が目指した、８世紀の在地社会の内実なのである。

※本稿における史料の引用・参考は、『新撰制氏録』については『神道体系　古典編』版（神道体系編纂会1981）、『続日本紀』については宇治谷孟校訂　講談社学術文庫版『現代語訳　続日本紀』、『和名類聚抄』については正宗敦夫校訂　風間書房『和名類聚抄』（二十巻本）、律令条文ついては『国史大系』所収の『類聚三代格』によった。

【参考文献】

青木和夫　1974『古代豪族』日本の歴史　第５巻　小学館
足利健亮　1992「山陽道の歴史地理的考察」『歴史の道報告書　第２集　山陽道（西国街道）』兵庫県教育委員会
網　伸也　2021「古代の四天王寺」『聖徳太子と四天王寺』法蔵館
石島三和　2019「瓦からみた太寺廃寺の沿革と画期」『太寺廃寺Ⅰ』明石市
石母田正　1971『日本の古代国家』岩波書店
井上和人　2004『古代都城制条里制の実証的研究』学生社
梅原末治　1995「武庫郡本山村マンバイのヘボソ塚古墳」『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告』２
大艸　啓　2014『奈良時代の官人社会と仏教』法蔵館
大津　徹　1993『律令国家支配構造の研究』岩波書店
大町　健　1986『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房
落合重信　1975『神戸の歴史』後藤書店
加藤謙吉　1991『大和政権と古代氏族』吉川弘文館
鎌田元一　1994「七世紀の日本列島―古代国家の形成」『岩波講座日本通史』第３巻古代２　岩波書店
川尻秋生　2010「仏教文化のはじまり」『史跡で読む日本の歴史 ３』吉川弘文館
岸本直文　2020『和王権と前方後円墳』塙書房
坂上康俊　2009『律令国家の転換と「日本」』講談社
坂上康俊　2011『平城京の時代』岩波書店
栄原永遠男　1999「郡的世界の内実」『人文研究』五の二
小原嘉記　2018「畿内の国郡司と受領」『講座畿内の古代学　第Ⅰ巻　畿内制』雄山閣
坂江　渉　2008「古代の西摂・神戸と本庄地域」『本庄村史　歴史編―神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ―』本庄村史編纂委員会
篠川　賢　1996『日本古代国造制の研究』吉川弘文館
篠川　賢　2021『国造―大和政権と地方豪族―』中央公論新社

須原祥二　2011『古代地方制度形成過程の研究』 吉川弘文館
竹村忠洋　2002「芦屋市域の古墳時代後期から飛鳥時代の遺跡について」『八十塚古墳群の研究』
都出比呂志　2005『前方後円墳と社会』 塙書房
直木孝次郎　2009『直木孝次郎古代を語る10　古代難波とその周辺』
中村順昭　2014『地方官人たちの古代史　律令国家を支えた人びと』 吉川弘文館
長山泰孝　1994「国家と豪族」『岩波講座日本通史』第３巻古代２　岩波書店
西　弘海　1986『土器様式の成立とその背景』 真陽社
広瀬和雄　1994「考古学から見た古代の村落」『岩波講座日本通史』第３巻古代２　岩波書店
藤田和尊　2011「陪冢論の現状」『古墳時代の考古学』３　同成社
福永伸也　1999「古墳時代の首長系譜変動と墳墓要素の変化」『古墳時代首長系譜変動パターンの比較研究』大阪大学文学部
松原弘宣　1986「大化前代の津支配と国造」『日本古代水上交通史の研究』 吉川弘文館
松原弘宣　1988『古代の地方豪族』 吉川弘文館
森　公章　2000『古代郡司制度の研究』 吉川弘文館
森　公章　2014「国造制と屯倉制」『岩波講座日本歴史』第２巻　古代２　岩波書店
森　公章　2013『古代豪族と武士の誕生』 吉川弘文館
森岡秀人　1990「前方後円墳からみた古墳時代の阪神地方」『考古学論集』 考古学を学ぶ会第３集
森岡秀人　2002「摂津・八十塚古墳群と兎原郡葦屋郷・賀美郷周辺の古代史」『八十塚古墳群の研究』
森岡秀人　2008「考古学が語る本庄地区周辺の地域史」『本庄村史　歴史編―神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ―』 本庄村史編纂委員会
八木　充　1975「国造制の構造」『岩波講座日本歴史』第２巻　古代２　岩波書店
八木　充　1986「凡直国造と屯倉」『日本古代政治組織の研究』
山中敏史　1994『古代地方官衙遺跡の研究』 塙書房
吉川真司他編2018『講座畿内の古代学　第Ⅰ巻　畿内制』 雄山閣
吉川真司他編2018『シリーズ古代史をひらく　前方後円墳　巨大古墳はなぜ作られたか』 岩波書店
吉松大志　2017「文献からみた郡庁内・郡家域の空間構成」『郡庁域の空間構成』 奈良文化財研究所
吉田　晶　1973「凡河内直と国造制」『日本古代国家成立論ー国造制を中心としてー』 東京大学出版会
吉田　晶　1975「古代国家の形成」『岩波講座日本歴史』第２巻　古代２　岩波書店
米田雄介　1979『古代国家と地方豪族』 教育社
和田晴吾　2018『古墳時代の王権と集団関係』 吉川弘文館

【発掘調査報告書・研究会資料・展示図録等】

明石市　2019『太寺廃寺Ⅰ』
芦屋市教育委員会　1970『芦屋廃寺址』
芦屋市教育委員会　1996「寺田遺跡（第40・41・47・52・55・57地点）」『平成７年度国庫補助事業　芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』
芦屋市教育委員会　1997「芦屋廃寺遺跡（W地点）」『阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査（平成７年度分）』
芦屋市教育委員会　1999『寺田遺跡第95地点発掘調査概要報告書』
高山歴史学研究所　2001『兵庫県芦屋市　寺田遺跡（第135地点）』
芦屋市教育委員会　2002『兵庫県芦屋市　寺田遺跡発掘調査報告書　第127・130・132・133地点』
芦屋市教育委員会　2003『摂津・藤ケ谷古墓―藤ケ谷遺跡第五地点・古代火葬墓の調査―』
芦屋市教育委員会　2003『兵庫県芦屋市　寺田遺跡発掘調査報告書　第132・133・137・139・141・142地点』
芦屋市教育委員会　2004『月若遺跡（第71地点）発掘調査報告書』
芦屋市教育委員会　2005『兵庫県芦屋市　寺田遺跡発掘調査報告書　第150～153・157～160・166～168地点』
芦屋市教育委員会　2006『兵庫県芦屋市　業平遺跡第61地点　月若遺跡第79・81地点　寺田遺跡第178・181地点発掘調査報告書』
芦屋市教育委員会　2007『兵庫県芦屋市　月若遺跡発掘調査報告書　第83地点』

芦屋市教育委員会　2008『芦屋市山手幹線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の概要―総集編―』
芦屋市教育委員会　2009『兵庫県芦屋市　月若遺跡発掘調査報告書　第96地点』
芦屋市教育委員会　2010『兵庫県芦屋市　月若遺跡発掘調査報告書　第98・100地点』
芦屋市教育委員会　2013「月若遺跡（第35・37地点）」『平成8年度国庫補助事業（1）　芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』
芦屋市教育委員会　2015「寺田遺跡（第55地点）」『平成8年度国庫補助事業（3）　芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』
芦屋市　1971『新修芦屋市史　本編』
神戸市教育委員会　1990「郡家遺跡　大蔵地区第2次調査」『松和62年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　1990『住吉宮町遺跡第11次調査』
神戸市教育委員会　1992「住吉宮町遺跡」『平成元年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　1993「住吉宮町遺跡」『平成2年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　1994「住吉宮町遺跡第9次調査」『昭和63年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　1998『住吉宮町遺跡（第17次・第18次調査）―阪神・淡路大震災に伴う埋蔵文化財発掘調査―』
神戸市教育委員会　1999「住吉宮町遺跡第21次調査」「住吉宮町遺跡第23次調査」『平成8年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2000「岡本東遺跡第1次調査」『平成9年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2000「住吉宮町遺跡第25次調査」『平成9年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2001『住吉宮町遺跡（第19次・第20次調査）―阪神・淡路大震災に伴う埋蔵文化財発掘調査―』
神戸市教育委員会　2001「住吉宮町遺跡第33次調査」『平成10年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2002『深江北町遺跡　第9次　埋蔵文化財発掘調査報告書―葦屋駅家関連遺跡の調査―』
神戸市教育委員会　2003『住吉宮町遺跡第37次発掘調査報告書』
神戸市教育委員会　2004『西求女塚古墳　発掘調査報告書』
神戸市教育委員会　2004「郡家遺跡第70次調査」『平成13年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2006『御影山手遺跡第2次　発掘調査概報』
神戸市教育委員会　2008『郡家遺跡第83次調査』
神戸市教育委員会　2008「住吉宮町遺跡第40次調査」『平成17年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2009『本山中野遺跡第三次発掘調査報告』
神戸市教育委員会　2010『住吉宮町遺跡第45次発掘調査報告書』
神戸市教育委員会　2011『郡家遺跡第85次調査』
神戸市教育委員会　2011「西岡本遺跡第8次発掘調査報告書」
神戸市教育委員会　2014『深江北町遺跡　第12・14次　埋蔵文化財発掘調査報告書』
神戸市教育委員会　2015「郡家遺跡第89次調査」『平成24年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2016『発掘！古代のお役所』　平成28年度秋季企画展図録
神戸市教育委員会　2017「岡本東遺跡第2次調査」『平成26年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2018「郡家遺跡第67次調査」『平成12年度　神戸市埋蔵文化財年報』
神戸市教育委員会　2020『郡家遺跡第95次発掘調査報告書』
神戸市　2010『新修神戸市史　歴史編Ⅱ　古代・中世』
奈良国立文化財研究所　1991『平城宮発掘調査報告書ⅩⅢ』奈良国立文化財研究所学報　第50冊
奈良文化財研究所　2003『古代の官衙遺跡　Ⅰ　遺構編』
奈良文化財研究所　2004『古代の官衙遺跡　Ⅱ　遺物編』
奈良文化財研究所　2005『平城宮発掘調査報告書ⅩⅥ』奈良文化財研究所学報　第70冊
奈良文化財研究所　2007『古代豪族居宅の構造と機能』
奈良文化財研究所　2010『図説平城京事典』
奈良文化財研究所　2014『長舎と官衙の建物配置　報告編・資料編』　クバプロ
奈良文化財研究所　2017『郡庁域の空間構成』
奈良文化財研究所　2018『地方官衙政庁域の変遷と特質　報告編・資料編』

写　真　図　版

写真 1　1 区全景（南から）

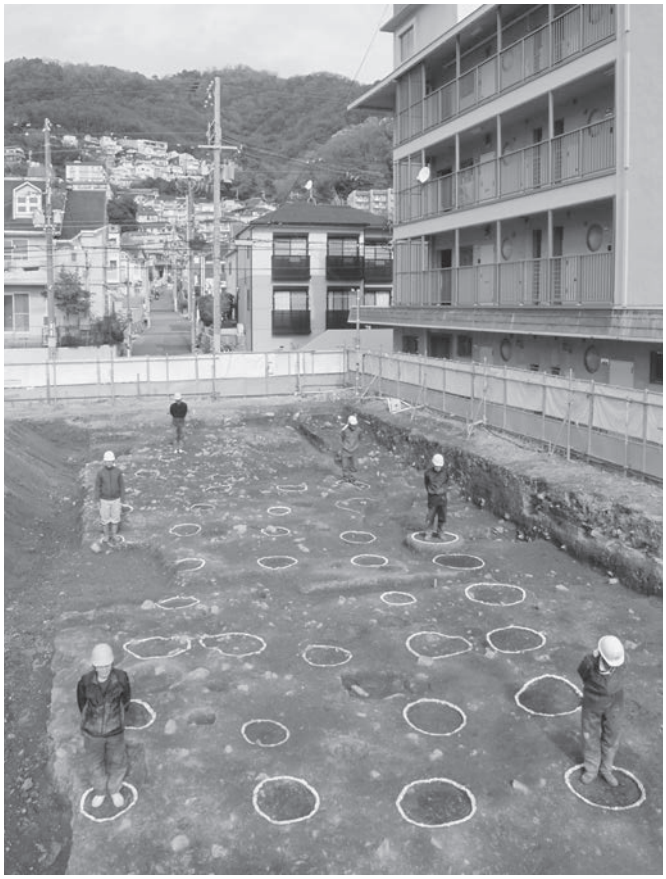

写真 2　2-3 区 SB0/02 検出状況（南から）

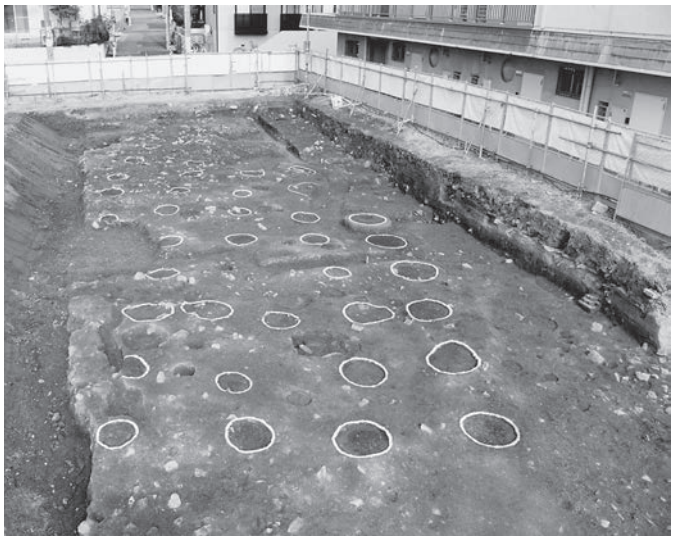

写真 3　2-3 区 SB01/02 検出状況（南から）

写真 4　4 区全景（西から）

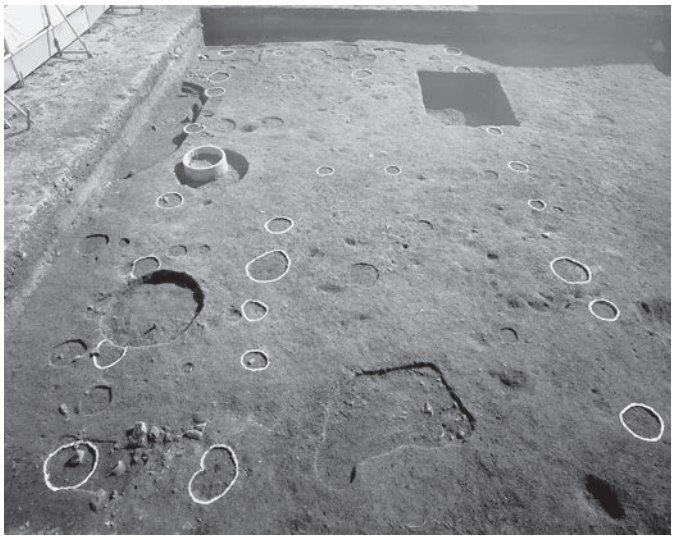

写真 5　SB03/04　SI02 検出状況（北から）

写真 6　3 区東半全景（西から）

写真 7　SI01 検出状況（南西から）

写真 8　SI02 検出状況（北から）

P.L. 3

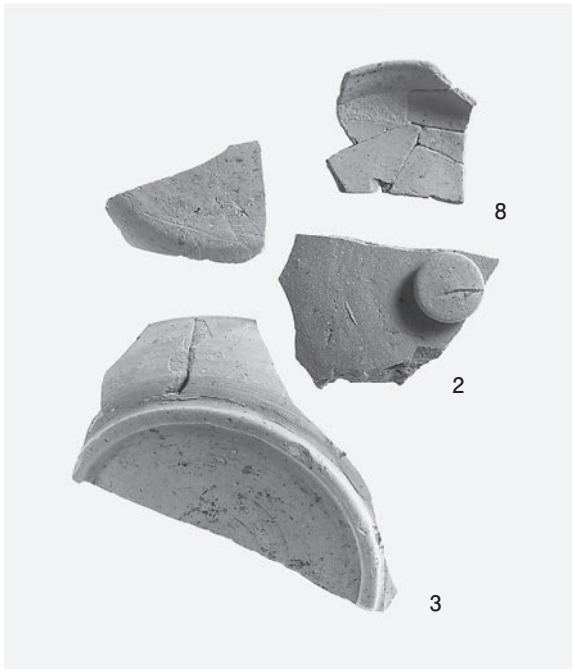

写真 9　SB02 出土土器

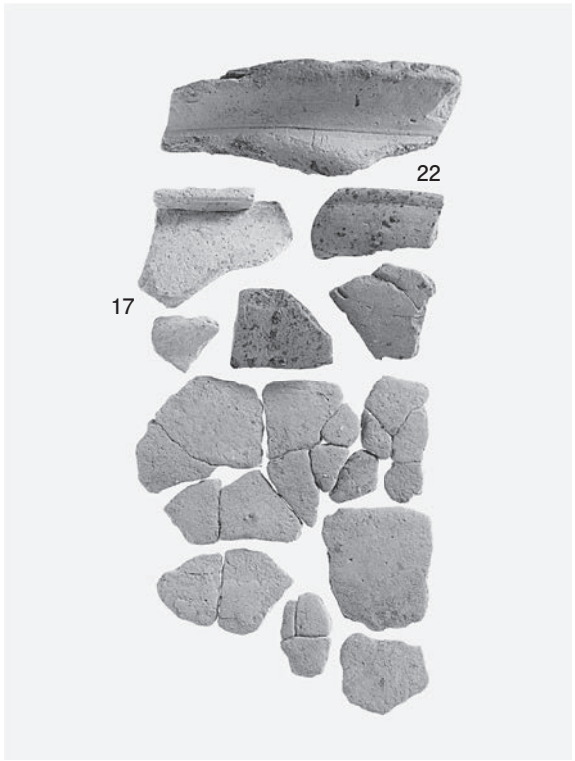

写真 10　SB01/02 検出面上面上出土土器

写真 11　SB01/02 検出面上面上出土土器

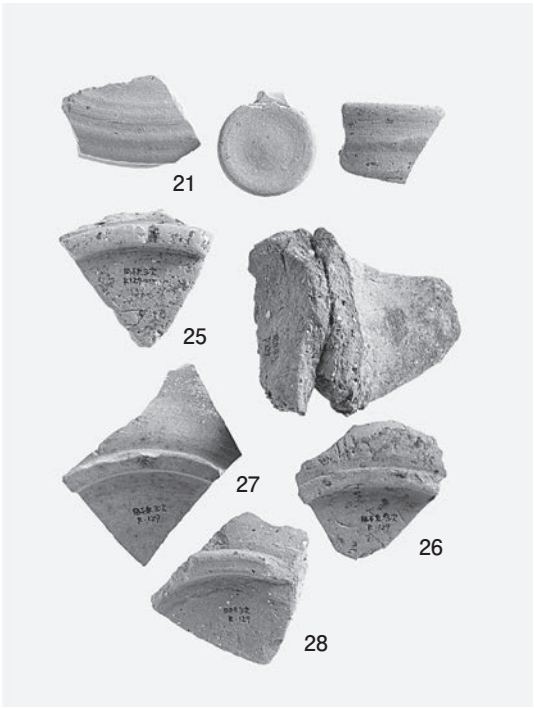

写真 12　遺物包含層 3 出土土器

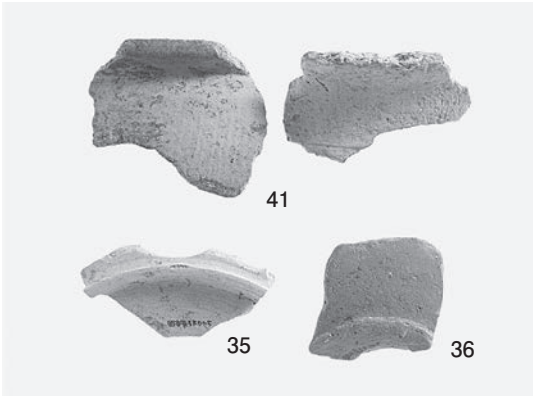

写真 13　遺物包含層 2 出土土器

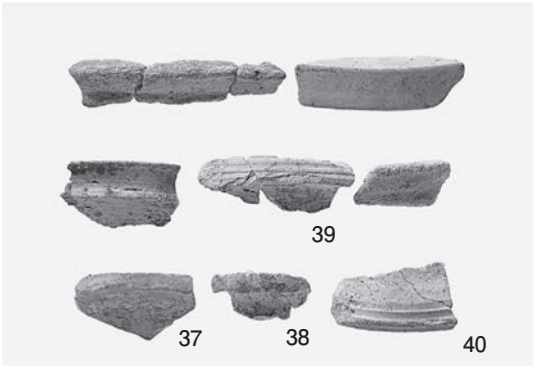

写真 14　遺物包含層出土土器

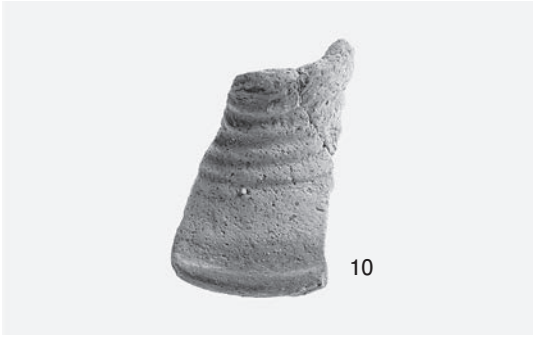

写真 15　SI01 出土土器

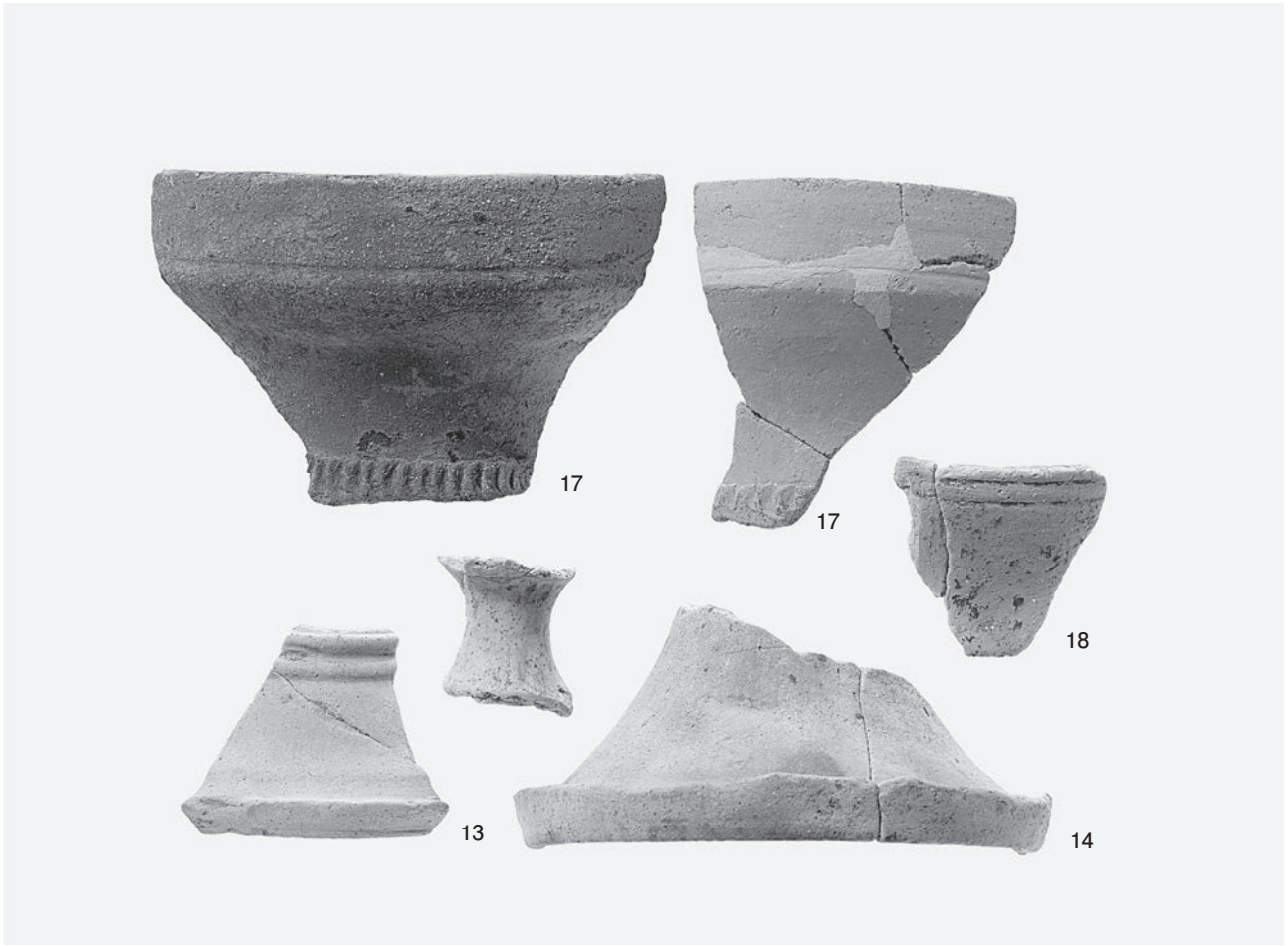

写真 16　SI02 出土土器

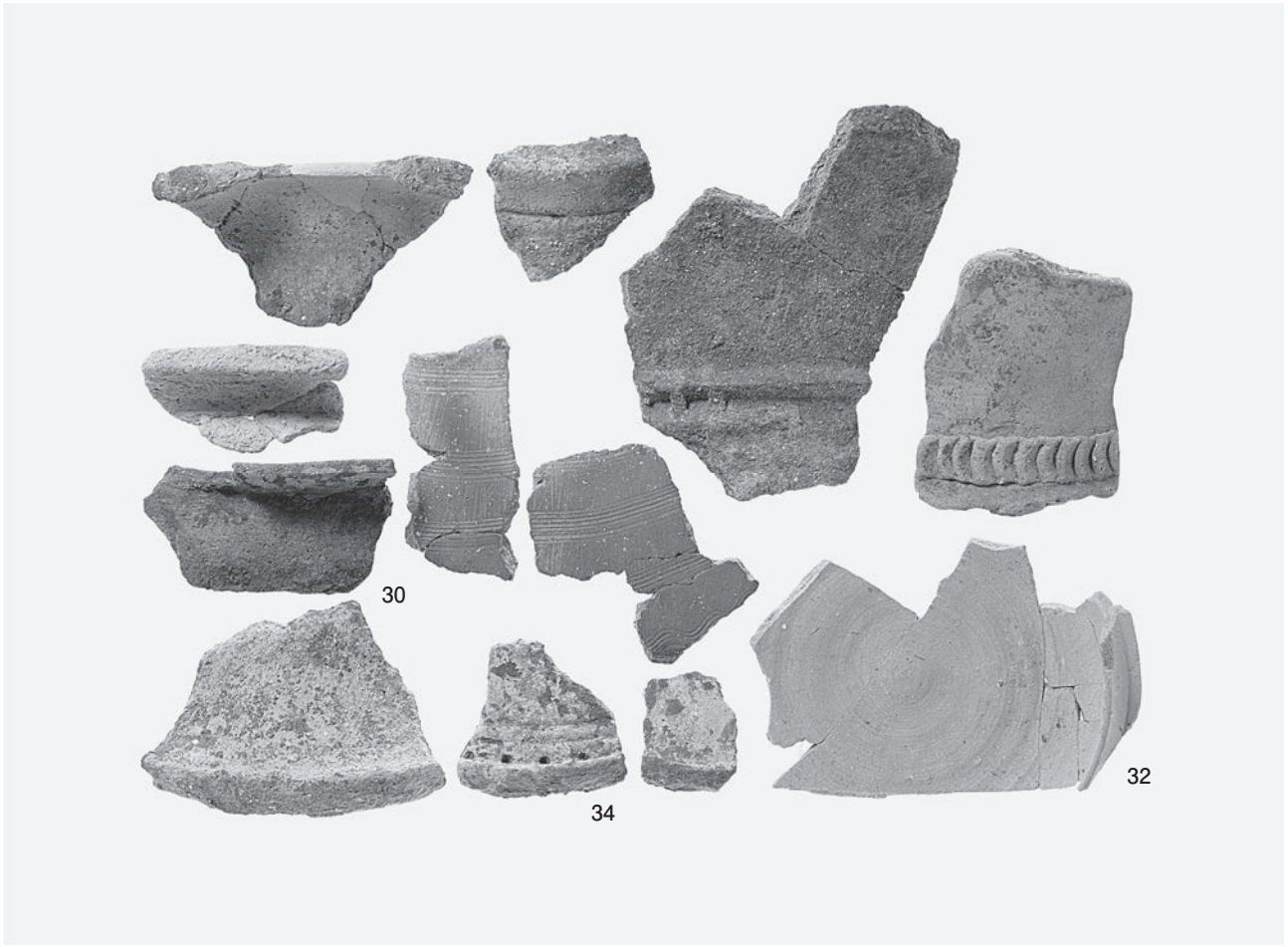

写真 17　遺物包含層出土土器

写真 18　SI02 出土土器

写真 19　SI01/02 出土土器

写真 20　遺物包含層 3 出土土器

写真 21　遺物包含層 1 出土縄文土器

写真 22　遺物包含層 1 出土縄文土器

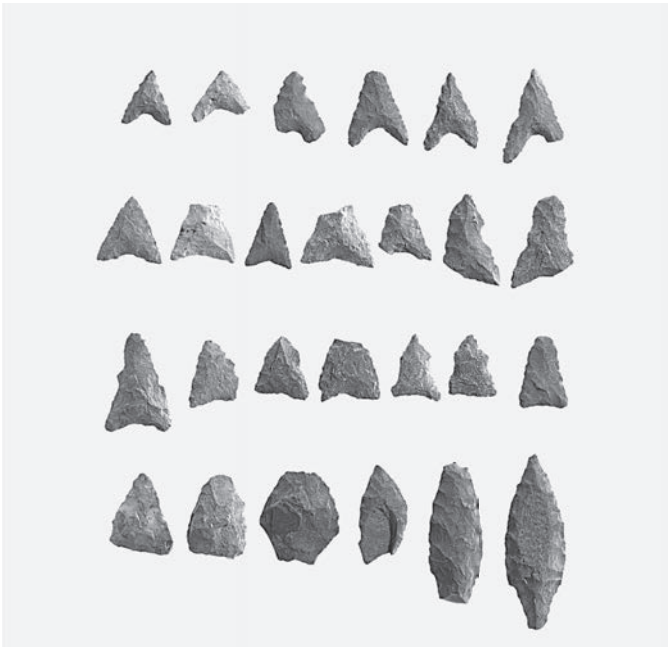

写真 23　遺物包含層出土打製石鏃

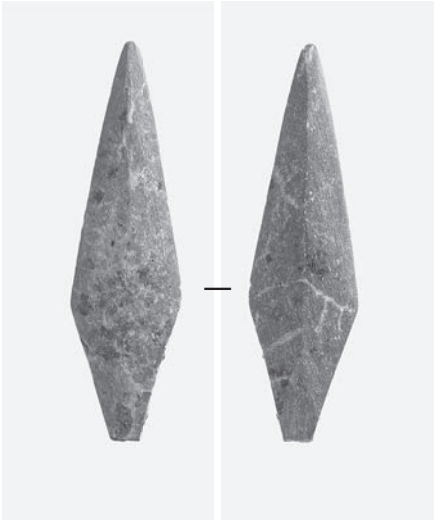

写真 24　遺物包含層出土磨製石槍

写真 25　遺物包含層出土打製石器

報 告 書 抄 録

ふ り が な	おかもとひがしいせき　だい３じ　はっくつちょうさ　ほうこくしょ
書　　名	岡本東遺跡第 3 次発掘調査報告書
編 著 者 名	石島　三和
編 集 機 関	神戸市
所 在 地	〒650-8570　兵庫県神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
発 行 年	2022 年 3 月 31 日

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	発掘期間	発掘面積（㎡）	発掘原因
		市町村	遺跡番号					
岡本東遺跡	兵庫県 神戸市 東灘区 岡本 7 - 30-2	28100	10-16	34° 73′ 10″	135° 27′ 15″	20201109 ～ 20210225	延べ 890 ㎡	福祉 施設 建設

所収遺跡名	種　別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
岡本東遺跡	集落遺跡	奈良時代	掘立柱建物 竪穴建物	土師器 須恵器 弥生土器	

要　約	奈良時代の側柱建物2棟、総柱建物1棟、奈良時代から平安時代の大型側柱建物、ピット、弥生時代の竪穴建物2棟を検出した。 奈良時代の建物群は共通の造営軸を持ち、同時併存の可能性が高い。

岡本東遺跡第３次発掘調査報告書
―六甲山南麓における律令期遺跡の調査―

発行　神戸市文化スポーツ局文化財課
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
℡　０７８－３２２－５７９９
発行日　2022年３月31日
印刷　交友印刷株式会社
神戸市中央区港島南町５丁目４番５号
℡　０７８－３０３－００８８

神戸市広報印刷物登録　令和三年度　第464号（広報印刷物規格　A－６類）

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
City of Design KOBE
Member of the UNESCO Creative Cities Network since 2008

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

OKAMOTOHIGASHI SITE

A SITE OF NARA PERIOD

EXCAVATION REPORT